

公  
民  
講  
座

特215  
403

十  
一  
年  
五  
月

料資育教會社  
輯二十九第  
縣分大



0052710-000

特215-403

公民講座

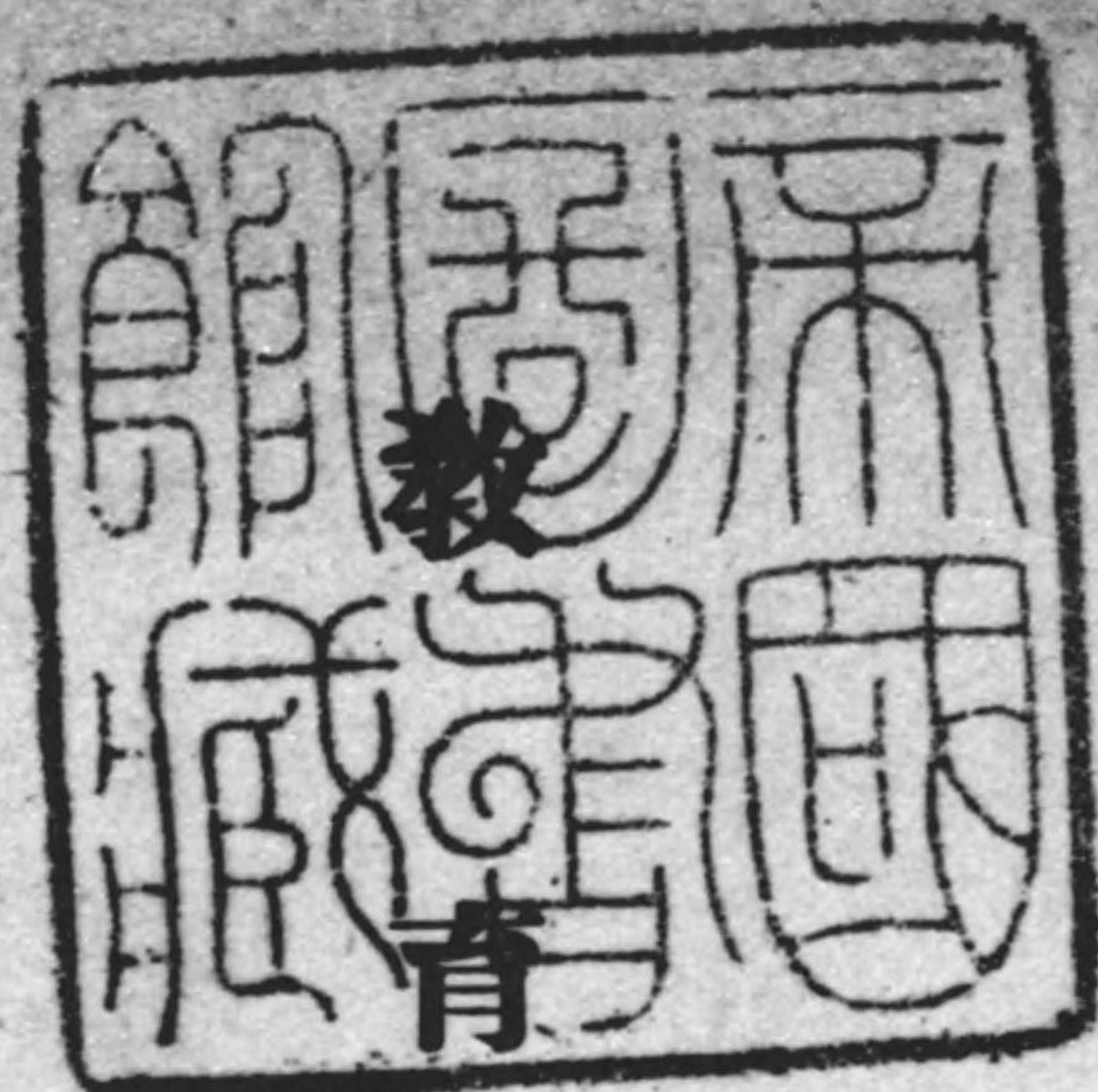
大分県社会課

昭和11

AHP



特 215  
403



勅

語





朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト  
深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥  
ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ  
此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ  
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ  
啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重  
シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇  
運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ  
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守  
スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕  
爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ  
輒近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツテヤ是レ實ニ上下協翼振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ實實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揭ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日



昭和元年  
十二月二十八日

### 踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラムコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考觀聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラムコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ヲ不拔ニ培ヒ民族ヲ無彊ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚セムコトヲ懋ムヘシ今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日進以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセムコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ不顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼承スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ



# 詔書

朕惟ニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議途ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マズ是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信テ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協贊邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

# 令旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ

諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡

シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勵メ

ムコトヲ望ム

國運進展

青年記念日

十一月二十二日



## 吾等ノ信條

- 一、教育勅語ヲ奉體シテ熾烈ナル國家精神ノ涵養ニ努ム
- 一、補習教育ノ充實ヲ圖リ日進ノ修養ニ努メ一層心身ノ鍛鍊ヲ期ス

- 一、獨創及研究的意氣ヲ以テ業務ニ勵精シ能率ノ増進ヲ旨トス

大正十一年十月二十日

## 大分縣聯合青年團

## 大分縣聯合<sup>女男</sup>青年團大會宣言

### 宣 言

現下の非常時局に際し吾等青年團は特に左記事項の徹底を期す

- 一、尊皇殉國の士氣を作興し銃後の責任を完うすること
- 一、各團各支部に産業部を設け共同研究を盛にし、自己の職業を通じて修養の實績を體現すること
- 一、公民自治の徳操を養ひ、理想郷土の建設に邁往すること

昭和八年四月廿九日

天 長 節



# 公民講座目次

## 第一

一、教育勅語	一
二、青年の責任	三
三、社会生活	五
四、国家	一〇
五、天皇	一六
六、臣民と領土	二〇
七、国民と領土	二四
八、裁判所	二六
九、行政官廳	三三

## 第二

一、戊申詔書	三九
二、青年の修養	四四
三、我が國民性の長短	四七
四、國防	五〇
五、國交、國防	五三
六、租稅	五八
七、警察と消費	六〇
八、教育	六五

九、神社、宗教	七九
---------	----

## 第三

一、國民精神作興に關する詔書	八五
二、青年の意氣	九〇
三、愛郷愛國	九七
四、家祭、親族、戸籍、相續	一〇二
五、職業	一〇六
六、職家の生計	一一九
七、一家の衛生	一二五
八、保險と衛生	一三五
九、産業組合	一三九

## 第四

一、昭和元年十二月二十八日踐祚後見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語	一四五
二、國際聯盟離脱に關する詔書	一四〇
三、青年の抱負	一四八
四、經濟の原理	一五五
五、地方自治制度	一五九
六、銀行と金融	一六五
七、教化勳員の趣旨	一七〇
八、立憲政治	一七五



修身公民講座

第一



## 第一 教育勅語

教育勅語は、明治二十三年十月三十日 明治天皇が我等國民の守るべき道德の大綱をお示しになつた聖典である當時の我國情は、明治維新後開國進取の國是に促かされ、西洋の文物は恰も潮の如き勢を以て押寄せて來た。その結果我が風俗習慣などを顧みず極端なる歐化主義を現出し、個人主義功利主義及び自由平等説の流行となり徳教上の異説大に行はれ我が國體觀念又は家族制度に反し終に國民の思想上に暗影を投ずるに至つた。その甚しきものは、我が國體の尊き所以を忘れ君臣の分を紊り道德を輕じて自己の權利のみを主張し、全く思想界の混沌時代を招いたのである。この西洋かぶれの風潮は、明治二十年頃に至りて最高潮に達し、政治の要路に立つ人々まで、盛に西洋の風俗習慣を謳歌し、男女間の風儀は頗る夜會舞踏會等類に催されその尖端を歩まんとする學生は、男女うち混りて、英語劇を演ずるなど頗る奇狂なることさへ行はれるやうになつた。之が爲世態人情甚しく輕薄に流れ風儀道德の頹廢その極度に達した。然るにその反動として歐化主義と相對して、一種國粹保有主義が頭を擡げ、徒に舊弊を墨守し西洋の事とし云へば是非善惡の如何を問はず、すべて之を排斥し、斬髮を以て野蠻の風なりと嘲り、靴のまゝ室内に入るは禽獸の行ひなりと罵り、更に甚しきは、電信電話の如き文明の利器までを排斥するものさへあるに至つたのである。一般國民はその嚮ふ所に迷ひ、國民教育の大本をさへ辨へざるの有様となつた。

明治天皇は深く大御心を惱まし給ひ茲に教育に關する勅語を御下賜になつたのである。この聖勅一たび發せられるや、國民道德の基礎こゝに立ち國民教育の大本明になり、暗夜に明燈を得たるが如く、我等國民の進むべき正しき目標を認むるに至つた。

教育に關する勅語は、明治天皇が皇祖皇宗の御遺訓に基かれて、我が國民道德を簡明に御示しになつたものであるが、御聖旨の廣大にして深遠なることは申すまでもない。我等は御聖旨を奉體し日夕服膺して、之が實踐躬行に努めねばならぬ。

教育勅語は、之を三段に分けて拜察致したい。



第一段は「朕惟フニ」から「教育の淵源亦實ニ此ニ存ス」に至るまでである。この第一段に於ては肇國の悠久と樹徳の深遠なる事を仰せになり、忠孝の大義が我國體の眞髓であつて國民教育の大本であると宣まはせられてある即ち我が皇祖皇宗何れも至仁至慈にましまして下萬民を御愛撫あそばされ、國民も亦心を一つにして皇室を扶翼し奉り、よく忠孝の大道を行ひ來つたことこれである。我國の如く、君臣祖を同じうし、君民一系、家國一體の情誼は世界中外に見ることの出來ぬうるはしきであるからこの忠孝の誠心を以て、將來益々君國の爲に盡すの覺悟がなければならぬ。之が國民たるの道であつて子々孫々に遺す訓である。「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられた所以もこゝにあると拜察せられる。

第二段は「爾臣民父母ニ孝ニ」から「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」に至るまでを云ふ。この段に於ては我等國民の個人として家族として、社會人として、國家人として守るべき道德の大綱を示し給へるものである。之が根本精神としては、先づ以て父母に孝順でありたいと思ふ。我等は平素の恩愛になれて不足を慙へ不満を洩らすことが多く、親の心子知らずとは能く言つたものである。この道理を辨へて先づ父母の心を以て心とし家に在りては朝夕氣持よく事へ他郷に出で、は常に安否を伺ひ時折の便を缺がさぬやうにしたい。殊に妻帯後に於てはやゝもすれば妻子の愛に引かれ、その奉養怠りがちになるものであるから、心したいと思ふ。而して常に自己の進展向上に志し、以て父母の心を安じ慰めなければならぬ。斯の心を以て他に接すれば兄弟朋友仲よく、夫婦睦じく、身を持するや恭儉に、すべてにいつくしみの心湧き、修學習業に就ては眞劍味を持ち、社會公共の仕事に當りては骨惜しみをせず、一朝有事に際しては君國の爲に身命を賭して働くことが出来る。此の根本精神は平素親を思ふの純情より出づるものである。

第三段は「斯ノ道」より終りまでである。斯の忠孝の道は、實に我が皇祖皇宗の御遺訓であつて、上は皇室より下は萬民に至るまで永遠に守るべきことをお諭しあそばしたものである。斯の大道は時の古今を問はず國の中外を論ぜず何れの時代何れの處にも行はるべきものであるから「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と宣はせられた所以である。特に「朕爾臣民ト俱ニ」と仰せられたことは誠にかしこき極みであつて、明治天皇御躬親ら率先して拳々服膺せられ、範を臣民に垂れさせ給ひ、臣民と俱に斯の徳をにせんことを望ませられてある。吾等臣民たるものは謹みて聖旨の存する所を奉體し大御心に副ひ奉るやう努めなければならぬ。

今日の世の相をながめると親親たらす子子たらすの觀がある。隨てある一部の青年中には忠孝の話などは全く時代後れの言草としか考へてゐない者すらある。爲に長幼序を失ひ功利的思念強く、家族制度を呪ひ感謝報恩の念著しく薄らぎ甚しきは國民道德をさへ排しようとする者もある。吾等は此の惡氣流の中に立ちて活動せねばならぬからその嚮ふ所を懲らす、徐に熟慮し徐に反省し健全なる國民として、善良なる公民として、明るい日々を送りたいものである。それには朝に夕に炳として輝く教育勅語を奉體して、深く肝に銘し、明治天皇の御聖徳を仰ぐと共に互に相誠め相勵まし以て斯の道を行ひ、我が皇運を無窮に扶翼し奉らねばならぬ。

## 第二 青年の責任

### 一、青年の責任

家を興し郷土を興しやがて國を興す者は若人の力である。さればこそ大正九年十一月二十二日 皇太子殿下の御令旨にも

「國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ」

と、宣はせられてある。誠にありがたき極みである。修養ある青年の力が國運興隆の基礎であることを思ふ時、我等は修養の一日も忽にすべからざるを内省すると共に、その責任の重且つ大なるに省み、此の青年時代を最有意義に過ぎなければならぬ此の大切な修養期に於て、自己の爲すべきを爲さず自己の盡すべきを盡さず、その責務を果さざる者が在るならば、それは責任の回避者であり、臆病者であり、不誠實なる者であつて、やがては自己の破滅を招くばかりか、延いては國家社會を危きに導き、全く生存の意義を失ふことにもなる。よくよく考へたいものである。



人生に於ける青年期は、心身共に大なる變化を來たす時で、身體の組織は十三、四頃からだん／＼と變り始める、例へば今までの小さな家をとりこはして、更に大きな家を建てなほさんとするやうな變化である。第一手足が伸びる。第二に生殖機關が發育して來る。今までは男女共たいたした差別はなかつたのに、此の頃から男は胸が發育して男女の特性が著しくなり、男は男らしく、女は女らしくなつて所謂第二の誕生をもたらしめるものである。昨日まで家庭と學校とより外に眼の見えなかつた者が、珍しい社會といふ新天地を發見する。

隨つて研究心や向學心が旺になり、宇宙觀、人生觀、世界觀、宗教觀は此の頃から始まるのである。小學教育は猿や馬に藝を仕込むのと大差はないが、人を作るの教育は青年に至つて始められる。それは身體の諸機關かひとかはりすると共に、精神も亦動物性から人間性に生まれかはれる時であるからである。此の時代の教育は少年時代の基礎知識から進んで社會の實生活に足を踏入れる教育であるから一生涯の所有物となるものであつて、人生の行路に一轉機を畫するのである。社會への道程は家庭のやうに、學校のやうに簡單なものではない。隨て青年時代は人生行路の十字街頭にさまよひつゝあるものとも見ることができよう、彼岸に光明の天地を望みつゝ、何れの船にて成功の殿堂に達せんかと苦しみつゝあるものとも見ることができる。人生に於て、此の時期ほど重大な時代、痛快な時代、面白い時代、希望に輝く時代はない、一年中の春の時代にもたどふべきもので、咲き匂ふ花そのまゝの心が青年期である。故に一夜の雨にも一時の風にも心おかれる時である。寸時の油断から、生涯醫すべからざる失敗を招き、一生を棒にふる青年が少くないから自己の立場々々を考へて意志強く活動し、薄志弱行であつてはならぬ。

### 三、地方改善と青年の覺悟

地方に於ける各種事業の改善は、修養ある青年自ら尖端を行きたいものである。それには先づ第一に自己の手腕を練ること

は申すまでもない。而して父兄から「やらすれば出来る仕事は若い者にまかせろ」といふ信用を得る事が第二である。かうして家庭から村處に及んで行く。即ち青年の覺悟一つで其の村處がだん／＼と改善せられる。その好い例として下毛郡鶴居村や玖珠郡森町などがある。彼の鶴居の如きは數年前青年の教養資金として汗の金一千圓宛を醸出した有志が八人もある。更に三千圓を投じて青年研究農園を設けてくれた篤志家もある、畢竟めざましい青年活動の反響がこゝに導いたことは申すまでもない吾々は常に令旨を奉體し大分縣聯合青年團の決議綱領に基き常に研究修養を積み青年の責任を完うしたいと思ふ。

- 綱領
- 一、教育勅語ヲ奉體シテ熾烈ナル國家精神ノ涵養ニ努ム
  - 一、補習教育ノ充實ヲ圖リ日進ノ修養ニ勉メ一層心身ノ鍛鍊ヲ期ス
  - 一、獨創及研究的意氣ヲ以テ業務ニ勵精シ能率ノ増進ヲ旨トス

## 第三 社會生活

### 一、社會の意味

人は孤立して生活することは出来ぬ。早い話が家庭全部の出拂つた後で留守番をするのは眞に辛く、賑かな所には誰もまつ先に行き度いものである。之人には生れながらにして人々と共に居たいといふ本能があるからである。故に人は先づ親子、兄弟といふ様な、最も親しい關係の人々と共に家庭といふ團體を造つて生活する。家庭は最も狭い意味で社會といふことが出来る。

人は家庭を出づれば、朋友と交り、隣里と交り、學校に入つては教師に接し、市町村民としては自治團體の一員となり、又國家の一員となり、時に外國人と交はつて世界人類の一員ともなつて生活するものである。この家庭、學校、市町村、國家、並に世界は皆吾々の住む社會である。



人は社會の中に生れ、社會の中に育ち、終に社會より死んで行くのであつて、寸時も社會と離れることはない。人と社會との關係は恰も胃と身体との關係、手足と全身との關係のやうなものである。健全なる社會は個人の發展を促し、不健全なる社會は却つて個人の發展を妨げるものである。之と反對に社會の一員たる個人が健全であればその社會は發展し、不健全なる場合にはその社會はだん／＼衰滅することになる。

スカンヂナビヤ半島の山奥に小草よりも小さい様な一本の木があつた。よく注意してみるとハンの木である。ハンの木はだん／＼南の方の國に行くに従つて大きくなり、遂には大木になつて茂るやうになるのである。このスカンヂナビヤ半島のハンの木は同じハンの木でありながら非常に小さい。之は何故であらうか。全くその地の氣候の影響である。スカンヂナビヤ半島の氣候は非常に寒く植物の生育に適しないのである。然るに南に行くに従つてだん／＼暖かになり、植物も従つて次第に大きくなつて行くのである。之は單に植物と氣候との關係であるが、一般に植物の生育とその周囲の自然的狀態とはかくの如く深い關係を有してゐるものである。人間界に於ける個人と社會との關係も亦之と同じことであつて、社會の力が個人に及ぼす力は實に大きいものである。

ところが植物に於ては自分の周囲の自然的狀態に對して一步も手を下すことは出来ないが、吾々人間に於ては幾分自己の周圍即ち社會を改造してよりよき社會とすることも出来る。之流石に萬物の靈長たる人間の有する特權であり、且つ責務である。吾々はまことに有り難き聖代に生れて來たことを感謝するとともに、社會の一員として其の發達進歩の爲に十分にその責務をつくす覺悟がなくてはならぬのである。

## 二、共存共榮

個人は社會をはなれては寸時も生存することは出来ない。寒暑につけて身體を保護してゐる衣服にしても自分でこしらへたものではない。洋服の材料たる毛織物は遠く英國人の手を煩はして居るであらうし、更に毛織物の原料たる羊毛ははる／＼濠

洲から渡來したものが多し。僅か一枚の洋服にも殆ど世界の人々に關係を有してゐるのである。

住居にしてもさうである。今日は盛にアメリカ松、シベリヤ松が輸入されるが一枚の戸一本の柱にしてその故郷を尋ね、そこに落ちつくまでの事情をしらべたならば、思半ばに過ぐるものがあらう。食物は勿論のこと、自分の食物を自分で栽培し、自分で製造し自分で炊事して食することは恐らく仙人と雖も難いことであらう。全く吾々は社會の恩に包まれてゐるのである。佛教の方では之を衆生の恩と云つてゐるが、靜に反省して見ると吾々は全く社會の恩、社會の恵の中に生きてゐることに氣が付くであらう。

然るに世の中にはこの自明の道理がわからず、社會の恩を忘れて却つて社會に反感を持ち、反抗的態度に出るものがある。全く笑ふべき、憐むべき無自覺者共といふべきである。吾々は常にこの洪大なる社會の恩を思ひ、社會の恩に報ゆる心掛がなくてはならぬ。

よく日本の商人、殊に封建時代の考のまだ失せぬ人々は商賣をするにしても、自分さへよければよろしい。一錢でも多く儲ければよい。お客さんには少々都合がわるくてもよい。この場合うまく誤魔化してしまへばよいのだといふ様な狭い量見になり易いが、之は大に間違つたことである。前にも申したとほり一度社會の恩を考へたならば自分さへよければよいといふ様な考へはこの人間世界では全く成り立たぬ考へであるといふことは當然すぎる程當然の理である。

この精神は單に商業上のことに限らぬ。市町村の公民としても、或は農業經營者としても、議員公吏等の如き職についてゐる場合にも常に必要な精神である。この精神の根本となるのは正義と協同とである。

利己的小我をすて、社會的正義につき、偏狹的部分的精神をすて、眞の協同の精神を發揮し以て共存共榮の實をあげることは吾々のつとむべき大切にして且貴重なる任務である。この精神の健全なる社會は健全でありこの精神が少し病氣にかゝればその社會は病的社會となる。

## 三、共存共榮と獨立自治



人は單に自己の利益のみをはかるべきではない。廣い社會一般の利益といふことを重んぜなければならぬ。即ち自分の爲のみでなく人の爲につくす精神が大切であるといふことは前にのべたが、さてこの自分のためにつくすこと、人の爲につくすこととは矛盾するものか、一致するものか、之は一寸考ふると全く矛盾するやうであるが、よくよく考へてみると決して矛盾するものではない。否一致すべきものであることに氣が付くであらう。元來この自分のためにつくすといふ精神は一面非常に大切な事である。この精神があつて始めて家は榮え、國は富むのである。立身出世をはかる上にも是非必要な精神である。たゞ之ばかりに偏してはならぬのである。否偏せぬことが却つて自分の爲にも利益となるのである。

例へば、こゝに一人の商人があるとする。この商人は單に自分の利益といふことに考へてゐるばかりでなく、お客様の利益といふことも併せて考へてゐて、成るべくよい品を成るべく安價に賣るといふことを心掛けてゐるとする。さうするとこの商人はだん／＼世間の信用といふものを集めることが出来る。信用が集まれば商業はそれに比例して繁昌し、従つて商人自身の利益にもなるのである。一体日本人の中にはこゝの道理がわからず、たゞ自分の利益ばかりを考へてゐるものが少くないのである。之はまことに遺憾な事である。

特に國際的競争の時代に際し、産業合理化の叫ばれる今日、吾々青年は常に百年の大計を立て、小我にとらはれぬ覺悟がなくてはならぬ。

#### 四、共存共榮と平和

歐洲大戰の後交戦各國は戦争の慘禍を特に痛切に感じ、舉げて國際平和の爲に或は國際聯盟を組織し、又は軍縮會議を開いてゐる。戦争は吾々の呪ふところ、平和は吾々の冀ふところであるが、時に國と國とが干戈を以て立つことのあるのは何故だらうか。之れにはいろいろの理由もあるであらうが、要するに或一國に國際的共存共榮の精神が忘れられたときに起るのであると見ることが出来る。我國は之れまで再三外國と戦つたが、何れもこの國際的共存共榮精神を破壊せんとする惡魔に對する

正義の帥であつたことは人のよく知るところである。

吾々日本人が常に平和を愛し、共存共榮の精神にあこがれてゐることは畏くも 明治大帝の戊申詔書の中にも明瞭に宣はせられてあり、且又同胞の歴史が明に物語つてゐる。

獨り國と國との間に於てのみならず、この共存共榮の精神が如何に社會の秩序を保ち、平和をすゝむる上に大切であるかは労働者と資本家との間に於ても考へらるゝのである。忌はしき勞資間の爭議問題の多くは、労働者は自分の立場ばかり考へて資本家の立場に同情せず、資本家は自己の利益の擁護のみに腐心して労働者の身上に理解をかくところに端を發すると見てよからう。

その他市町村の自治制の運用に於て部落根性をすて、全村の平和を維持し、産業組合、水利組合等各種團體的事業の圓滿なる發展を期することの出来るのは皆この共存共榮の精神より出づるのである。

#### 五、人生の意義

吾人が人として生をこの世にうけ、昭和の聖代限りなき皇恩に浴することの出来ることは、思へば何たる幸福であらうか。吾人はこの尊き生涯を如何に有意義に過さうとするか、慎思再考せなければならぬ大問題である。

或人は云ふ。折角この世に生れた以上大に飲むべし、食ふべし、歌ふべしといふ。現實の快樂を追ふ。之人生の意義といふ無思慮な無知な人々の云ひさうなことであるが、かくては鳥獸草木の生活と何等選ぶところはなない。折角萬物の靈長として人間に生をうけた意味はない。

又或人はいふ。折角人間と生れて來に以上大に人間として意義ある生涯を送らねばならぬ。只慾ばり、快樂を之事とせず進んで人の爲め、世の爲め社會一般の爲に粉骨碎身せなければならぬといふ人もある。

ひるがへつて考ふるに吾々の生活には自己の爲の生活の部分と社會人としての生活の部分とがある。食ふ、飲むといふ如き



は自己の欲望を満足させる爲の生活である。單にそれのみでない、金錢を貯蓄し、學問技藝を修得するは皆自己の爲にする生活である。かくて人は個人としての自己をだん／＼完成するのである。

しかしこの個人の完成たるや、もと社會の爲に働く準備と考ふことが出来る。個人の完成は同時に社會の完成であらねばならぬ。かくの如き人の生涯こそまことに意義ある生涯であり生き甲斐のある一生であるのである。

つまり人は一面に於て自己自身のためにつとめ、他面に於て社會全般の利益をはかり、大に自己生存の意義を全うせねばならぬ。

## 第四 國家

### 一、人類と國家

人類は總べて孤獨の生活をするには出来ない、必ず相集つて共同の生活を営むものである。人類の社會生活の中で、最も高級な、そして理想的社會生活は國家生活である。

先づ國家とは如何なるものかといふことを考へて見よう。一言にして言へば國家とは、人類の理想的共同體であると言へるのであるが、稍々詳しく言へば、「人類の社會的集團たる共同體が、一定の土地を基礎として存立し、且つ或る支配組織を有する時に之を國家と云ふのである。」と言へる。

従つて國民といふのは、斯る共同體、即ち國家を構成してゐる人類を云ふのである。國家といふのを更にやさしく言へば人類の集團たる共同體が、一定の土地を基礎として、きちんとした秩序のある共同生活を営んでゐる時、之を國家といふのであると考へてもよいのである。

前述した様に、國家は一定の土地を基礎とし、且支配權をもたねばならないので、普通の團體、即ち單に共通の目的をもつてゐる多人數の結合とは異なるのである、それは次に國家の本体について考へて見ればよく分る。

### 二、國家の要素

先づ國家は一定の土地を基礎として存立する共同體である。

人類が國家を成すには、一定の土地を占領して之をその定住の場所としてゐる。云ふまでもなく人類は地上には生活してゐるけれども、一定の土地を基礎として定住するとは限らな。例へば、歐洲の場末から場末へと、羊の群を追ひながら蹄り歩く彼のジブシイの如きは、定住の土地を占領してゐない。従つて彼等は國家をもたないのである。

此の國家の基礎となる一定の土地を名附けて領土といふので、領土は即ち國家の一要素である。領土については次に述べる機會がある。

次に國家は支配組織を有する共同體である。如何に多くの人類が集まつたとて、烏合の衆は共同體とは言ひ得ない。其所に一定の組織がなければ團體として存立することは出来ない。言ひ換ふれば共同體には必ずきちんとした秩序が必要である。而して國家には命令強制の行はるゝ組織がある。命令強制の行はるゝ組織と言ふのは即ち支配組織の事で、國家といふ共同體を構成してゐる各箇の人類に對して、或る行爲をせよとか、或る行爲をしてはならぬとかを命令し、場合によつては其の命令を強制する力のある組織を云ふのである。此の命令を強制する力を統治權といふので、之が國家統治の根本的、最高の權力である、之がなければ、多數の集團が秩序ある共同體として生存することは出来ないのである。即ち統治權は國家の一要素である。

残る一つは國民である。國家といふ共同體を構成する人類である。統治權を擁護し、領土を持続するするの人類なくしては國家とは云ひ得ないことは云ふまでもない。

上述の意味よりして、統治權、國民、領土を國家の三要素と云つてゐる。



### 三、國体と政体

(イ) 國体といふのは、普通に國がらと云はれてゐるもので、何人が統治權の主体であるかといふこと、即ち國家の支配權の所在が一國の君主にあるか、又は一般人民の代表(大統領)の手にあるかに依つて區別せられる名稱である。

國体には君主國体及び共和國体の二種が出来る。従つて國家に君主國家と共同國家の二種が出来る理である。

(1) 君主國 君主國といふのは、或る特定の一人が統治權を總攬する國家の事で、或る特定の一人が、任意に統治權を發動させる事が出来るのである。尤も、國家に或る「法の制限」があればそれに従つてやらなければならないが、其の他は、皆その特定の一人の任意に統治して行くことが出来るのである。

(2) 共和國 共和國と云ふのは、多人數が統治權を總攬する國家である。即ち國民全体の代表者が、交代に支配者となる民主國家である。従つて國民の何人でも統治者たる事が出来るのである。

(ロ) 政体とは國家政治の方法が、憲法を中心とする輿論政治であるか、又は、統治者の獨裁によつて政治を行ふかと云ふことで統治權の發動方法如何といふことが標準となるのである。上述の意味からして、政体には立憲政体と專制政体との二つを生じ、國家に立憲國と專制國とが出来るのである。

(1) 立憲國といふのは立憲制度の國家で、豫め憲法を制定し、その憲法によつて政治を行ふ國家である。

(2) 專制國といふのは、憲法によることなく、全く統治者の專制による國家である。

然し政体の區別は、國体によつて自ら生ずるもので、兩者は又互に關係があるから、別々に考へることは出来ない。

君主國の中に立憲國もあり、專制國もある。又共和國の中にも立憲國も專制國もあり得るわけである。

又、之等の國体、政体は(後に述べる我が國体は特別であるが)大概は時代により變遷があつた。

現代に於ては、國家社會の進化複雑の爲その區別が甚だ明瞭でない場合が少くない。

例へば、君主立憲國とは唯名のみにして或る稀世の英傑が出て獨裁政治を行つてゐる國家があるかと思へば、又共和政体の

如く装うて實は或る特殊階級の人々が全く專制をやつてゐるといふ國家もあり、尙甚しいのは、確固たる主權者なく、群雄割據、互に戦亂の渦を巻いてゐるといふ國家もある現状である。然し其等の間に在つて、君主立憲國の典型として健全なる歩みを見せてゐるのは實に我が大日本帝國である。此の外君主立憲國に屬するものはイギリス。イタリヤ。ベルギー等がある。

共和國(民主國)の代表的なものは、彼のアメリカ合衆國でフランス。ドイツ。オランダ等は之に屬する。

君主專制國は文化の程度が一等國に比しては遙に低い國家で。シヤム。トルコなどが之に屬する。

### 四、我が建國の由來

我が國体が外國に勝れてゐることは前に述べたのであるが、それを明にするには先づ我が建國の由來を調べなければならぬ。

我が國家の成立の第一要素は主權である。古事記の開卷第一に「天地のはじめの時、高天の原に成りませる神の名は天之御中主の神。」と明記されてあるが、天他のはじめより我國の主權者即ち天皇の御祖先ははじまつてゐるのである。それから數代國之常立ノ神を経て更に數代伊弉那岐ノ神、伊弉那美ノ神の時に彼の神話の「國生み」があつて、我が國土が出来て、國家としての第二の要素が出来上つたのである。斯くして之等の神々によつて更に澤山の神々がふえ、其等の神々の子孫がふえて人民が生じ、此の所に國家の第三の要素が出来たのである。

以上は極々簡単に、我が國家成立の筋書を述べたに過ぎないのであるが、之等の三要素の成立が實にそのまゝ我が國体の精華であるが、今少しく國家成立の要素に就て考へて見ると、

我が國の建設したる日本民族の祖先は、一定の土地を占領したのではない。一定の土地を生んだのであると云ふが、之は實に意味の深い言葉である。科學的に考へると、ちよつと變な様な氣がするが、その精神は、外國の如く侵略によつて土地を占領したのではなく、所謂流血の慘事を見たのではなく、自ら手を下して土地を開き、自らよくも育て、自らの子孫を住ませ



る爲めの國土を建設した事を意味するものであると思ふ。

斯くの如く、我が國家は、各要素より考へて見ても、實に各要素が自然に成立したもので、其の後各要素が自然に融和結束せられて益々強度を増し、日に月に隆盛に赴いたのであると思ふ。建國の當初に於ても、之を維持する間に於ても少しの無理がなく、眞に正しく明るくあつたといふことは實に我が國の特質で、此の中に我が國体の精華があるのである。

### 五・國体の精華

國体とは法律學上、國家の統治權の所在によつて稱する名稱であるが、我が國体の精華といふ場合には單なる法律學上の意味ではない。先に國体とは普通に「國柄」と言はれてゐると述べたが實に此の場合に「我が國特有の國柄」と云ふ事を意味するものである。

既に建國の由來を述べた時に我が國柄の勝れたる點が明瞭になつたのであるが、今少しく詳細に述べて見たい。

我が國体の精華(かゞやき)(きつする)として第一に數へらるべきものは、我が帝國の君主が萬世一系であらせられるといふ事である。神代に於て天孫瓊々杵尊の降臨の際に賜はつた神勅「葦原千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫の王たるべきの地なり。宜しく爾皇孫就いて治めよ。行矣、實祚の隆えまさんこと、當に天壤と與に窮り無かるべし」(日本書紀)によつて我が皇統の萬世一系たる事が定まつたと共に、他姓、他系の者が決して與り得ざるところである事が明示されたのである。然も御神勅の通り、我が國は神代以來變るところなく將來とも亦不易である。

明治の聖代に至つて此の御神勅の御趣旨が憲法となつて現れた。即ち

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニヨリ皇孫之ヲ繼承ス。とあり、更に

皇室典範第一條に大日本帝國ハ祖宗ノ祖統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス。と示されたのである。かくの如く天祖の御精神に

よつて、三千年此のかた上に萬世一系の天皇を戴くこと我が國体の最も大きな特性である。

第二のかゞやきは君先民後といふことである。即ち建國の由來に於て述べた如く、我が國はその初めに於て君主先づ在し、然る後國家が構成せられ人民が生じたのである。其の後一切の事柄が、自ら皇室中心として遂行せられて來たのであつて、外國の如く支配者が同輩によつて同輩の中より選ばれるといふ様な事は到底比較にならないのである。

第三の精華は君民一家の國体であるといふことである。即ち我が國の皇室は國民全体の大宗家にましまし、人民はその末流を辱うして居る國である。だから我が君主の大權は決して人意改造のものでなく、もと家長權の自然的に發展したるものである。従つて我が國に於ける君臣の關係は君臣たると同時に父子であつて、勅語の「德ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と「克ク忠ニ克ク孝ニ」の關係が美はしく結ばれたのである。此の君臣即父子の關係こそ古來大和民族が殆ど理想的な統一を保ち、未だ曾つて分裂を生ずる事なく今日に至つた所以である。

第四の精華は君國一体といふことである。我が國家は皇室と國家とが一体をなしてゐて到底分離することが出来ないのである。故に我が國家と皇室の利害の如きは少しも衝突する事なく、皇運の隆盛はやがて國運の隆盛である。従つて忠君は即ち愛國となるのである。斯くの如く皇室と國土と人民と三位一体の關係にあるは獨り我が國あるのみである。

第五の特質は祖先崇拜といふことである。之は外國には殆どない。我が國は國家の成立の由來よりして祖先崇拜は孝であり忠であるから、君民一德、上下擧つて祖先崇拜の美德があるのである。

その他にも列擧すれば、多々あらうが、此所には著しいものを擧げるに止めよう。

唯我々は、何故に國家を學び、國体政策を研究するかを考へねばならぬ。

法制上の知識を得て、公民の知識を養はうとするのであるか、否々、我々は國の本体を知り我が建國の由來を究め、更に我が國体の精華を偲んで我が國に生れたる事の幸福を味ひ、更にこの光りかゞやく國体の精華をより一層ひかりかゞやかせる爲に第二の國民として大なる自覺を喚起せんが爲である。



## 第五 天皇

## 一、天皇

天皇は我が帝國統治權の總攬者に在ります。即ち我が帝國の君主として帝國統治權の發動は凡て天皇唯御一人に淵源するのである。帝國憲法第四條の前半に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ」と記されてあるは實に此の意味を明にしたものである然しながら前にも述べた様に、天皇が帝國の統治權を總攬し給ふことは決して帝國憲法の條規に依つて始めて定まつたものではなく、建國以來既定の事實であつたのである。憲法は唯此の既定の事實を一層明に形式的なものと爲したのに過ぎない。上述の如く天皇は統治權發動の淵源であるが、我が國に一度憲法が制定されたる以上、天皇は必ず帝國憲法の定むる所に從つて統治權を發動せしめ給ふのである。

帝國憲法第四條の後半に「此ノ憲法ノ條規ニ依テ之ヲ行フ」と記されてゐるのは之を意味するものである。

## 二、大權事項

天皇が統治權を總攬し給ふ上に於いて憲法上一定の手續がある。此の手續からして、統治權の行はせられる事項が二つに分れる。

其の一は憲法上天皇單獨に之を行はせられることなく、必ず特定の統治機關(例へば帝國議會)の參與を得て行はせられる事項、其の二は天皇單獨に行はせられる事項である。此の天皇單獨に行はせられる事項を呼んで大權事項といふ。

而して憲法に明記された大權事項を憲法上の大權事項といふ。又憲法に列記されないけれども、他の統治機關の參與に依る事を要しない事項は皆天皇の大權事項である。之を憲法外大權事項といふ。だから憲法に列記してゐない事は行はせられないかといふと全くさうではない。又大權事項は必ず國務大臣等の輔弼に依つて行はれるから此所に責任政治といふ事が生れるのである。

ある。

法律の制定は帝國議會の協贊を要するから、之は大權事項ではない。

然し、法律を裁可し、其の公布を命令する事は天皇單獨でなするのであるから、之は大權事項である。

今大權事項中重なるもの、一、二を擧ぐれば、前記法律の裁可公布の命令以外に、

- 一、文武官吏の任免
- 一、陸海軍の統帥
- 一、陸海軍の編制及常備兵額の決定
- 一、宣戰講和、條約の締結等がある。

## 三、皇位の繼承皇室典範

皇位とは天皇の御位である。此の御位を受く繼ぐ事が皇位の繼承である。我が國の皇位は萬世一系の皇統を受けられた皇長子が之を繼承せられるのであるが、皇位繼承を生ずる原因は唯天皇の崩御の事あるのみで、他の場合は絶対に許されないのである。昔は御讓位の事が度々あつたが、今日では此の事は全くない。皇位繼承の順位については皇室典範に明らかに記されてある。即ち之によれば、先づ直系を取り、長を先にし幼を後にし、直系つぎ始めて旁系に及んでゐる。

又皇位繼承の時期は、天皇の崩御と同時にである。即ち前の天皇崩御の時は後の天皇即位の時であつて、其の間に寸時の隙もない蓋し皇位は須臾も曠しくすることは出来ないからである。左に皇室典範中前述に關係ある部分を参考にしよう。

## 皇室典範

## 第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス



第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子アラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及ヒ其ノ子孫皆アラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ

以下皆之ニ例ス

中略

#### 第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩御スルトキハ皇嗣即テ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ以下略ス

#### 四、天皇の特権

天皇は統治權總攬者で在すといふ尊嚴を保たれる爲に憲法上特別の地位を認められてゐる。之を「天皇の不可侵權」といふ。これ即ち天皇一個人の身體及び名譽は尊嚴であつて、此の尊嚴を完全に保持して、決して侵犯すべからざることを規定したものである。随つて天皇は政治上の行爲に就き、懲戒の處分を加へられることなく又刑法上犯罪となるべき行爲をなすも、決して判決を受け刑罰を被ることはないのである。憲法第三條に「天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラス」と明記されてゐるのは此の意味である。然し前にも述べた様に、我が國に於ては、憲法に依つて此の特別の地位、特別の權利といふものが定まつたのではなく、實に三千年以前に既に定まつてゐた事であり、尙三千年來保持されて來た所のもので、その精神が憲法に明示されたに過ぎない。従つて憲法が無いからといつても、「天皇不可侵」の權利は依然として、國民の確信に依つて存立するものである。

#### 五、攝政

攝政といふのは、天皇に代つて、天皇の御名に於て統治權を行ふ者をいふのである。但し、皇室典範、憲法の改正は、攝政の大政を見られる間は之を行ふ事は出來ない。攝政の置かれる場合は二つある。

其の一は、天皇が未だ成年に達せざる場合。

其の二は、天皇が久しき間に亘る故障により大政を親らし給ふ事が出來ない場合、例へば大正天皇の御晩年、久しきに亘る御病氣の際、時の皇太子(今上天皇)が攝政にならせ給ふた如きである。

第一の場合は當然攝政が置かれるが、第二の場合は、皇族會議及び樞密顧問の議を経て、攝政を置くので、攝政となり得る者は皇族に限り、その順位は皇室典範に明記されてゐるが、何れの場合でも第一順位に於て攝政となられる者は成年に達したる皇太子である、以上に對する参考として

#### 皇室典範

第十九條 天皇未だ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久シキニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ見ルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

憲法第十七條 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

#### 六、皇室及皇族

皇室とは天皇の御一家を申上げる尊稱である、即ち我が日本帝國の大宗家として、之を天皇の御家庭と見て申上げる尊稱である。

更に具体的に云ふならば天皇を御主人とし給ひ、皇后及皇子皇女を御家族とし給ふ御家庭を申上げるのである。

皇族といふ場合には、その中に天皇を含まない。それは皇室典範第三十條に、「皇族ト稱フルハ皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇子孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、ヲ謂フ」と明記されてゐるから明らかである。



皇族は天皇に最も近き御親類であつて、皇室の最も重き藩屏であり、天皇と共に我が臣民の御鑑として徳を萬世に垂れ給ふのである。人民も亦皇室及皇族の御繁榮を衷心から祈り奉るのである。

## 第六 臣民と領土

### 一、臣民

臣民とは嚴密に云へば「國家を構成する人類を、國家を構成するといふ地位の上から呼ぶ名稱」である。普通には「國籍を有する人類をその國の臣民といふ」のであると考へてよい。國籍がなければ、その國に住んでゐてもそれはその國の臣民ではない。

臣民は國家を構成する分子であるから、絶對的に國家の統治權の支配を受ける。たとひそれが國內に居つても又國外に居つても、自己の屬する國家の統治權の支配を受ける。

而して臣民は單獨の意思を以て國家の統治權の支配を脱する事は出来ない。

### 二、臣民の權利義務

#### 1 臣民の義務

臣民は一般に國家統治權の命する所に服従する義務がある。

之は臣民としての全體的の義務であつて、此の全體的の義務があるから、個々の色々な場合に國家の命令があるに之に服従しなければならぬのである。

勿論、國家の命令は適法であるから、臣民は喜んで之に服従しなければならぬ。

特に我が國は、常に天皇が國民福利を増進せられようとして、臣民にいろいろの行爲を命ぜらるゝのであるから、之に服従

する事は實に幸福を求める事になるのである。喜んで服従しなければならぬ。此の國家の統治權に對する服従を國家に對する臣民の義務といふ。

我が臣民の義務の重なるものは四つある。

其の一は兵役の義務である。其の二は納税の義務である。

之の二つは國家の存立の爲に必要な武力及び財力の根本を爲すものであるから、眞に重大な義務で、之を果すことはやがて我等臣民の利益をもたらすものである。

其の三は教育の義務、其の四は選舉の義務である。

一は我が國文化の上に、一つは我が國政遂行の上に重大なる義務である。

何れも我等臣民の利益幸福を増進しようとの念願より出でたる命令であり、之に對する服従であるから、之等の適法の業務を守らないといふ事は非國民的行動である。

#### 2 臣民の權利

前述の如く、臣民は絶對に國家統治權の命令には服従する義務がある。それは國家統治權の支配を受ける地位に在るからである。然しながら我が國の如く立憲國に於ては、憲法の定むる所に従ひ、その定むる範圍に於いて臣民は國家に對して或要求を爲すことが出来る。之が即ち國家に對する臣民の權利である。此の權利は國家生活に於いて發生するものであるから公權である。

斯の如き公權は澤山あるが、その中憲法に規定せられたもののみを抜き出して見よう。

一、法律、命令の定むる所の資格に應じて文武官其他の公務に就くことに付、他人と均等の取扱を受くること。

二、法律以外には、居住、移轉、言論、著作、集會等の自由を妨げられることはない。

三、法律以外には、逮捕、監禁、審問、處罰を受けず、住所に侵入せられず、搜索せられず、信書の秘密を侵されず。



四、安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りは信教の自由を制限せられず、等。

### 三、領土

國家の基礎である一定の土地を領土といふ。

國家の領土の範圍は時代によつて或時は擴大せられ、或時は縮小せられることがある。

即ち國力の増進につれて、次第に國土が擴張せられる場合もあらうし、又或る時は國運衰頽して領土の一部が侵略され、或は戰爭の結果領土の一部を分讓しなければならぬやうな憂き目を見る事もあらう。従つて或る國土の範圍は多くは時代と共に變化があると言へる。

### 四、我が國の領土

我が國の領土も國運の發展につれて屢々擴張せられた。

即ち明治二十八年五月八日、日清戰爭の結果として臺灣を清國より割讓せられ、更に日露戰爭の結果、明治三十八年九月露國より樺太の南半を得、更に又明治四十三年八月二十九日には韓國王の請を容れ東洋平和の確保の見地より朝鮮を合併するに至つた。

斯くして大に新領土を増した爲め、明治の初年に比ぶれば實に一萬八千九百八十餘方里の擴張となり、現代に於いては實に四萬三千餘方里の領土を有するに至つたのである。

然しながら、之等の新領土が我が國の領土となるには實に多大の犠牲が拂はれてゐる。即ち我が最も近き祖先が、全く國を舉げて彼の滿洲の野を血と肉を以て埋め盡した一部の代償であることを忘れてはならぬ。

我等が之等の新領土を永久に手離すことなく、よく之等をもり育て、行くと云ふことは、我が祖先の尊き犠牲に對する重き務である。

且又之等の新領土は多くは未だ文化の發達も遅れ、又住民の知識も向上してゐないので、之等の土地を開拓して、大に我が文化を移入して、つとめて寛容なる態度を以て一日も早く之等の民族を我が大和民族によりて同化しなければならぬ。斯くして我が日本の國威を世界中に輝かすことに努力することが我々青年として大に心せねばならぬ所である。

### 五、租借地及委任統治

この外に我が國には關東洲といふ租借地と南洋といふ委任統治がある。

關東洲は明治三十八年に露國からその租借を譲り受けたので未だ五六十年は借つてゐる事が出来る。之は我國が、東洋の平和を確保する爲に露國の支那に對する租借權を譲り受けたのであるが、然し尙それだけではない、異郷の天地に於て護國の鬼と化した幾十萬の同胞の骨を弔ひ且之を護るといふ意味に於ても我國がその租借の權利を當然得てゐなければならぬと思はれる。之を國民としての至情であらう。

關東洲は我國に租借以來、關東廳を置き、前滿洲鐵道株式會社、旅順工科大学等諸般の文化設備を施し南滿の理想的經營に努力し、今や滿鐵沿線の産業、文化の發展は目ざましいものがある。大連の如き新興の大都市、大貿易場を建設するに至つた。

此所に移住する我が同胞は現在約十萬に達してゐる。

南洋委任統治は世界大戰の結果舊獨乙領の赤道以北の群島の統治權を國際聯盟により我が國に委任せられたのである。

南洋には、マリヤナ、カロリン、マーシャル等の群島があるが、之等に住する民族は實に熱帶性民族で文化の程度は實に我國とは比較にならない。

我が國は委任統治以來、此所に南洋廳を置き、學校を設けて文化の向上を圖り、溫帶文化より、熱帶文化へと推移せんとする將來に於いてオセアニックアイランドの中心地となさうと大に努力を拂つてゐる。



## 第七 國 法

## 一、國法の必要

人間が人格者として又萬物の靈長として、外の動物の上に支配者としての誇りを持つてゐる事は、事實であり、又かくの如き誇りこそ大切なものである。何がかく人間を動物の上に地位づけたか。誇りを感じしむるか。それは一言にして何人も答へるであらう。曰く、自己統制をなし得る力を、持つてをり、出来るだけの自己の價値を實現しようとする熱意を持つてゐるからである。この様な、統制力を持った個人々々が有機的に結合して日々生活してゐる社會生活も、一個の人格の様に、少くとも共通の目的を認めて、それが達成にと、精進してゐるのである。この共通の目的達成の爲には、或は、その構成分子たる一個人々々に、とつて云へば、それは、滿されざる不満、失意も、又あり得べき事である。しかし、今少し大局に立つて、自己の生活様態を省みるときは、社會的の統制力によつて、如何程の幸福と、援助を仰いでゐる事を知るであらう。換言すると、社會生活を営むには、又よつて行くべき道が嚴然として存在してゐるので、その道に則る事のみによつて、自己の生活のすべてが、滿されてゐるのであると云へる。

この事は、國家生活にも同様である事が、分るであらう。國家には、その目してゐる目的がある。よく永く、存立して行きたい念願がある。この存立存在の念願は、その構成分子たる國民の一々が念願してゐる事と、矛盾なく、一体たり得る内容そのものである。國家それ自体の目的も亦、國民の共通の目的である。この目的、この念願、達成の爲には、強力な、國民の統制力が必要である事は何人も否定しない事であり、是非とも存在しなくてはならぬと、要求するものである。この強力なる統制力が、所謂國法である。かくの如き國法の必要なる理由も、最早、論ずるを俟たずして、明瞭なる事實である。

## 二、國法の性質

國家生活、社會生活を営むには、よるべき道、規範が必要なる事は前述の様であるが、然らばこのよるべき道、規範は、何

人にも、明瞭に意識されてゐるべきものでなくてはならぬ事となる。具体的に了解してゐなくとも、心底のいづこかに存在しなくてはならぬ事となる。事實、何人にもその心胸には、このよるべき道は、存在してゐるのであるが、一般的に、これによるべし、これはよるべからずと、特定の力によつて示さるゝ事の方が又多人数多様の國民を導くには必要である。かくなる以上は特定の力によつて、制定せられたる、法則なるものは、その知ると、知らざるを論じ、たしかめるの必要なく、一律にその違法を強制すべきものである。國法は、實に、社會共同生活の規則であつて、この規則は、統治權者の命令するところである。従つて機械的に一律に國民に強制する力をもつてゐるのである。これ國法の一般的性質である。

かく云ふ以上、すでに命令せられ、示されたる國法は、その存在する以上、それに依るべく、然して、これが違法それ自体がすでに國家の要求を充す國民であり、國家の意志を自己の行爲の規範とするものである。

國法の廢棄せらるゝにいたるまで、これが任意的、取捨など絶体に許されざるものである。この國法の性質は又、當然の事ではなくてはならぬ。

## 三、國法の種類

國法にその形式、實質等よりいろ／＼に分類せられる。

(イ)成文法と不文法(慣習法)成文法は、文書として記載せられて制定發布せられたもので、不文法は、文書として記載せらるゝことなく唯認定によつて、効力を有するものである。

(ロ)公法と私法。これは法の實質によつて分類せられたもので、この兩者の分類は學者によつて一定してゐない。或る人は公益に關すると、私利に關するによつて兩者を區別し又、ある人は、法律の應用を權利者に委せざると、委すことによつて區別し、又或人は、國家と人民との關係と、人民相互間の關係を規定する事によつて區別してゐる如く、説く者が多いのであるが、その一々に就いて叙説することは省いて、最も穩健で通説としてゐるのは、國家自身の行爲を定めたものが公法、私人



の行爲を定めたものが私法である。公法。……には、國內法と國際公法とあつて、更に國內法には、憲法、行政法、刑法、民事、訴訟法、刑事訴訟法、裁判所構成法がある。私法。……には、民法、商法がある。

#### 四、國法の尊重

すでに述べた様に、法は國家の目的を達成し、國家の存立を確保する爲に、國民のよるべき道を示されたものであるから、あたかもその身の求めてゐる目的達成に憚るゝと同様、自分の國家を思はざる者はないのである。この心はずで、國の法則を自分の行爲の法則として、尊重し遵守することは當然の事であらねばならぬ。又法は、社會生活の規範である。この規範を尊重し、違法せなければ、到底、社會共同生活など望まれないのである。元來、人間はその本質として、社會性を持つてゐるのである。社會を離れて、個人が存在など考へる事は出来ない。法を以て自己を束縛し、自由をさまたげると思ふ者は誤りである。その束縛され、さまたげらるゝと思はるゝ自由は決して人間の眞我より叫ぶところである。統一である、人格の所有者は轉々として求めて止むなき部分我の要求に動いてはならぬのである。實に、法は國家の意志であり社會の精神である。これを尊重せざる者豈忠良なる國民と云ふを得べきや。

#### 五、法と道德

支那の古書に曰く、「法あつて、仁義なきこと久しければ則ち民怨む。民怨めば則ち怒る。仁義あつて法なければ則ち民慢る。民慢れば則ち姦起」と云つてある様に法と道德との兩者は共に國家の安全に必要である。

- そもくこの兩者はその起原を一つにしてゐる様に、密接な關係を持つてゐるので次の様な共通點がある。即ち
- (一)兩者は、共同生活に於ける行爲の軌範である。
  - (二)兩者は、その共同生活の各員の行爲に對して批判を加へ、正善は賞し邪惡は罰する。
  - (三)兩者は、共に國家社會の安寧進歩、幸福を増進するを目的としてゐる。

以上の三點は兩者共に通ずる點であるが、然しこれが爲に兩者を同一の者なりと思ふは誤りである。然らば兩者の差異はと云ふと次の様な點をあげる事が出来る。

(一)法の及ぶ範圍は狭く道德の及ぶ範圍は廣いのである。即ち、法は人の行爲のすべてを律するものでない、例へば、親切寛恕等は法では命するところでないが、道德では吾等一切の行爲を律してそのあますところがないのである、又内心に盜まんと云ふ様な惡心を起すことも、それが外部行爲に出でなかつたならば、法は裁判する事は出来ないが道德は、その良心に於て必ずこれを非難するのである。

(二)法は概して消極的であるに反し道德は積極的である。即ち、法は邪惡を防ぐ方面に主力を注いでゐるが、道德は正善をすゝめてゐる。例へば、前者は個人の生命財産を保護するが、その有利に使用することは命じないのに反し道德はその兩方を命じてゐる。

(三)道德は法よりも高い權威を有してゐる。この事を言ひかへると、良心の命令は法の命令よりも上位にあるこの事は、法は道德上の要求によつて改廢せらるゝが法によつて道德を支配し良心を威壓することは出来ないからである。

要するに、法が其の權力、國家の意思を以て國民を強制することによつて、制裁力の弱い道德を補つてゐるし又、道德は單に消極的に人の行爲を支配してゐる點を補つて廣く社會生活上、その共存共榮の理想を達する爲に個人の良心に基き、積極的に善良なる行爲を國民になさしめる指針となつてゐるのである。

#### 六、司法權の獨立

立憲政体では、その國法の嚴正なることを尙び、特に國法の公正なる適用を職としてゐる爲に、統治權の作用の方面として立法權・行政權と並んで司法權と云ふ方面を設けて各々異なつた人々を以て組織し、各々異なつた自然意思を以てその運用を期して、互に相侵すことのない様にしてゐるのである。司法權の獨立といふ事は、統治權を分割して獨立した權力であると思つ



たならばそれは謬りであつて、司法権作用の一方面であつて、その行使にあつて必ず獨立したる司法裁判所をして之をなせしめて他の立法などの國家の機關をして干渉せしめない事である。直截に云へば司法権を行使する裁判所の獨立を意味するのである。この爲に、裁判官の職務、地位は獨立し保障せられ、その裁判をなすに當つて、他より干渉を受ける事もなく又、法規の解釋適用も自己の意思に基き上官よりも指揮を受くることもないのである。その地位も亦刑事又は懲戒處分に因るの外その意に反して職を免ぜらるゝ事もないのである。

## 第八 裁判所

### 一、裁判所

裁判所は司法権を行使する機關である。換言すると、民事、刑事の裁判をするものである。裁判所を分ちて普通裁判所と特別裁判所の二つがあつて、前者は一般の民事、刑事事件を裁判し、後者は特定の人、特定の事件又は特定の區域内の事件を裁判するものである。

### 二、裁判所の構成

A 普通裁判所の構成。區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院より成つてゐる。

a 區裁判所は單獨判事で組織されてゐる。

b 地方裁判所は三人の判事を以て合議的に組織されてゐる。

c 控訴院は、三人の判事を以て組織する事は地方裁判所と同じである。

d 大審院は五人の判事を以て合議的に組織せられてゐる。

然して、各裁判所には検事局が附置してゐる。検事局の事は後に述べる。

B 特別裁判所の構成。特別裁判所の適例は、陸海軍軍法會議、領事裁判所、朝鮮總督府裁判所、臺灣總督府法院、關東廳法院南洋廳法院である。これ等の構成は、特別の法規によつて規定せられてゐる。

### 三、検事局及検事

各裁判所に検事局が設けられてあつて、それ相應なる人員の検事がある。區裁判所には検事を指揮し監督する監督者たる検事がないが、地方裁判所の検事局には検事正があり、控訴院の検事局には検事長があり、大審院の検事局には検事總長があつて他の検事を指揮し監督する様になつてゐる。一体検事の職務とするところと云へば、

(イ) 刑事に於ては、公訴を起して、その公訴の取扱上の必要なる手續即ち、事實の調査、證據の確證等をして、法律の正當な適用を請求し、その判決が適當に行はるゝや否やを監視するのである。

(ロ) 民事に於ては、その民事事件に必要と認められた事件には、通知を求めて、其の意見を述べることが出来るのである。従つて、検事は裁判所に對して獨立してその事務を行ひ、司法事件の裁判をするものでなくて、一種の行政官である。

この検事たるべき資格は、國家試験たる高等試験司法科に合格して、司法官試補として一年六月以上検事局に於て實習をして且その實習試験に合格する事を要するのである。判事になるのもこれと同様である。たゞその實習が裁判所で行はるゝの差があるだけである。

検事の地位は國家が保證してゐて、その地位を濫りに奪はる事のない様にしてある。

即ち検事は、刑法の宣告とか懲戒の處分に處せらるゝの外は自分の意に反して、免職せらるゝ様な事はないのである。

### 四、執達吏、辯護士及公證人

(一) 執達吏。この執達吏は區裁判所に屬してゐて法律に従つて、訴訟に關する書類を送達し及裁判を執行するものである。この仕事をするために役場を設けて、區裁判所の判事の監督を受けて事務を行ふのである。この外執達吏は、當事者からの依



類によつて、次の様な事を取扱ふのである。

- (イ)告知や催告をなすこと。
- (ロ)動産不動産の任意競賣。
- (ハ)拒證書を作ることを。

(二)辯護士。辯護士の職務とするところは、民事々件では原告、被告兩者の依頼を受けて、その代理人となつたり、相談相手となつたりし、又刑事々件では、被告の爲に正當なる裁判の行はるゝ様、その被告の相談相手となるものである。又裁判所の命令に従つて法律の命令する職務を行ふものである。辯護士になる資格には次の様な履歴を持つてゐなくてはならぬ。

- (イ)日本臣民で成年以上の男子であつて高等文官司法科試験に合格した者。
- (ロ)判檢事たる資格を有してゐる者。
- (ハ)法律學を修めた法學博士。

以上の様であるが、こんな資格を持つてゐても、その人格に缺點のある様な人は、駄目である。例へば、不敬罪(皇室の尊嚴を害する様な行爲をなしたものに對する罪)等を犯した者である。

(三)公證人。公證人の職務とするところは、人民の囑託に因つて、私法(民法、商法)に關する事實に付いて、公正證書を作成したり又、私署證書に對して、その私署がその本人のなしたる事を認證してやることをするのである。それで囑託した人から、手数料や、日當、旅費を受ける様になつてゐる。この様な公證人は、大切な職務を持つてゐるので、その資格も亦一定の履歴がなくてはなれないのである。即ち日本臣民で成年以上の男子で、定つた試験に合格して、六月以上の公證人としての見習をなして、司法大臣の任命を要するのである。

### 五、裁判所の附隨權限

普通裁判の權限の大様を次に述べる。

#### 第一、區裁判所。

- (甲)民事々件に於ては
    - (イ)千圓以下請求問題。
    - (ロ)住宅の貸貸借に關しておこる事件。
    - (ハ)破産事件等。
  - (乙)刑事々件に於ては
    - (イ)拘留又は科料に該る罪。
    - (ロ)一年以下の懲役又は禁錮又は罰金に該る罪。
    - (丙)不動産や船舶の權利の登記。商業の登記。禁治產者の後見人や財産管理人の監督。
- 第二、地方裁判所。
- (甲)民事。區裁判所や控訴院で第一審として裁かないすべての事件。第二審としては區裁判所に於て判決したるもの、控訴したる事件。
  - (乙)刑事。第一審としては、區裁判所の權限や大審院の特別權限に屬しない者。第二審としては區裁判所より控訴したる事件。

第三、控訴院。地方裁判所よりの控訴。

第四、大審院。地方裁判所の第二審の控訴、控訴院の決定したるものに對する抗告、皇室に關する罪や、内亂に關する罪を犯した者の裁判を第一審で且終審を行ふのである。

### 六、刑事訴訟と民事訴訟との區別



この兩者の区分は、前者は、國家が刑法上の犯人に對して刑罰を課する訴訟であるに反し、後者は、人民が私法上私權の侵害者に對して之が回復を請求することを訴訟の目的としてゐるのである。刑事訴訟では、檢事が、犯罪を認知し又は犯罪の疑ある者を事實上に就いて、調査して、檢事がその原告となつて、裁判所に訴訟するのであるが民事訴訟では、私權を害せられたる者が原告となつて、相手方を被告として、國家の力によつて、その救済を要求するものである。裁判所は兩者の申立を正し、その各々主張する根據の證據に就いて、檢證したり、他の人に就いて正したり、鑑定したりして、判決を下すのである。

### 七、上訴、陪審、小作調停

(1) 上訴。といふ事は、裁判所の判決に對して不服である故に上級の裁判所に訴へる事であるが、これには、控訴、上告、抗告の三種がある。その三者の大略を述べると

(イ) 控訴。これは區裁判所や地方裁判所の第一審に對して、その不服のとき訴へるもので、言渡より七日間内に、言渡された裁判所に申立書を差出すのである。

(ロ) 上告。これは、地方裁判所や控訴院の第二審の判決が、法令に違つてゐるといふ理由の場合上級へ訴へることである。これは五日以内に申立てねばならぬ。

(ハ) 抗告。法律上で特に許された場合の決定に對する不服申立である。以上の事は、裁判をして、明るく、正しく、公平を期する爲に、入念にやるのである。

(2) 陪審。とは一般國民が司法裁判に參與する裁判制度であるが、現今我が國の陪審は、刑事事件に就いて、次の様な資格のある者を十二名選定して、其の事件を評議せしめ事實の判決をなさせるのである。其の資格と云ふのは、

(イ) 帝國臣民で三十歳以上の男子。

(ロ) 引續き二年以上市町村に居住してゐること。

(ハ) 引續き二年以上直接國稅三圓以上納むる者

(ニ) 読み書きの出来る人。

である。この人々の評議決定した事がそのまま裁判たるの効力を生ずるものではない。これを裁判官が承認して始めて、裁判の判決となるのである。

(3) 小作調停。これは、農村に於ける地主と小作人との間に生じた爭議を調停和解せしむるために設けたものである。地方裁判所に爭議の調停を申立てると、調停委員があつて、(この委員は、一人の判事を調停主任として二人以上の調停委員がある。調停委員は地方裁判所長の選任したものである) 其の實際事實に就きて、處理するのである。

### 八、司法權に對する心得

以上述べた様に、刑事、民事事件に對しては、各法文の定むるところによつて、公平なる裁判が行はるゝのであるが、我等は、これ等司法權の發動を俟つが如き行爲を慎まねばならぬのである。殊に刑法に觸るが如きは、すでに、自己破壊者であるのである。嚴然として存する刑法の一々の法文を知るの必要はないのである。正しき事だと信じた事を、良心の命するまゝに行へばそれでよい。すでに罪を犯して、法文を知らざる故になど言ひ逃れる事は出来ないものである。又民事事件に於て、これは、法文に許されたりとて、濫に、法の力を仰ぐが如きはあまりに、隣人の愛を失ふものである。とるべき他の道をつくし、最後の解決を法文に俟つ様にすべきである。徒に事毎に、お上の力に俟つが如き者は、共同生活その内より、除外視され、淋しい人生をおくるであらう。

## 第九 行政官廳

### 一、行政



行政と一般に云ふときは、官廳が天皇の監督の下に法律命令を行はんが爲の行動であることを云へるが、こゝで云ふ行政は、天皇統治作用の中の立法、司法の二作用を除いたものを云ふのであつて、この中には官治行政と、自治行政の二つがある。又これを中央行政、地方行政とも云つてよい。

## 二、行政官廳の意味

行政官廳といふのは行政權を行ふ機關の意味で、この機關は、自己の權利によつて行ふのでなくて、國家統治權の作用として行ふのであつて、行ふべき範圍が自ら定つてゐるのである。これを行政官廳の權限と稱するのである。この官廳は一人又は數人で組織されてゐる。

## 三、中央官廳と地方官廳

(1) 中央官廳。行政官廳の權限がその及ぶ區域に就いて、一定の制限の爲、官廳でこの官廳には、内閣及内閣總大臣、各省大臣、樞密院、會計検査院、行政裁判所がある。

(2) 地方官廳。行政官廳の權限の及ぶ區域が一區域に限られてゐるものを云ふのである。府縣知事、北海道長官、警視總監、朝鮮及び臺灣總督、關東廳長官、樺太廳長官である。

## 四、内閣

中央官廳である内閣は國務大臣を以て組織されてあつて、内閣總理大臣を各大臣の首班として、統一を保つてゐる。この内閣にての評議を閣議と云つて、閣議で必ずきめらるゝ事項は次の様に、決定してゐる。

(イ) 法律案及豫算案 (ロ) 條約 (ハ) 官制 (ニ) 諸省の間の權限の爭議 (ホ) 天皇より下されたもの又は帝國議會から送附して來た人民の請願 (ヘ) 豫算外の支出 (ト) 勅任官及地方長官の任命及進退 (チ) 其の他である。

この内閣總理大臣より發せらるゝ人民への命令を閣令といふのである。

## 五、各省

各省と云ふのは、所謂十二省たる外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、遞信、鐵道及拓務を謂ふのである。各省大臣が、各々其の省を擔任してゐるのである。各省大臣は、國務大臣としては、内閣の一員となり、各省にては單獨の官廳として人民に命令を發する事が出来る。この命令を省令と云ふのである。又各省大臣は其の主任の事務に就いて、府縣知事等の下級官廳を監督して、これ等の者に對して、指令や訓令を發するのである。

## 六、會計検査院

これは、國務大臣の監督指揮の下に立たなくて、天皇の直接監督の下に立つて、行政官吏が行ふ會計上の職務に就いて其の手段が正しいか、その結果が正當であつたかを監督するものである。勿論この會計検査院も行政官廳の一種である。この組織は、會計検査官で成立してゐる。その内わけは、院長一名、部長二名、検査官八名である。この検査院の權限の大様を示す次の様である。

第一、國庫金の收入、支出、官有物及び國債に關する決算の正しいかどうかを検査確定すること。この事柄に就いて検査するにしてもその検査する要件といふものが定つてゐるのである。その要件といふものを示すと、

(イ) 各官廳の決算の數字が正確であるかどうか。決算報告と收入支出の實際が一致するかどうか。

(ロ) 歳入の賦課、徴收歳出の使用や官有物の處分及びその使用が法律命令に違ふことはないか。

(ハ) 出納が豫算の規定に従つてゐるか又は豫算外の支出や豫算の超過をしてゐないか。議會に提出して承認を得ねばならぬ事を支出すればせないか。

と云ふ様に、嚴密に検査することになつてゐるのである。

第二、會計官吏の處分の當否を判決すること。



これは、會計官吏のやつた計算や證據書類を検査して、その正しいかどうかを判決して、正しいときには、認可状を與へてやるのである。以上が會計検査院の組織、権限の大様である。

### 七、行政裁判所

官廳のなす行政行為は皆周到な用意と、注意を以て行ふは勿論であるが、然し若し行つた行政上の處分が違法であつた爲に、人民が損害を蒙る様な事が行はれたときはこれを如何にすべきであらうか、この行政の違法處分を匡正せねばならぬのである。つまり行政監督が必要である。この行政監督をするところが行政裁判所であるこの裁判所は明治二十三年より設けられて、こゝには、三十歳以上で五年以上高等行政官の職を奉じた者又は、裁判官であつた者より任命せられるのである。猶この種の裁判所は中央に一箇所設けらるゝに止まつてゐるのである。さてこゝに訴訟する事柄を次に示すと、

第一、行政上の處分に對することであつて司法上の處分ではない。

第二、違法の行政處分に對すること。

第三、權利が損ぜられた行政處分に對することである。

### 八、拓殖官廳

これは中央官廳に對する地方官廳であつて、前述の様であるが、今その一つ／＼に就て、その官制の大様を述べることにする。

(1)朝鮮總督。これは朝鮮に關する諸般の政務を管掌しその職權を行ふには内閣總理大臣を経て上奏し裁可を仰いで行ふのである。勅裁を経て法律に代はる様な効力のある制令を發する事が出来るのである。この下には下級官廳として、道知事、府尹、郡守、島司及島支廳長等がある。

(2)臺灣總督。これは、臺灣、澎湖列島を管轄する特別の官廳である。内閣の監督を受けて諸般の政務を行ふのである。猶又勅裁を経て法律に代ふべき効力ある律令を發し得る事は朝鮮總督と同じである。總督が陸軍武官であるときは軍司令官を兼ね

るのである點は、朝鮮總督と異なる點である、總督の下級官廳としては州知事及廳長である。

(3)樺太廳長官。これは、内閣總理大臣の指揮監督を受けて樺太の域内に法律命令を執行し、行政事務を管理するのである。各省よりその主管事務の監督も受けねばならぬ、長官は又その職權又は特別の委任に依つて、廳令を發する事が出来るのである。行政事務を掌理する爲に支廳を設けてある。

(4)關東長官。これは關東州を管理すると同時に、南滿洲に於ける鐵道線路の警務上の取締の事を掌り、且又、南滿洲鐵道株式會社の業務を監督するもので、内閣總理大臣の監督を受けて諸般の政務を行ふのである。警護に兵力の必要あるときは關東軍司令官に兵力の使用を請求するのである。又關東州は二區に分つて各區に民政署を置いてある。これは長官の補助機關であると同時に下級官廳である。

(5)南洋廳長官。これは南洋群島を管轄するに、内閣總理大臣の指揮監督を受けるのである。管内の須要の地に南洋廳支廳を設けてあり又、支廳の事務を分掌せしむる爲に支廳出張所を設けてある。

### 九、官吏及官吏の任務

(1)官吏。と云ふのは國家の特別の選任に依つて國家に對して、忠實にその命ぜられた勤務に服するものを云ふのである。この特別の選任と云ふのは、その就職する官廳によつて一様ではない。試験によつての任用の文官高等試験とか文官普通試験の様なものである。又試験によらないで詮衡任用とか特別任用とか云ふ方法によつて任用せらるゝのである。特別の學識技能とか經驗を持つてゐる者を試験委員の詮衡によつて任用せらるゝのが、詮衡任用である。又特別任用といふのは、官吏として一定の經歷ある者を任用するものである。

(2)官吏の任務。前述の様に、官吏は國家に對して忠實にその職務を果すべき任務を持つてゐるのであるが、これを更に別つて述べると、大様次の様である。



第一、職務執行の義務。自分のやるべき職務の分量や性質は法律命令に依つて定まつてをり又上官の命令に依つて定まつてるのであるからその職務を遺憾なく執行せなくてはならぬ。

第二、従順の義務。自分の屬してゐる長官の命令に従つて、その指揮監督を受けねばならぬのである。上官の職務命令にはよく従はねばならぬのである。

第三、忠實の義務。國家に對して特別の勤務をして一定の職務を擔任してゐる以上は、當然その職務を實行するに當つて、國家の利益を計りその不利益を避けねばならぬのである。

第四、秘密を守るの義務。

第五、品位を保つ義務。これは官吏として、國家の使用人としての御用は務まらないのである。

以上の事は官吏としての任務であり義務である、これを果して、始めて、忠良なる臣民であり善良なる官吏たり得るのである。

「今はたゞ神の御袖にすがらなん

正しき道を吾獨行く」



修身公民講座

第二



## 第一 戊申詔書

### 一、戦後經營を戊申詔書の御下賜

明治天皇は五箇條の御誓文中に「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と仰せられ、更に御製にも「よきをとり、あしきをすてゝとづくに、おとらぬくにとなすよしもがな」と宣はせられてあるやうに、この開國進取の國是に基き、維新以來世界史上に比ひなき長足の進歩を遂げたものである。彼の日清日露の兩戦役に於て我國の實力は世界列強に認められ、漸次重きを加へることになつた。

殊に三十七、八年の日露戦役は「皇國の興廢此の一戦に在り」とまで言はれたほど、空前の大戦役であつたが、上下協力して外敵に當つた爲に、幸にして連戦連捷し、今日の偉大を成したものであるが、之が爲に蒙つた損失も亦頗る多く人命三萬餘軍費實に二十餘億圓を算し、外國から十數億圓の外債を起したものである。この創痍を醫するには前途遙かなるを思ふと共に並大抵の苦しみでは行けるものではない、國民舉つて非常の覺悟と決心とが大切であることは申すまでもない然るに當時我が國民は戦勝に酔ひ小成に安じ樂觀的となり奢侈に流れ、墮落の風さへ生ずるに至つた。斯に於て畏くも 明治天皇は明治四十一年十月十三日、國民に對し其の嚮ふべき大方針をお諭し遊ばしたものがこの戊申詔書である。之は戦後の經營についての御聖諭であるけれども、この大教訓は決して當時のみに限られたものでなく、國運の發展に關しては、教育に關する勅語と相並びて國民道德上の二大經典であるからして、吾等國民たるものは日夕照膺して聖旨に答へ奉る所がなければならぬ。

### 二、謹 解

詔書は之を三段に分ちて拜察したい。

第一段は「朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ



惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス」  
まである。

世界の大事につき國交の大切なることを仰せになつたものと拜せられる。即ち昔國交の不便なりし時代に於ては、國內だけで何事もすまして來たが、今日は所謂日進月歩の世の中であるから、東洋も西洋も相互に助けあつて吾に無きは彼に求め彼に無きは吾より輸し、各種百般のこと相身互に其の利益を圖り、人類の幸福を進めて來たのであるが今後外國との交際を圓滿にして、世界各國と共に永く此の慶と此の幸とを持つて行きたいと思ふと宣はせられたのである。

第二段「願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自強息マサルヘシ」

此の一段は國運振興の大計と國民の覺悟とを仰せになつたものと拜察せられる。即ち世界の文化は日に進んで行くが、我國もこの潮流に棹して文明の惠をとりいれ、他の列強に後れを取らぬやうにするには、内を充實せしめることであつて、國力の培養に全力を注がなければならぬ。即ち國產を殖やし外國との貿易によりて多くの利益を收め、外交に於ても國民の意氣を旺にして、ひげをとりぬ覺悟が肝要である。さりながら日露の戰役後間もないことで國力の充實が思ふやうにもならず、それに戰爭によつて我國の領土は以前に倍し、諸強國との協約によつて多くの利權を得た、其の領土を開發し、此の利權を確保するには、大なる經費を要するから國民負擔の輕からざるものあることは當然覺悟せなければならぬ、隨て政治の各方面にわたり改善もし、更に手廣にもして行かねばならぬことが多く、殊に今日に於ては一層心を用ふべきである。そこで上下心を協せて事に當り、如何なる艱難辛苦をも突破すべきである。然らば心を一にして行ふべき務とは何であるか。

第一「忠實業ニ服シ」と仰せられてある。

忠實業に服するといふことは、己が家業を重し職務に精進することである。己が全身全靈を自己の仕事に打込むことである。

かく一心を一事に傾けることは、其の仕事を成就せしめる所以であつて發明創作は之から生れてくる。之は單に一家一郷の幸を招くばかりでなく國家の福祉を増進する所以である。一事實行や、一人一研究の如きも忠實業に服する青年でなければ成し遂げるものではない。

第二「勤儉產ヲ治メ」とはよく働いて儉約を守り一家の財産をこしらへよとの仰せである。よく勤勉力行する者はあるけれど産を治める者は甚だ少い。それは經濟生活の點に於て著しく缺ける處が多いからである。現今我が農村の行詰りも要はこゝに最も原因するのである。吾々一家の富は一國の富であることを思ひ、常に入るを量つて出づるを制せなければならぬ。今日農家一戸當りの借財は約千圓に近いと云はれてゐるが、之は畢竟目途なしの生活のもたらした悲哀であつて産を治める工夫の不足した爲に外ならぬ。故に家長ばかりでなく家族の重なる人たちは、己が家産と年收支の主要は心得ておく必要がある、隨て今後の家庭生活に於ては家族の相談會を開いて、家族一同に家經濟の主要を知らしておくことが大切である。

第三「惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自強息マサルヘシ」と仰せられてあるが、之は常に信義を重じまことの道を以て交れば、親切なるならばしが自然とできて國民の品位が高まり國民の生活が健全になつてくる。さりながら陥り易いことは、遊びに心を奪はれて仕事に怠けやがてはおごりに流れ、うはべかざりになりがちであるから、互に氣をつけあつて何事もまじめに、常に獨立自營の精神を以て懸命に精出さなければ其の終を全うすることはできぬとの御旨であると拜察する。

第三段「抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ柄トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ」

我が建國の大精神は、畏くも皇祖皇宗の御遺訓と名譽ある國史の事蹟によりて明に示されてゐる。皇祖皇宗の御遺訓は、我が國家一貫の大精神であつて皇室は民をいつくしみ給ふこと赤子の如く、臣民は皇室を慕ひ奉ること慈親の如くである我等臣



民たる者は、謹みて御遺訓を奉體し忠孝の誠を盡さなければならぬ。この忠實、信義、勤儉、醇厚、自強等は我が國民性の主要なる徳であるが、やゝもすれば之を忘れんとする傾があるので特に建國の精神を明にせられた事は誠に恐れ多い次第である。

「維新の皇猷」とのらせられたのは明治元年三月天地神明に誓はせられた五箇條の國是と當日臣民に下し賜はつた御宸翰の御趣旨とを示させられたものと拜するのである。御宸翰の御趣意はその一節に

「朕コ、ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハズ親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓明シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富嶽ノ安キニ置カンコトヲ欲ス」

と仰せられたるによつて拜察し奉ることができぬ。

### 三、國民の覺悟

詔書を拜戴して既に二十九年、茲に昭和十一年を迎へ思想上に經濟上に曾て例なき世相に直面する時、我等臣民たる者深く聖旨を奉體し、一意報國の誠を盡して聖恩の萬一に報い奉るの覺悟がなければならぬ。

## 第二 青年の修養

### 一、人生に於ける青年期

青年期は普通十四、五から二十四、五歳までの間をいふのである。十四、五になると身體の組織がだん／＼と變り始める、例へば小さい家をとりこはして大きな家を建てなほさんとするやうな變化といはれてゐる。第一に手足がのびる。第二に生殖機關が發育して來る、今まで男女共に大いなる差別がなかつたのに、この頃から男女の特性が現はれて男は男らしく女は女らしくなつて、所謂第二の誕生をもたらすのである。今日まで學校と家庭より外に眼の見えなかつた者が社會といふ珍らし新天地を發見する。隨て命ぜられるからするのでなくて、自分から進んでやつて見ようといふ心が起るから向學心や研究心が旺になり宇宙觀、人生觀、宗教觀等に頭をつきこみそめる時である。「彼の悠々たるかな天壤……」は有名なものである。かやうに心身共に著しい變動が起り、希望に輝き元氣に満ちて居る時であるから、眞に人を作るの教育は此處から出發せなければならぬといはれてゐる。

### 二、青年期は人生の修養時代

青年期は人生に於ける最大切な時代であつて人間の運命はこの時代に決まるといつてよい。隨てこの時代の修養が一生の所有物となるものであるから、青年團や、青年學校、その他講習、講座等あらゆる各種の修養機關を利用し少くとも中等學校卒業程度の常識を有するまでに修養したいものである。縣下に於ても斯種の獨學青年が年々多きを加へて行くことは地方産業發達の爲に誠に喜ばしい事象であつて、中には農業の片手間に實業學校の中等教員免許狀の資格を得た篤學な青年さへある。さりながら一般的にはどうかといふと、昭和五年十一月に縣下の青年訓練所に對し一齊學力考査を行つたが、その成績は思はずに低い。殊に數學の如きは極めて不成績である。この頭では今日の生活戦線に立ちてはな／＼しい勝戦は到底望み得べくもない。今後の社會が理智競争の世界であるにもかゝらず、多くの青年たちに未だ其の自覺がないらしいのは、かへす／＼も遺憾千萬である。

### 三、青年

青年修養機關の一つとして最近發達したものに青年團がある。青年團はその起原は古いが世間に認められることになつたのは大正四年九月内務文部兩大臣の訓令發布があつてからである。特に大正九年十一月二十二日 今上陛下が東宮におはせしませし時、全國青年團員に優渥なる令旨を賜はつてから、一新紀元を劃しとみに進歩發達を遂げ現今の隆昌を見るに至つたものである。

本縣の青年團は、二百六十餘團體で、團員數は五萬三千餘人を算してゐる。



修養綱領としては

- 一、教育勅語を奉體して熾烈なる國家精神の涵養に努む。
- 一、補習教育の充實を圖り日進の修養に勉め一層心身の鍛鍊を期す。
- 一、獨創及研究的意氣を以て業務に勵精し能率の増進を旨とす。

この三つであるが、其の成績の良好なる團體を有する町村に於ては、青年學校や更に産業方面に至るまで良好なる成績を収めてゐる。彼の鶴居村青年團の如きは昭和五年十一月六日大日本聯合青年團田澤理事の御進講の際全國一萬七千の青年團中より唯一つ選ばれて畏くも、天聽に達するの光榮に浴したほどで、かく優秀の青年團を有することは誠に本縣の無上の榮譽とする處である。最近東植田村、切畑村青年團の如き異常の躍進をつゞけつゝあることも本縣の誇りである。

#### 四、修 養

修養とは己が己を教育し、己を指導し、己を開拓して行くことであつて現在の不完全なる吾をそこに見出し、之を教育し指導して完全なる己に改造しようとする鍛鍊作用即ち努力をいふのである。吾等人間の賢愚はもとゞ大なる距りのあるものではない。賢者は己を觀るに敏く、愚者は己を觀るに鈍い。賢者は即時斷行して常に機先を制し新生命を開拓するが愚者は優柔不斷であつて常に人後を行くものである。賢愚の別は畢竟意志、克己、斷行の強弱に存する。

#### 修養の方法

内にしては善を好み惡を惡むの正しき心を養ひ外にしてはその行者たるの決心を持つべきである。「善は小なりと雖爲さざるべからず惡は小なりと雖爲すこと勿れ」である。諸惡莫作衆善奉行は修養の根本精神でなければならぬ。吾等の道德的修養は實修を他所にしてできるものではない。古人が或は坐禪により或は靜坐により、或は禪によつて修養に精進したのも、其の苦行によつて己の醜い心を正視し本心を捉へることを工夫したものである。この意味から「朝に禮拜晝は汗夜は感謝に眠りませ

う」を以て國民的日行と心得多年唱道し來つた所以である。徒に思ふも益なし之を行ふに於て修養の眞實の光が現れる。多くの臆病なる青年は行はずに誠心誠意があればそれでよい、之を形式的に行ふ必要がどこにあるかなどと逃口上でゴマかさうとする意志の弱い者さへ少くないが、かういふ青年は一生不平不満の境地より脱することができずに醉生夢死するの徒である。

#### 五、青年と娛樂

「かゞし見よ夜に日に弓を張りつめて射れども更に小鳥に得じ」と。之は張つて弛めることを知らざる愚さを諷したものである。吾等の日常生活に於ても之に類したことが多い。血氣盛んなる吾等若人は、働く時にはうんと働いて遊ぶ時には吾を忘れて遊ぶべきである。娛樂も亦人生行路の重要な役目を持つてゐることを忘れてはならぬ。今日農村の青年たちが口を開けば農村に娛樂なきをかこつけれども、考へようによつてはいくらもある。固より十人十色でそれ／＼好き嫌ひはあるにしても青年にふさはしい娛樂としては、運動遊戲をお勧めしたい。遊戲には室内的のものと室外的のものがある。碁、將棋、歌留多、玉突、ピンポン等は前者であつて、ベースボール、フットボール、バスケットボール、ローンテニス、舞踊、乗馬、水泳、登山、遠足等は後者に屬する。青年たちの中には暇があれば寝ることを以て唯一の娛樂と考へ二、三人集れば隨所にこの醜態を見受けるのであるが、かういふ習慣は元氣盛りの青年としては一日も早く改むべきである。暇があれば暫くもちつとして居れぬといふ若々しきを持ちたいと思ふ。我が國民ほど保健方法を工夫せぬ國民は少い。お互青年の日常に見ても學校を出てから今日まで何一つやつてゐないのが大部分であるのを見ても分る。この體力では今後の活社會に立ちて思ふ存分能率を發揮することは覺えないと思はれる。國民擧つて體位の向上を圖らねばならぬ。娛樂と保健とは密接なる關係を有するから娛樂の選擇を誤るやうなことがあつてはならぬ要するに娛樂は精神の轉換を圖ることが大切であるので祭日や休日はいふに及ばず夜分でも五人十人集つた時、運動競技に打興する習慣ができたならば、農村に娛樂なきを憂へんやである。娛樂は單に都市に於ける玉突や芝居や活動によつて濃厚なるエロ氣分にひたならなければ、得られぬものだと考へる者があるならば、それこそ謬



れるの甚しきものである。

#### 六、新聞、雑誌、書籍等の選擇

前節に於て娛樂の大切なることを述べたが新聞、雑誌の購讀も亦娛樂の一つになる。樹下石上に涼風を追ひつゝ、讀書する愉快さは何人も忘るゝことのできぬ味であらう。而して現代ほど斯種の讀物に便利な時代はないが、それだけ注意を要するわけである。お互が特に氣をつけたいと思ふことは思想方面に關する圖書や雑誌である。やゝもすれば思はぬ誘惑に陥り易いものであるから斯種の圖書に關しては先輩の意見を聽くことが最も大切である。

青年讀物として

- 一、日本青年新聞 月一回
- 一、青年(雜誌) 月一回
- 一、青年カード 月一回

右三種共に東京四谷區霞ヶ丘町日本青年館の發行である。

#### 七、令 旨

巻頭に掲げてある。

- 一 「國運ノ進展ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ」と仰せになつてある。如何に吾等青年に對する御期待が深く且つ大であるかを拜察して、一日も修養をおそそかにするやうなことがあつてはならぬ。
- 二 次に「内外ノ情勢ニ顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡シ」と宣はせられてある。吾等青年は、内に通ずるは勿論のこと、眼を世界に開いて外の事情に通ぜなければならぬ、外を知つて内に備へ、内を顧みて外へ展ばさなければならぬ。それは青年としての本分を盡すことにあるので、常に修養を

積んで智能を磨き今日與へられたる自己の使命を完全に遺憾なく仕遂げることが大切である。こゝに奮勵を要し協力を要する。吾等は朝に夕に令旨を奉體して益々修養の一途に進まなければならぬ。

明治天皇の御製

進むべき時をはかりて進ますはあやうき道に入りもこそすれ。

### 第三 我が國民性の長短

#### 一、國民性

吾々人類は吾々祖先の拓かれたこの國土に於て社會的協同生活を營み、遂に現今の文明社會をきづきあげるに至つたものである。其の今日に至る永い歴史を通じ、社會的遺傳と自然並に社會環境とによつて一種特有の共通した性情が形成され發達してきたもので、之が國民性である。各國家に於てはそれらの事情が異なるなら、國々によつてそれ〴〵特有な國民性が生ずるのである。

かく國民性とは一國民に特有の共通性であるけれども、個性を離れて別に國民性が存在するものではなくて、一國內に居住する各個人に存する特殊の共通點即ち國民精神の特色を抽象したものである。

#### 二、我が國民性の長所

我が國民性の長所とする所は、見る人によつて一様ではないけれども、大體次の諸點にあるやうである。

一 神を敬ひ祖先を崇ぶことである。

所謂忠孝の精神で我國特有の血族國家から出發し、萬國無比の建國事情に基因し數千年の長い歴史的發達の中から自然に教養し、助長し鍊磨し來つたもので、將來無限に發展せしむべき素質を有してゐるが、如何なる手段方法によるも他



- 國の模倣作爲のできない所であつて、我が日本人の無上の強みであり、誇りである。
- 二 包容同化性に富むことである。
  - 三 我國は遠くは支那印度の文明を輸入同化し、近くは歐米の文明をとり入れて同化包容してゐる。樂觀的にして自然を愛し淡泊なること。
  - 四 我が國民は溫和な氣候や、秀麗なる自然の環境に養はれた、めに樂天的であり淡泊である。
  - 五 現世主義にして實際を重ずること。
  - 六 印度の出世間的な佛教が現世のとなり儒教が實際的であつたので容易に我國に容れられたことを見れば明である。併しながら現世的、實際的なるの弊として常識的、直觀的であつて合理的、思索的でない憾がある。
  - 七 進取的にして武勇を尙び廉恥心の強いことである。
  - 八 清淨潔白を好むことである。
  - 九 寬仁溫和を尙ぶことである。
- 以上の條項は別々に述べてあるけれども、個々孤立のものではなくして、其の内容に於ては密接不離の關係に在るものである。

### 三、我が國民性の短所

- 吾々民族の長所を自覺し益々之を發達助長に勉むることは勿論であるが、其の短所を内省して改善せなければならぬ。
- 一 感傷的で、直觀的で、熱し易く冷め易いことである。
  - 二 今日の黨派鬭争に遺憾なく現れ、主義政綱の争といふよりも、殆ど感情の爲に動いてゐる。短氣は事々に現れ、隨てズリ／＼押しに辛抱強く根氣よく如何なることにも我慢し、忍耐してねばりづよく／＼までも初志を貫くといふ點に於て缺るところがある。

吟味し考慮する力が足らぬ。

「考へてから」といふ批判力に乏しく、

理智的の統制に於て甚だ遺憾な點が多い。今日の男女青年たちが思ひがけない失敗を招くが如きは多くは考へずに直に實行に進むからである。聰明なる理智の修養を積んで己が處世上の指導原理として正しい批判の下に考へある國民として、活動することが最も大切であると信ずる。

模倣性強く創造獨自の力に乏しい。

我々國民の一部には「内の米飯より隣の麥飯」の諺があるやうに、一種の好奇心から内を卑し外を貴ぶの慣習がある。かの外國かぶれの連中はこの弱點に陥つたものである。例へば國際的でないものに、西紀を書いて見たり、何にでもやたらに洋語をくつ／＼したり、笑ふべきは家庭に於ていたいな坊たちに、無理しひに耳なれぬバ、やマ、を呼ばしめるが如き何を苦しんで、こんな馬鹿げたことをするのであらうか。全く無批判に受入れ、無考に模倣する爲である。隨て創造獨自の力に於て其の進歩が著しく劣ることになるのも止むを得ないことである。

經濟觀念に乏しく虚榮心が強い。

無い袖を振らうとする。無い物を有るやうに見せびらかさうといふ氣分、即ち虚榮心がよほど強い。特に女性に甚しいこの氣分は根本的に打こはさなければならぬ。「まこと」を本質とする國民精神と相容れざるものである。借金は經濟觀念の不足からであるが、常に虚榮につきものである。今や我が國債も六十億に達し地方債も二十億、更に國民の債務も少くも四、五十億は下るまいと云はれてゐる。明治十四年の頃彼のグラウンズ氏が米國大統領を辭めて日本に來られた時、恐多くも明治大帝は親しく御會話遊ばした。其の時最も陛下の大御心に留めさせられた一の問題は借金といふことである。グラウンズ氏は二度も三度も繰返して「借金だけはなさないやうに、御心懸なさらぬと國家は危険でござる」といふことを言上したのである。同氏は何故にこの問題を強く申上げたかといふと、同氏が日本に來られる五、六



年前に、エジプト國が借金の爲に、獨立を失つて英領になつたことを目撃してゐたからこのことである。國家も個人も同様で、借金は吾々の自由を奪ひ、獨立を失はしめ、生存を根本から覆すものであることを、借金の當初に於て覺悟せなければならぬ。

#### 五 自律自治の精神に乏しく依頼心が強い。

獨立なく、模倣追隨に墮し、自由意思により獨立的に活動することはできず何れも彼も命令がなければやらない傾がある。今日多くの施設中中之は善い事であるからとて、法規命令にて嚴しく束縛せざる限りなかくに行はれない。政治教育、産業何れの方面に見るも容易に窺はれる。大切な自治の成績の如き更に補習教育に於ても産業組合に見るも近くは青年訓練に於ても、お上からの命令の手ゆるい仕事は、その成績が思はしくない。特に甚しいことは、數年前まではお互の稻作の虫捕りから油入れは申すに及ばず、國旗を揚げることであり、春秋二季の大掃除に至るまで一々命令がなければ動かない有様であつた。吾々はこの依頼根性より脱出して、自律自治の天地に足を踏出さざる限り我國獨自の文化の建設は前途遼遠の感がせられるのである。

#### 四、各國の國民性について

我が國民性には長所もあるが同時に短所もある。今後長所を發揮することに努むると共に、短所を改めなければならぬ。吾々は米國人の尖鋭性よりも佛國人の敏感性よりも英國人の鈍重にして底力の強いこと、獨逸人の忠實にして努力主義なる點に限りなき敬慕の念と愛好の情を持つてゐる者である。英の鈍重、獨の忠實とは今日吾に於て大に學ぶべきではあるまいか。而して益々國民性の向上發展を計りたいものである。

### 第四 國交、國防

#### 一、國交と平和

畏多くも戊申詔書の初に「朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テノ其福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス」と仰せられてあるが、其の大御心を拜察すれば、國交と平和とについての一切が明瞭になるの感がある。

即ち、古の如く小民族の一小部分に割據して自給自足の生活をなして居た時代ならば兎も角、現代の如く、文化は日に月に進み、四海同胞の思想の進んだ今日に於ては、到底一國家が、絶對的に獨立して行くと言ふことは不可能であつて、政治的にも經濟的にも常に彼此相助け、共存共榮の實を擧げなければならぬ。

自國の利のみを考へ、他を敵視するものは未だ野蕃國の域を脱しない。而もそれは亡國の道であつて、斯くては到底世界の平和は望み得ない。或は利益の衝突の爲めに或は正義の爲に、一國と一國との間に於いて兵戈を交ふる事もあらう、然しそれは一時であつて人類相愛の道は永久不變である。交戦の時間と交戦の範圍内に於いてこそ敵對すれ、その他に於いて之を敵視する理由は何所にもない。我等人類の永遠の發展と、世界の永久平和の爲めに、詔書の趣旨を奉體して、列國との交際を益々親密にして、四海同盟共存共榮の實を擧げなければならぬ。

#### 二、國際法

文明開化の結果として、地球の幅員は極端に縮少され、各國間の交渉は、隣人との係關よりも多事多端に亘る様になつたこと、に於いて各國は各國家の共存共立の上に利害關係の衝突を少くし利害關係の共通を多くして、各國家の存立を安固にし、其の共榮を確保せんがために、或る權力の保護に依頼せんとした。之が即ち國際法の生れた原因である。今それについて概略の説明を加へよう。

國際法には、國際公法と國際私法とある。國際公法とは國家間の權利義務を定めた法律である。従つて、國際公法上の權利を有し義務を負ふ者は、國家があるのみである。又その制定の順序や手続きは國內法とは異なる所がある。



國際公法に定められたる重なることは、(一)領土に關すること。(二)治外法權に關すること。(三)國家の代表機關に關すること。(四)條約に關すること。(五)國家内争議の調和に關すること。(六)戰爭に關すること等である。

國際私法とは或る私法上の關係が如何なる國の法律の適用をうけ、若くば、如何なる國の法律に依つて裁判され又は執行せらるゝかを決定したものである。

例へば、日本人同志が、米國に於いて婚姻した場合に、日本の法律を適用すべきか、又は米國の法律を適用すべきかを定むること、又は日本人と英國人とが佛國に於いて賣買の契約をしたときは、日、英、佛、何れの法律によつて、その賣買契約の成立、効力等を認むるべきかといふやうな事に關する法律で、國際民法、國際商法等それである。

### 三、條 約

條約とは文字を以て表はした國家間の意思の合致である。而して、條約の要素として必要なことは、(一)主權、(二)代表者(三)合意、(四)批准の四つである。最近のロンドン條約に於ても(一)天皇の御命令により、(二)若槻、財部、松平三代表、(三)日、英、米三國の合意、(四)批准の要素を経てゐることは周知のことである。

條約の中、最も普通なのは通商條約である。此の條約には、通常、(一)締結國民の住居、往來の自由、(二)生産及製造貨物の輸出入の自由、(三)關稅に關すること等を約定してある。條約には軍縮條約、同盟條約、地役條約、中立條約、郵便條約、通商條約、電信條約、著作權に關する條約、工業所有權の保護に關する條約等である。

### 四、外交官、領事

外交官、領事は共に、繼續的に外國に駐在する國家の代表機關である。

外交官は、國家の政治的行爲を代表し、領事は、經濟的行爲を代表してゐる。

外交官中特に廣義の公使を分けて全權大使、全權公使、辨理公使、代理公使とする。

外國から公使を自國に派遣するときは自國は之をうくる義務がある。然し、特に正當の理由があれば、其の人を限つて之を拒否することが出来る。(一切の公使を受けないなどいふことは不法である。)

公使が外國に駐在せんとする時には本國元首より、駐在國の元首に宛てた信任狀を受けて駐在國に赴くと直ぐに元首に捧呈する。(代理公使は、外務大臣より外務大臣へ)公使は一國に一人が常例であるが、領事は數人駐在することが出来る。それは經濟的關係は一國內に於いても所によつて異なるからである。(特別の條約による)

領事には任命領事、名譽領事(外國人に囑託して領事の職務を執らせるもの)商業領事、裁判領事(普通外に裁判事務をも管掌)がある。

領事の職務は(一)駐在國に於いて本國の經濟上の利益を圖ること(二)本國と駐在國間の通商交通に關する條約が實際適當に行はれてゐるかを監視すること(三)駐在國にある本國人民を保護することである。

### 五、國際聯盟

國際聯盟とは、世界大戰の慘狀に鑑み、世界永久の平和を保持せんとする目的を以て締結された聯盟で、當時のアメリカ合衆國の大統領ウィルソン氏により提唱されたものである。併しアメリカは現代其の加盟國ではない。露國、獨乙も亦同じ。一九二〇年二月に第一回總會を開き以下毎年一回總會を開くことになつてゐる。今國際聯盟規約の二三を記して其の内容の了解の手引としたい。

(1)目的 締盟國は戰爭に訴へざる義務を承諾し、各國間に於ける公明正大なる關係を規律して、各國政府の行爲を律する現實の規準として國際法の原則を確立し組織ある人民の相互の交渉に於いて正義を保持し且嚴に一切の條約上の義務を尊重し以て國際協力を促進し各國間の平和安寧を完成せんが爲茲に國際聯盟規約を協定す。

(2)機關 本規約に依る聯盟の行動は聯盟總會及聯盟理事會並附屬の常設聯盟事務局に依りて之を爲すべきものとす(第二條)



(3)軍備縮小 聯盟國は平和維持の爲には其の軍備を國家の安全及國際義務の協同動作を以てする強制に支障なき最低限度迄縮小するの必要なることを承認す。(第八條)

(4)國際勞働規約抄  
國際聯盟の目的は世界一般の平和を確立するにある而して世界一般の平和はたゞ社會正義の上のみこれを建設することが出来る。然るに現在行はれてゐる勞働状態は多數の人々に對して不正困苦貧窮を蒙らして居り其の結果世界の不和や協調を危くする程の不安を惹き起してゐる、それ故かくの如き勞働状態を改善することは目下の急務である云々。といふので、勞働時間、勞働賃金、組合法等についての會合協議をなしてゐる。

其の他國際司法裁判、委任統治に關すること等、國際聯盟は常に世界平和を其の目標としてゐるのである。

我國は昭和八年二月二十四日滿洲國問題を契機とし、國際聯盟を離脱した。今や聯盟の權威は殆ど地を拂つた觀がある。

## 六、國際道徳と個人道徳

世界文化の發展は、人類をして一國內に逡巡してゐることを許さない状態に至らしめた。今や吾人は、日本國民であると同時に、世界人であることを自覺しなければならぬ。吾等は日本國民であることを決して忘れてはならないが、其の日本國民なるものも、世界といふ大社會の一部員であつて、善にも惡にも、世界の氣勢は、其の影響を我が日本に及ぼしつゝあることを自覺しなければならぬ。

而して、一つの微小なる個人の言行さへも、或は世界の隅々まで響き渡ることもある。故に吾人は常に「世界と云ふ舞臺に立つて、世界各國民の視聽の中心に於いて働きつゝある」と云ふ考へを以て、重大なる決心のもとに行動しなければならぬ。

茲に我等は、個人としての修養にはげむと共に、日本國民としての教養を培ひ更に世界人としての精進を積まなければならぬ所以を痛感するのである。

世には個人道徳と國際道徳とが相反するが如く考へるものもないではないが、それは未だ徹したる考へではない。勿論、大

を全うせんとするために小を殺すことはあり得る。個体は滅しても、全体が生きなければならぬといふことはある。然しながら、個人道徳の擴張はやがて社會道徳であり、更に之を擴充すれば國際道徳となるのであつて、其の間に矛盾はない。吾人が若し、個人として申し分なき道徳生活を爲し得る人格者となり得たならば、それは同時に、世界人として毫も恥ぢざる人格者となり得たと言つてよいのである。

自己以外は顧みるなど言ふ様な偏狹な考へは棄て、常に國際的に眼を開かなければならないが、個人としての修養が大切であることを忘れてはならぬ。

## 七、國防と兵役

一、國防 近時、共存共榮、國際親和、人道高唱が叫ばれ、平和へ平和への聲が高くなつた。然るに一面に於いて列國は各々其の向上發展を目的として生ずる國際競争に對する自衛作用即ち國防を忽にしない。

平和は人類の愛好する所である。然るに猶國防を必要とする所以は何か、それは國家組織が人類の生活を最も幸福ならしむる間は、國家間の争闘即ち戦争は絶滅せしむる事は不可能であるからである。故に平時より相當の國防威力を備へ國家の存立を保障して他國をして我に乗するの慾望を捨てさせ、それによつて恒久の平和を保たんとするのである。従つて國防の目的は、國家の自衛及生活の保障に立脚し、國是の遂行、(我國に於いては東洋平和の確保)國土の防衛、國家總動員の掩護、海外領土の確保を期する事であるといへる。

二、兵役 國防の中心は軍人である。今我國の兵役について略述しよう。

### 兵役法抄

第二條 兵役ハ之ヲ常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ

常備兵役ハ之ヲ現役及豫備役ニ、補充兵役ハ之ヲ第一補充兵役及第二補充兵役ニ、國民兵役ハ之ヲ第一國民兵役及第二國民兵役ニ分ツ



民兵役ニ分ツ

服役法抄

第五條 現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年トシ徴集セラレタル者之ニ服ス、現役兵ハ現役中之ヲ在營セシム

第六條 豫備役ハ陸軍ニ在リテハ五年四ヶ月海軍ニ在リテハ四年トシ、現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第七條 後備役ハ陸軍ニ在リテハ十年、海軍ニ在リテハ五年トシ、常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第八條 第一補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二月四ヶ月、海軍ニ在リテハ一年トシ現役ニ適スル者ニシテ其ノ年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス

第九條 第二補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二月四ヶ月トシ現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徴集セラレザル者及海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス、但シ海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者ニアリテハ十一月四ヶ月トス

第十一條 現役兵ニシテ青年訓練所ノ訓練又ハ之ト同等以上ト認ムル訓練ヲ修了シタル者ノ在營期間ハ六月以内ヲ短縮スルコトヲ得（青訓を重く見てゐる事が分る）

尙第九條には國民兵役について年齢十七年より四十年迄の者は兵役に關係あることが記されてある。以上のことからして我が國は國民皆兵であると言ふことが明瞭にわかる。

八、我が軍備

陸軍は十七師團、海軍は八十餘萬噸の艦艇を有する我が軍備は相當に充實してゐるが、其の軍事費は政費歳入の約百分の二十七に達してゐる。尙陸軍は八億七千萬圓の繼續費を以て國防充實費に當て（新兵器充實其の他）

昭和三年度以前に於いて、三億八千萬圓を支出してゐるから餘は今後使用される筈、海軍は新艦建造其の他の既定繼續費として總額九億二千萬圓を計上し、昭和三年度以前に於て五億八千萬圓を支出してゐる。

ロンドン會議に於ける保有量制限規定

	八 吋 巡 洋 艦	六 吋 巡 洋 艦	驅 逐 艦	潛 水 艦	計	
日 本	12隻	10.84	10.045	10.15	5.27	36.705
英 國	15	14.68	19.22	15.0	5.27	54.17
米 國	18	18.0	14.35	15.0	5.27	52.62

（但し米國は八吋砲巡洋艦の第十六隻目は1933 第十七隻目は1934 第十八隻目は1935年 以前にそれは各起工せず また一隻の建造には 3年を費すといふ條件つきである）

其の他駐屯軍、守備隊等については既習の事である。

九、在郷軍人

豫備、後備、歸休兵、補充兵等の將卒は、郷に歸つて、在郷軍人會なるものを組織し「聖旨ヲ奉體シテ軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進スルヲ以テ本旨トシ延テ社會公益ヲ圖リ風教ヲ振作シ恒ニ國家ノ干城國民ノ中堅タルノ實ヲ舉グル」（在郷軍人規約第八條）を目的として諸般の事業を營んでゐる。

青年學校の訓練の補助、青少年團の誘掖指導、應召準備の補助、社會公安の維持並に非常時に於ける救護等は其の重要事業であつて在郷軍人は確かに國防の一威力である。

一〇、國防と國民

國防の事は、精銳なる兵士の力に俟つ事が多い。

然し世界大戰後軍器も戰術も大いに變化した。航空機 高射砲、毒瓦斯、潜水艦、石油動力艦、無線操縱器など、今回の戰爭は著しく機械化するに違ひない。之等は大和魂ばかりでは切り崩す譯に行かない所が多い。この意味からして將來の國防は



軍の活動威力を増大なる様な新兵器の充實を圖らなければならぬ。然しながら軍備が如備に整備しても、國民の經濟力が貧弱であつたら、獨乙の如く軍に勝つても經濟方面から破れてしまふ。そこで、國防は飽くまでも絶大なることを願ふのであるが、軍事費は節約したいといふので、列國は平時の軍備外容を縮少して之を經濟的ならしめ、一朝有事の場合は、國民總武裝國家總動員を行はんとする傾向が多くなつた。

國家總動員といふのは、戰爭に當り、國家の全力を之に傾注すること、精神動員、國民動員、産業工業動員、交通動員、財政動員の一切を含む國家全体の活動である。

將來の國防は實に之でなければならぬ、即ち國防の事は唯に軍人と兵器乃至、爲政者等の責任ではなく、國民全体の責任である。國民各自の責任であるといふ事を自覺しなければならぬ。

## 第五 國の財政

### 一、財政の意味

國家又は自治体の經濟を財政といふ。

國家又は地方自治体は個人と同様に、其の存立の目的を達成せんが爲には、必ず一定の物質的條件が必要である。其の物質的條件を完全に備へんが爲には必要とする所の財特に貨幣を收入し、之を管理し、支出することを財政といふのである。一國の財政を國家の財政と言ひ、府縣市町村の財政を地方自治体の財政、又は略して地方財政といふ。國家が財政の主体である場合に於ては之を國庫と稱する。國の財政とは極く平易に言へば、九千萬の國民は共同生活の會計を如何に處理してゐるかといふ事である。財政と個人經濟とは頗る相肖た所があるけれども、又重要な差異がある。今其の要點を擧ぐれば次の如くである

- 一、個人經濟では、強盜竊盜等、法律の認めない場合を除くの外は、他人の意思を強制したり、他人の意思を顧みなかつたりして、其の者の財産を取つて收入となすことは出来ない。

然し、財政に於いては、其の収入の大部分である租税は、權力關係に依つて強制的に徴收するものである。

- 二、個人經濟に在つては、先づ入るを量つて、出づるを制することを原則とするけれども、財政にありては、先づ出づるを量つて入るを制する事を原則としてゐる。

尤も必要己むを得ざる事業の爲に要する經費であつても、之が調達のため新に租税を増徴したり、公債を募集することは極めて困難であつて、寧ろ暫く事業を中止する方が利益であるといふ様な場合には、入るを量つて出づるを制しなければならぬので、一概に云ふ事は出来ないが、原則としては出づるを量つて入るを制するのである。

- 三、個人經濟に在つては、成るべく多くの餘剰收入を得る方が利益であるけれども、財政に於ては過不足なきやうにするのが理想である。年々の収入が、夥しく支出に超過したり又、其の反對の現象を呈するやうなことは、豫算の杜撰なる證據であつて、喜ぶべき現象ではない。

### 二、歳出

財政上の支出をなづけて歳出といふ、一ヶ年毎に其の支出の計算を立つるからである。(我が國の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日に終る)

我國の歳出は年々増加の傾向で、(尤も昨年よりは所謂緊縮豫算として減額したが)昭和二年度に於いては既に世界大戰前の二倍以上に達した。併し歳出の増加は國運の進歩に伴うて避くべからざるものだから、一概に縮少をのみ希望すべきではない。けれども、冗費は大いに節約すべく、又、經費が左程膨脹したならば、それに伴ふ實質的效果を上げなければならぬ。

今、昭和四年度一般會計歳出豫算を所管省別に記して参考にしよう。(經常部臨時部合計)

皇	費	四、五
内	閣	三六三、〇



外務省	二一、二
内務省	二一六、四
大藏省	三八六、七
陸軍省	二三二、一
海軍省	二六八、一
司法省	三七、一
文部省	一四三、三
農林省	六二、九
商工省	一二、九
逓信省	四、五
合計	一七五二、七

三、歳入

財政上の収入を名づけて歳入といふ。

國家の財政上、其の經常歳入の主なるものは租税、手数料、官業、及び官有財産の收入であつて、其の性質は、恰も、個人經濟に於ける所得の如きである。

一、租 税 租税につきては、後章に於いて詳しく述べるから此所にては略す。

二、手数料 手数料とは、公共の營造物、又は國家の勤勞に對して、特別に之を利用する個人から、利用の度毎に之に要する費用を徴収するものである。例へば、訴訟費用の如きはそれである。手数料は、租税と等しく強制的收入ではあるけれども、特別な國家の給付に對する報償である點に於いて、租税とは其の本質を異にしてゐる。

三、官有財産及び官業の收入

△單位は百萬圓

△帝國統計年鑑、及昭和四年度豫算參考書による

△逓信省の分には一億三千餘萬圓の恩給取次を入れてある

一般會計歳入豫算 (單位百萬圓)

		昭和 3	昭和 4
經常部	租 税	901.5	892.1
	紙 收	79.2	86.2
	印 業	473.3	488.5
	營 收	30.4	32.2
計		1484.4	1499.0
臨時部	公 債	64.0	91.2
	前 年 度 剩 餘 金	115.6	81.6
	其 他	55.2	8.1
計		1709.1	1752.8

猶ほ國家は、財産を有し、又は企業を營むことに依つて所得を得つゝある。之が即ち官有財産及び官業の收入である。

官有の耕地、森林より生ずる收入、官營工業及び、郵便電信事業等より生ずる收入は皆之に屬する。

猶ほ、茲で、豫算及び決算について一言しなければならぬ。

豫算とは、一會計年度内に於ける歳入歳出の見積計算の事で、政府が之を編成し、帝國議會の協賛を經、天皇陛下の御裁可によつて成立するものである。

決算とは、一會計年度の收入支出の實施成績を示すものを云ふのである。

決算は會計検査院の審査確定を經て之を帝國議會に提出するもので、議會は之を審議して監督の責を明にしなければならぬ。

歳入豫算	一、臨時	款、項、節、目
歳出豫算	二、臨時	款、項、節、目
豫備金	三、第一豫備金	款、項、節、目
	四、第二豫備金	款、項、節、目
	五、第三豫備金	款、項、節、目
	六、第四豫備金	款、項、節、目
	七、第五豫備金	款、項、節、目
	八、第六豫備金	款、項、節、目
	九、第七豫備金	款、項、節、目
	十、第八豫備金	款、項、節、目
	十一、第九豫備金	款、項、節、目
	十二、第十豫備金	款、項、節、目
	十三、第十一豫備金	款、項、節、目
	十四、第十二豫備金	款、項、節、目
	十五、第十三豫備金	款、項、節、目
	十六、第十四豫備金	款、項、節、目
	十七、第十五豫備金	款、項、節、目
	十八、第十六豫備金	款、項、節、目
	十九、第十七豫備金	款、項、節、目
	二十、第十八豫備金	款、項、節、目
	二十一、第十九豫備金	款、項、節、目
	二十二、第二十豫備金	款、項、節、目
	二十三、第二十一豫備金	款、項、節、目
	二十四、第二十二豫備金	款、項、節、目
	二十五、第二十三豫備金	款、項、節、目
	二十六、第二十四豫備金	款、項、節、目
	二十七、第二十五豫備金	款、項、節、目
	二十八、第二十六豫備金	款、項、節、目
	二十九、第二十七豫備金	款、項、節、目
	三十、第二十八豫備金	款、項、節、目
	三十一、第二十九豫備金	款、項、節、目
	三十二、第三十豫備金	款、項、節、目
	三十三、第三十一豫備金	款、項、節、目
	三十四、第三十二豫備金	款、項、節、目
	三十五、第三十三豫備金	款、項、節、目
	三十六、第三十四豫備金	款、項、節、目
	三十七、第三十五豫備金	款、項、節、目
	三十八、第三十六豫備金	款、項、節、目
	三十九、第三十七豫備金	款、項、節、目
	四十、第三十八豫備金	款、項、節、目
	四十一、第三十九豫備金	款、項、節、目
	四十二、第四十豫備金	款、項、節、目
	四十三、第四十一豫備金	款、項、節、目
	四十四、第四十二豫備金	款、項、節、目
	四十五、第四十三豫備金	款、項、節、目
	四十六、第四十四豫備金	款、項、節、目
	四十七、第四十五豫備金	款、項、節、目
	四十八、第四十六豫備金	款、項、節、目
	四十九、第四十七豫備金	款、項、節、目
	五十、第四十八豫備金	款、項、節、目
	五十一、第四十九豫備金	款、項、節、目
	五十二、第五十豫備金	款、項、節、目
	五十三、第五十一豫備金	款、項、節、目
	五十四、第五十二豫備金	款、項、節、目
	五十五、第五十三豫備金	款、項、節、目
	五十六、第五十四豫備金	款、項、節、目
	五十七、第五十五豫備金	款、項、節、目
	五十八、第五十六豫備金	款、項、節、目
	五十九、第五十七豫備金	款、項、節、目
	六十、第五十八豫備金	款、項、節、目
	六十一、第五十九豫備金	款、項、節、目
	六十二、第六十豫備金	款、項、節、目
	六十三、第六十一豫備金	款、項、節、目
	六十四、第六十二豫備金	款、項、節、目
	六十五、第六十三豫備金	款、項、節、目
	六十六、第六十四豫備金	款、項、節、目
	六十七、第六十五豫備金	款、項、節、目
	六十八、第六十六豫備金	款、項、節、目
	六十九、第六十七豫備金	款、項、節、目
	七十、第六十八豫備金	款、項、節、目
	七十一、第六十九豫備金	款、項、節、目
	七十二、第七十豫備金	款、項、節、目
	七十三、第七十一豫備金	款、項、節、目
	七十四、第七十二豫備金	款、項、節、目
	七十五、第七十三豫備金	款、項、節、目
	七十六、第七十四豫備金	款、項、節、目
	七十七、第七十五豫備金	款、項、節、目
	七十八、第七十六豫備金	款、項、節、目
	七十九、第七十七豫備金	款、項、節、目
	八十、第七十八豫備金	款、項、節、目
	八十一、第七十九豫備金	款、項、節、目
	八十二、第八十豫備金	款、項、節、目
	八十三、第八十一豫備金	款、項、節、目
	八十四、第八十二豫備金	款、項、節、目
	八十五、第八十三豫備金	款、項、節、目
	八十六、第八十四豫備金	款、項、節、目
	八十七、第八十五豫備金	款、項、節、目
	八十八、第八十六豫備金	款、項、節、目
	八十九、第八十七豫備金	款、項、節、目
	九十、第八十八豫備金	款、項、節、目
	九十一、第八十九豫備金	款、項、節、目
	九十二、第九十豫備金	款、項、節、目
	九十三、第九十一豫備金	款、項、節、目
	九十四、第九十二豫備金	款、項、節、目
	九十五、第九十三豫備金	款、項、節、目
	九十六、第九十四豫備金	款、項、節、目
	九十七、第九十五豫備金	款、項、節、目
	九十八、第九十六豫備金	款、項、節、目
	九十九、第九十七豫備金	款、項、節、目
	一百、第九十八豫備金	款、項、節、目
	一百零一、第九十九豫備金	款、項、節、目
	一百零二、第一百豫備金	款、項、節、目
	一百零三、第一百零一豫備金	款、項、節、目
	一百零四、第一百零二豫備金	款、項、節、目
	一百零五、第一百零三豫備金	款、項、節、目
	一百零六、第一百零四豫備金	款、項、節、目
	一百零七、第一百零五豫備金	款、項、節、目
	一百零八、第一百零六豫備金	款、項、節、目
	一百零九、第一百零七豫備金	款、項、節、目
	一百一十、第一百零八豫備金	款、項、節、目
	一百一十一、第一百零九豫備金	款、項、節、目
	一百一十二、第一百一十豫備金	款、項、節、目
	一百一十三、第一百一十一豫備金	款、項、節、目
	一百一十四、第一百一十二豫備金	款、項、節、目
	一百一十五、第一百一十三豫備金	款、項、節、目
	一百一十六、第一百一十四豫備金	款、項、節、目
	一百一十七、第一百一十五豫備金	款、項、節、目
	一百一十八、第一百一十六豫備金	款、項、節、目
	一百一十九、第一百一十七豫備金	款、項、節、目
	一百二十、第一百一十八豫備金	款、項、節、目
	一百二十一、第一百一十九豫備金	款、項、節、目
	一百二十二、第一百二十豫備金	款、項、節、目
	一百二十三、第一百二十一豫備金	款、項、節、目
	一百二十四、第一百二十二豫備金	款、項、節、目
	一百二十五、第一百二十三豫備金	款、項、節、目
	一百二十六、第一百二十四豫備金	款、項、節、目
	一百二十七、第一百二十五豫備金	款、項、節、目
	一百二十八、第一百二十六豫備金	款、項、節、目
	一百二十九、第一百二十七豫備金	款、項、節、目
	一百三十、第一百二十八豫備金	款、項、節、目
	一百三十一、第一百二十九豫備金	款、項、節、目
	一百三十二、第一百三十豫備金	款、項、節、目
	一百三十三、第一百三十一豫備金	款、項、節、目
	一百三十四、第一百三十二豫備金	款、項、節、目
	一百三十五、第一百三十三豫備金	款、項、節、目
	一百三十六、第一百三十四豫備金	款、項、節、目
	一百三十七、第一百三十五豫備金	款、項、節、目
	一百三十八、第一百三十六豫備金	款、項、節、目
	一百三十九、第一百三十七豫備金	款、項、節、目
	一百四十、第一百三十八豫備金	款、項、節、目
	一百四十一、第一百三十九豫備金	款、項、節、目
	一百四十二、第一百四十豫備金	款、項、節、目
	一百四十三、第一百四十一豫備金	款、項、節、目
	一百四十四、第一百四十二豫備金	款、項、節、目
	一百四十五、第一百四十三豫備金	款、項、節、目
	一百四十六、第一百四十四豫備金	款、項、節、目
	一百四十七、第一百四十五豫備金	款、項、節、目
	一百四十八、第一百四十六豫備金	款、項、節、目
	一百四十九、第一百四十七豫備金	款、項、節、目
	一百五十、第一百四十八豫備金	款、項、節、目
	一百五十一、第一百四十九豫備金	款、項、節、目
	一百五十二、第一百五十豫備金	款、項、節、目
	一百五十三、第一百五十一豫備金	款、項、節、目
	一百五十四、第一百五十二豫備金	款、項、節、目
	一百五十五、第一百五十三豫備金	款、項、節、目
	一百五十六、第一百五十四豫備金	款、項、節、目
	一百五十七、第一百五十五豫備金	款、項、節、目
	一百五十八、第一百五十六豫備金	款、項、節、目
	一百五十九、第一百五十七豫備金	款、項、節、目
	一百六十、第一百五十八豫備金	款、項、節、目
	一百六十一、第一百五十九豫備金	款、項、節、目
	一百六十二、第一百六十豫備金	款、項、節、目
	一百六十三、第一百六十一豫備金	款、項、節、目
	一百六十四、第一百六十二豫備金	款、項、節、目
	一百六十五、第一百六十三豫備金	款、項、節、目
	一百六十六、第一百六十四豫備金	款、項、節、目
	一百六十七、第一百六十五豫備金	款、項、節、目
	一百六十八、第一百六十六豫備金	款、項、節、目
	一百六十九、第一百六十七豫備金	款、項、節、目
	一百七十、第一百六十八豫備金	款、項、節、目
	一百七十一、第一百六十九豫備金	款、項、節、目
	一百七十二、第一百七十豫備金	款、項、節、目
	一百七十三、第一百七十一豫備金	款、項、節、目
	一百七十四、第一百七十二豫備金	款、項、節、目
	一百七十五、第一百七十三豫備金	款、項、節、目
	一百七十六、第一百七十四豫備金	款、項、節、目
	一百七十七、第一百七十五豫備金	款、項、節、目
	一百七十八、第一百七十六豫備金	款、項、節、目
	一百七十九、第一百七十七豫備金	款、項、節、目
	一百八十、第一百七十八豫備金	款、項、節、目
	一百八十一、第一百七十九豫備金	款、項、節、目
	一百八十二、第一百八十豫備金	款、項、節、目
	一百八十三、第一百八十一豫備金	款、項、節、目
	一百八十四、第一百八十二豫備金	款、項、節、目
	一百八十五、第一百八十三豫備金	款、項、節、目
	一百八十六、第一百八十四豫備金	款、項、節、目
	一百八十七、第一百八十五豫備金	款、項、節、目
	一百八十八、第一百八十六豫備金	款、項、節、目
	一百八十九、第一百八十七豫備金	款、項、節、目
	一百九十、第一百八十八豫備金	款、項、節、目
	一百九十一、第一百八十九豫備金	款、項、節、目
	一百九十二、第一百九十豫備金	款、項、節、目
	一百九十三、第一百九十一豫備金	款、項、節、目
	一百九十四、第一百九十二豫備金	款、項、節、目
	一百九十五、第一百九十三豫備金	款、項、節、目
	一百九十六、第一百九十四豫備金	款、項、節、目
	一百九十七、第一百九十五豫備金	款、項、節、目
	一百九十八、第一百九十六豫備金	款、項、節、目
	一百九十九、第一百九十七豫備金	款、項、節、目
	二百、第一百九十八豫備金	款、項、節、目
	二百零一、第一百九十九豫備金	款、項、節、目
	二百零二、第二百豫備金	款、項、節、目
	二百零三、第二百零一豫備金	款、項、節、目
	二百零四、第二百零二豫備金	款、項、節、目
	二百零五、第二百零三豫備金	款、項、節、目
	二百零六、第二百零四豫備金	款、項、節、目
	二百零七、第二百零五豫備金	款、項、節、目
	二百零八、第二百零六豫備金	款、項、節、目
	二百零九、第二百零七豫備金	款、項、節、目
	二百一十、第二百零八豫備金	款、項、節、目
	二百一十一、第二百零九豫備金	款、項、節、目
	二百一十二、第二百一十豫備金	款、項、節、目
	二百一十三、第二百零一十一豫備金	款、項、節、目
	二百一十四、第二百零一十二豫備金	款、項、節、目
	二百一十五、第二百零一十三豫備金	款、項、節、目
	二百一十六、第二百零一十四豫備金	款、項、節、目
	二百一十七、第二百零一十五豫備金	款、項、節、目
	二百一十八、第二百零一十六豫備金	款、項、節、目
	二百一十九、第二百零一十七豫備金	款、項、節、目
	二百二十、第二百零一十八豫備金	款、項、節、目
	二百二十一、第二百零一十九豫備金	款、項、節、目
	二百二十二、第二百零二十豫備金	款、項、節、目
	二百二十三、第二百零二十一豫備金	款、項、節、目
	二百二十四、第二百零二十二豫備金	款、項、節、目
	二百二十五、第二百零二十三豫備金	款、項、節、目
	二百二十六、第二百零二十四豫備金	款、項、節、目
	二百二十七、第二百零二十五豫備金	款、項、節、目
	二百二十八、第二百零二十六豫備金	款、項、節、目
	二百二十九、第二百零二十七豫備金	款、項、節、目
	二百三十、第二百零二十八豫備金	款、項、節、目
	二百三十一、第二百零二十九豫備金	款、項、節、目
	二百三十二、第二百零三十豫備金	款、項、節、目
	二百三十三、第二百零三十一豫備金	款、項、節、目
	二百三十四、第二百零三十二豫備金	款、項、節、目
	二百三十五、第二百零三十三豫備金	款、項、節、目
	二百三十六、第二百零三十四豫備金	款、項、節、目
	二百三十七、第二百零三十五豫備金	款、項、節、目
	二百三十八、第二百零三十六豫備金	款、項、節、目
	二百三十九、第二百零三十七豫備金	款、項、節、目
	二百四十、第二百零三十八豫備金	款、項、節、目
	二百四十一、第二百零三十九豫備金	款、項、節、目
	二百四十二、第二百零四十豫備金	款、項、節、目
	二百四十三、第二百零四十一豫備金	款、項、節、目
	二百四十四、第二百零四十二豫備金	款、項、節、目
	二百四十五、第二百零四十三豫備金	款、項、節、目
	二百四十六、第二百零四十四豫備金	款、項、節、目
	二百四十七、第二百零四十五豫備金	款、項、節、目
	二百四十八、第二百零四十六豫備金	款、項、節、目
	二百四十九、第二百零四十七豫備金	款、項、節、目
	二百五十、第二百零四十八豫備金	款、項、節、目
	二百五十一、第二百零四十九豫備金	款、項、節、目
	二百五十二、第二百零五十豫備金	款、項、節、目
	二百五十三、第二百零五十一豫備金	款、項、節、目
	二百五十四、第二百零五十二豫備金	款、項、節、目
	二百五十五、第二百零五十三豫備金	款、項、節、目
	二百五十六、第二百零五十四豫備金	款、項、節、目
	二百五十七、第二百零五十五豫備金	款、項、節、目
	二百五十八、第二百零五十六豫備金	款、項、節、目
	二百五十九、第二百零五十七豫備金	款、項、節、目
	二百六十、第二百零五十八豫備金	款、項、節、目
	二百六十一、第二百零五十九豫備金	款、項、節、目
	二百六十二、第二百六十豫備金	款、項、節、目
	二百六十三、第二百零六十一豫備金	款、項、節、目
	二百六十四	



我國債總額は近年専ら増加の一方で、大正元年以降の平均では毎年一億九千萬圓以上増加する割合になつてゐる。然し、我國では從來毎年國債總額の一萬分の百十六づつ償還することになつてゐたのを昭和二年度から前々年度に於いて新に生じた剰餘金の四分の一づつ償還額を増すことにしたのは、先づ一進歩といふべきである。毎年これだけづつ償還しても年々國債額の増加は免かれぬので、大藏省發表の公債計畫では昭和十三年度に國債總額約六十四億に達する勢定になつてゐる。然し、昭和五年度よりは政府が公債政策に力を入れ公債發行は中々せぬ様に苦心してゐることは國民の意を強うする所である。國債現在高を需要別に分けて見ると、全体の六割五分即三十五億圓餘は一般會計、二割七分即十四億五千萬圓は鐵道、其の他は(小額の製鐵所分を除き)殖民地の需要である。

我が國債は之を列強と比較すると獨乙よりは多いが、英、米、佛、伊等よりは其の總額も一人當り額も少ない。然し、我が國の地方債が昭和二年度末で十五億圓餘もあるので、之に前記の國債を加へると約七十億圓で、國民一人當り約百十餘圓、一戸當り五百七十圓程の負債になるから、國民の富力と比較して誠に重荷である。

調査年月	日 本		英 國		米 國		佛 國		獨 逸		伊 太 利	
	内國債	外國債	内國債	外國債	内國債	外國債	内國債	外國債	内國債	外國債	内國債	外國債
昭和二年三月末	3711	1461	64629	10753	37135	—	16283	14179	1641	435	6714	8826
昭和二年三月末	3711	1461	64629	10753	37135	—	16283	14179	1641	435	6714	8826
昭和二年六月末	3711	1461	64629	10753	37135	—	16283	14179	1641	435	6714	8826
大正十五年八月末	3711	1461	64629	10753	37135	—	16283	14179	1641	435	6714	8826
昭和二年三月末	3711	1461	64629	10753	37135	—	16283	14179	1641	435	6714	8826
大正十五年三月末	3711	1461	64629	10753	37135	—	16283	14179	1641	435	6714	8826
計	5172	5172	75382	75382	37135	37135	30462	30462	2079	2079	11540	11540
(金圓換算)												
人口一 人當り	80	80	1165	1165	316	316	748	748	33	33	385	385

(勢要統計に  
内外統計に  
換算する)

### 五、國富と産業の開発

我が國富は、内閣統計局の調では、大正十三年末に一千億圓餘となつてゐる。

然し、高橋秀臣氏の調査によると、米艦來航當時五十億圓であつた我が國富は、それより七十五年を経過した大正十四年に於いては、約二十倍に増加してゐる。又大正年間における統計局の調査局の調査は、三、二倍の増加を示してゐる。而して之

等の増加は、産業の發達によるものが大である。

實に「産業は富國の基」であるといふので、列國は競つて之に努力を傾注してゐる。

我が國富は、列國に比すれば遙に小であるが國民所得に於いては尙更である。大正十四年の國民所得は約百三十億圓で、之を國富と比較すれば約一割三分弱で、米、英、佛、伊は勿論、獨、濠洲のそれにも及ばない貧弱さである。

比較的國土の狭小なる我が國に於いては、一倍の努力と精進とを以て、産業の開発に努力せねばならぬ。

近年、産業振興の聲と共に、産業合理化の運動が盛んとなり、消費節約、國產愛用、增收計劃(富民協會)等は皆之、國富を増し、國民所得を豊富ならしめんとする社會的運動であつて、我々國民のよろしく傾聴研究せねばならぬことである。

平時の競争は經濟戰であるといふ。而も戦時の競争も亦經濟戰に負ふ所が多い。然るに何と云つてもない袖は振られない我々はあらゆる産業の合理化を圖ると共に、行きつまれる産業を打開し、更に新なる方面へ有利なる産業を求めて、國民經濟の立直しをなし、富國の基を力強いものになければならぬ。

### 列國の國富及國民所得

國 名	國 富		民 所 得		推 計
	總 額	國民一人當り	總 額	國民一人當り	
日 本	102342	1731	12883	218	内閣統計局
米 國	762356	6607	142518	1272	ス
英 國	236330	5247	43831	917	ス
佛 國	103520	2549	21907	549	ス
獨 逸	71614	1154	24987	398	ス
伊 太 利	44738	1117	10352	260	ス
濠 洲	19436	3450	4526	771	ス

(大正13年)



### 第六 租 稅

#### 一、租稅の性質

租稅とは國家が、専ら國費に充つる目的を以て。權力作用に依り、一般的に人民より徵收する所の金錢上の收入である。故に(一)租稅は専ら國費に充つる目的を以て徵收されるものである。同じく國家の強制的收入である罰金や科料は、之を納付せしむる目的が、國費の支辨の爲でないから租稅とは異なる。(二)租稅は、權力作用に依り徵收されるもので、之を納めない者は強制方法を以て之を徵收することが出来る。此の點に於いて、租稅は寄附即ち私法上の收入と區別せられる。(三)租稅は、金錢上の收入である。府縣市町村では、所謂夫役現品を其の住民に賦課することがあるけれども、租稅は之と異り、金錢にて納付せしむることが通則である。(四)租稅は、一般的に人民より徵收するものである。この點は手数料と異なる所で、租稅は手数料の如く特別の利益を受けた人から徵收する報償的のものではない。

#### 二、直 接 稅

租稅の負擔の轉嫁し得るか否かによつて、直接稅と間接稅に分かれる。直接稅といふのは納稅義務者が、直接の負擔者である場合の稅で、地租、所得稅、營業收益稅、相續稅等はそれである。之については選舉法や、市制、町村制、府縣制等、他の法律の適用上、直接稅に屬するものを現行法によつて決めてある。府縣稅中、地租割、家屋稅、戸數割、營業稅、雜種稅並に國稅の附加稅は之を直接府縣稅と定めてある。市町村稅も殆ど總べて直接稅である。

#### 三、間 接 稅

間接稅とは納稅義務者が、其の負擔を轉嫁し得る場合の租稅で、例へば、砂糖消費稅や酒稅の如く、其の物品を消費する者の負擔すべき稅を、間接に、其の製造人に課稅するものを言ふのである。間接稅には、前記の砂糖消費稅、酒稅の外に清涼飲料稅、織物消費稅、關稅等がある。尙、府縣市町村稅には、間接稅はない。然し特別の物で、主務大臣の許可を得たものは賦課することが出来る。之は特別の場合である。(詳しくは市制第七十五條町村制第五十五條參照)

一般に我國では間接稅が多すぎると言はれてゐる。酒稅などは所得稅よりも多い有様である。今次に、我國に於ける租稅の負擔額の表を掲げて參考に供しよう。

本邦租稅負擔額

年 度	國稅		地方稅		合計	國民一人當り
	百圓	千圓	百圓	千圓		
大正 1	361	185	546	10.3		
〃 5	349	188	537	9.7		
〃 10	786	596	1382	24.3		
〃 14	895	636	1531	25.7		
昭和 1	887	627	1514	25.0		
〃 2	899	644	1543	25.6		

○國稅は總て決算額。地方稅は豫算額  
大正14年まで決算。以降は豫算額  
○人口は國勢調査

列國徵稅(國稅)內容 (單位百萬圓)

國名	年度	直接稅	間接稅	專賣	計
日 本	大正 2	148	222	69	439
	〃 14	332	407	126	865
	昭和 1	357	479	158	994
	〃 2	367	475	153	995
米 國	〃 3	363	486	159	1008
	昭和 1	4189	2443	—	7033
	〃 2	3847	2888	—	6735
	〃 2	878	1978	18	2874
佛 國	〃 2	1135	1752	82	3188
	獨 乙	1	411	806	1217
伊 太 利	〃 1	411	806	—	1217

○國際聯盟編(財政に關する覺書)による。我國の分は帝國統計年鑑による  
○我國の直接稅とは地租、所得稅、營業稅、資本利子稅、礦業稅、取引所營業稅、賣藥業稅及相續稅とす

#### 四、地方自治体の收入

地方自治体の收入には第一に其の基本財産より生ずる收入を擧げる事が出来る。府縣、市町村は、各々土地、又は現金、公共の建物等を基本財産として有する。特に、町村に於ては町村制第八十九條に收益ノ爲ニスル町村ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ町村ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀ヲ積立ツルコトヲ得



更に第九十六條の後半に、町村ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ町村ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ町村税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得、と明瞭に、基本財産よりの収入を以て本体とすべきことが示されてある。

基本財産よりの収入は田地や畑の貸付料、又は山林の立木の伐採による賣上高等がある。  
 第二は使用料と手数料とである。

町村制第九十三條に、町村ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徴收スルコトヲ得

町村ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徴收スルコトヲ得

とあり、又府縣制第九十九條に、府縣ハ造管物若ハ公共ノ用ニ供シタル財産ノ使用ニ付使用料ヲ徴收シ又ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徴收スルコトヲ得と示されてあるやうに、之等による収入が地方自治体の収入となるのである。

戸籍謄本の手数料、土地臺帳等の閲覧料、府縣市町村立公會堂の使用料の如きは其の實例である。  
 第三は租税である。

町村に於いては基本財産よりの収入を本体とするとは云へ、多額の基本財産を所有する町村は殆んど無いから、町村財源の重なるものは租税である。府縣税も亦同様である。

若し之等地方自治体の基本財産が多額であれば徴收される税額が減るから、地方自治に於いて、其の徴收される税額に差のある事は當然で、基本財産の極めて少い町村は、極めて多額の租税を納めなければならぬ。従つて、爲政者はこの點に心して、基本財産の増殖に努める事が大切である。

**五、府縣税と附加税**

府縣税の種類は 1.地租割 2.營業税 3.雜種税 4.家屋税 5.其他府縣知事ノ特ニ告示スルモノノ五種である。

附加税は國稅附加税であつて、地租附加税、營業收益稅附加税、所得稅附加税、礦業稅附加税等であつて、毎年度歳入豫算に定めた賦課率によつて賦課期日を定めて徴收してゐる。

今、大分縣稅賦課徵收規則によつて、各稅について説明しよう。

(1)地租割 といふのは地租の附加税であつて、毎年度歳入豫算に定めた賦課率に依つて、賦課期日現在の地租額を標準とし其の納稅義務者に、前期を四月一日、後期を十月一日として、每期其の半額を賦課してゐる。そして期日後地租額に増減を生ずる事があつても、地租附加税は之を追徴又は還付しない。

(2)營業税 については左に其の課目課額表を掲げて説明に代へることにする。

業名	課税標準	稅率	業名	課税標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	飲食店千分ノ五、五 其ノ他千分ノ三、七	出版業	收入金額	千分ノ五、五
銀行業 無盡業	資本金額	千分ノ三、五	寫眞業	收入金額	千分ノ十一
金銭貸付業	收入金額	千分ノ二十一	席貸業	收入金額	千分ノ十
物品貸付業	收入金額	千分ノ八	旅人宿業	收入金額	千分ノ五
製造業	收入金額	千分ノ七	料理店業	收入金額	千分ノ五、五
運送業	收入金額	千分ノ五	周旋業	報償金額	千分ノ十八
倉庫業	收入金額	千分ノ十	代理業	報償金額	千分ノ十八
請負業	請負金額	千分ノ七、五	仲立業	報償金額	年税金五圓參拾錢
印刷業	收入金額	千分ノ五、五			

此の外、問屋業、棧橋業、貨物陸揚場業、兩替業、湯屋業、理髮業、寄席業、遊技場業、遊覽所業、藝妓屋業等がある。  
 (3)雜種税 についても其の主なるもの、課目課額表を掲げて説明に代へる事にす。



船イ、小廻海船 年税 貳圓貳拾錢  
 ロ、鮮漁船及川船 年税 壹圓參拾五錢  
 ハ、遊船 季税 壹圓七拾錢  
 車イ、馬車 年税 八圓四拾錢  
 ロ、荷積馬車 年税 (九圓六拾錢(大) 七圓五拾錢(小))

ハ、人力車 年税 (七圓廿錢(自家用) 參圓(營業用))

ニ、荷積大車 年税 參圓六拾錢

其他、軌道車税、水車税、動力應用機械税、市場税、電柱税、金庫税、牛馬税、飼犬税、漁業税、遊藝人税、俳優税、藝妓税、興行税等がある。(詳しくは大分縣會參考書を参照されたい)

(4)家屋税 家屋税は家屋の所有者に之を賦課する租税である。毎年度歳入豫算に定めた課率に依り宅地々價並に戸數を標準として之に配當するのである。然し次の各項に該當するものには賦課しない。

イ、恤救規則又は軍事救護法に依り現に救助を受くる者  
 ロ、一時の建物

ハ、専ら學術慈善其他公益の用に供する家産 但し有料にて使用せしむるものは此の限に在らず

ニ、農業倉庫業法に依る農業倉庫業者の所有する倉庫

ホ、産業組合の直接使用する家屋

ヘ、水災防禦用具格納庫及警備小屋

尙賦課率は構造、用途年數等によつて異なる。以上が主なる府縣税であつて、附加税は前述の通りである。又此の外に特別

ホ、荷積中車 年税 貳圓四拾錢  
 ヘ、荷積小車 年税 壹圓四拾錢  
 自轉車 年税 四圓貳拾錢  
 自動自轉車 年税 七圓貳拾錢  
 自動車(乗用) 年税 (自家用七拾圓(四人乗以下) 營業用五拾圓(四人乗以下))  
 貨物自動車 年税 (自家用四拾圓(一噸以下) 營業用貳拾五圓)

地税といふのがある。

### 六、町 村 税

町村税として賦課し得るものは次の二つである。(一)國稅府縣稅の附加稅(特別稅)

#### 一 國稅府縣稅の附加稅

直接國稅又は、直接府縣稅の附加稅は、均一の稅率を以て之を徵收しなければならぬ。又、國稅の附加稅たる府縣稅に對しては附加稅を賦課することが出來ない。之等は皆町村到第九十七條に明記されてある。

#### 二 特 別 稅

之は市町村に限り特別の課稅物件を定めて賦課徵收するもので、戸數割は之である。地方稅に關する法律の第二十二條に、市町村ハ本法ニ依リ戸數割ヲ賦課スルコトヲ得、とある。戸數割は一戸を構へてゐる者に賦課するもので、一戸を構へてゐなくても獨立の生計を営む者も之を賦課することが出来る。

然し前述の如く、町村の財源は何所までも基本財産を主体とすべきで、租稅其他は副と見るべきであるから、戸數割にも一定の制限がある。特別の必要ある場合で内務、大藏兩大臣の許可を得る場合は制限を超過することが出来る。地方稅に關する法律の第二十七條に、戸數割ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一、市ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百分ノ三十七

二、町村ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ六十

以上は町村稅に對する大要であつて、附加稅の稅率、其他は町村に於いて別に定めてある。

### 七、町村民の納稅に對する責任

町村民の納稅に對する責任は、市町村制第九十八條、三月以上町村内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ廻リ町村稅ヲ納ムル義



務ヲ負フ及び帝國憲法第二十一條、日本國民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

によつて、日本國民として又、市町村民として義務としての責任を有つてゐるのである。

然し、其の責任は上述の如き義務の觀念のみに負ふものではない。

我々は町村の一公民として立つて行く上に、町村の一團體の一員として世に處して行く上に、其の共同團體共通の費用の一端を擔當すべきは、當然の事である。若し、其の費用の一端を納入する事をなさないならば、自分は、同一團體の他の人々から扶助を受けると同様の結果になるのである。

斯くては公共團體の一員として誠に恥づべきことで、公民とは言ひ得ないのである。自己一身についてはさうであるが、一面又町村事務即ち國事的一端である町村事業の進行を阻礙するの結果を招來するもので、不徳の至りである。故に我々は、納税については法律上、道德上の責任を重んじて、よろしく町村自治の運用を助けなければならない。

### 第七 警察と消防

#### 一、警察の種類

警察の觀念の明確にしてゐない爲に、一体警察本來の使命は何であらうかとつき込んで見られると答に窮する。たゞ表面的に見える事のみを以て、直に警察の使命であるかと考へてゐる者もある爲に、誤解を來す事のみでなく、警察の方としても、其の本來の使命を十二分に發揮することが出来ない事となる。これは遺憾の事である。そこでこゝに警察本來の意義に就いて大體述べると、

「警察とは公共の秩序及國民の幸福に對する障礙排除の爲に人民の自由を制限する強制的の行政の作用」である。そこで警察の目的としては

第一、公共の安寧秩序を維持し又は臣民の幸福を保持すること。

第二、手段として「人民の自由を強制的に制限する」にあると云はれる、この目的を達する爲に、設けられた警察の種類は

(イ)區域上の別より (1)國家警察 (2)地方警察

と分けてあり、(1)の國家警察は、其の及ぶ範圍が全國的にあるに比し、(2)は、一地方に限るの相異がある。

(ロ)性質上の別より (1)司法警察 (2)行政警察

と分つ事が出来る。

司法警察と云ふのは、社會内に起る犯罪を探し證據を蒐集して、犯罪者を逮捕しそして、司法機關(檢事局等)の働を補助するのである。

行政警察とは廣くも狭くも考へらるゝが、廣く考へると、司法警察以外の警察を意味し狭く考へると、行政警察は人民の幸福を保持増進するところの他の行政作用に伴ふ警察をいふのであつて、この狭義の行政警察に對するものは、保安警察である表に示すと、

A 區域上の別……イ 國家警察  
ロ 地方警察

B 性質上の別……イ 司法警察  
ロ 行政警察(廣義)……行政警察(狹義)  
保安警察……高等保安警察  
普通保安警察

#### 二、警察の働き

警察の目的を達する爲に、これを行ふ機關として、警察官吏がある、この外憲兵とか軍隊の力を藉るが——其の警察官吏を擧げると、

イ、警察部長   ロ、警視   ハ、警部   ニ、警部補   ホ、巡查   である。



其の一々に就いて、述べる。

警察部長……府縣知事の補助官。

警 視……警視廳其の他府縣に置かるゝもので奏任官、警察署長に任ぜらるゝ。

警 部……判任で、警察署長又は分署長に任ぜらる。

巡 査……判任の待遇を受けて、上官の命令によつて警察の補助を行ふのである。

警察の働として、保安警察の中著しいものに就いて大様述べるが、其の外は必要に応じて述べる事とする。

(1) 結社の取締。結社といふのは、多人數が共同の目的を以て、自由に團結して永い間其の結合をなして、政治上の事其他の事に就いて、作動せんとするものである。そこで警察に於ては其の秘密結社の様な危険分子を以て組織してゐる者に對しては、特に其の結社の事務所、主幹者、加入者に就いて注意するは勿論、如何なる内容を有する結社でも、其の結社組織の日より三日以内に社名、社則、事務所、主幹部の氏名を警察に届出さしめる、加入者に就いては、制限を附してある例へば女子、未成年者、外國人、學生、兵士は其の社員たる事を得ないのである。

(2) 集會の取締。こゝに云ふ集會の意義は、共同の目的の爲に一定の場所に公衆が一時的に會合するのを云ふのである。家屋の外に集會することもあらうし又家屋内に集會する事もあらう、この集會の家屋外の場合には、其の發起人より會同の十

二時間前に、時、場所、目的を、家屋内の場合には、三時間前に届出が必要である。この外一定の場所に會合することなく提灯行列をなすが如き屋外運動も亦安寧秩序に關係があるが故に其の發起人は届出を必要とするのである。

(3) 出版物の取締 (4) 埋葬祭祀等の行爲 (5) 形像の建設其他の行爲 (6) 懸賞又は富くち類似の行爲 (7) 未成年者の喫煙の取締 (8) 警察犯處罰令の規定の勵行等である。

### 三、警察と國民との協力

警察の眞の目的を國民が十二分に覺ることが何より大切な事である。

たゞ悪事をせねば警察の厄介にならぬ者であると思つてゐる間は、眞に警察の使命を解してゐないのである。

前述の様に保安警察に於ては、社會の安寧を保持する爲に、如何ばかり吾々の日常生活を保護してゐるか分らないのである。國民がこの事をよく了解し何故保安警察はかくの如き仕事をするかと少し反省すると、志ある國民は、進んで警察と協力し社會の安寧の保持に努力するであらうと思はれる。

吾々が今一つ或る營業を始め様と思ふとき正當の届出を完了して明るい道を歩らく營業を警察に保證して貰ひかくして始めて、營業の繁榮も出来るものである。警察は頗る公平に、指導して正しきに就かしてくれものであると云ふ考へを十分に持ち、警察の力を藉りて、行く様にすれば、警察に對して、面倒なお世話にならなくて済むものである。この事をよく了解せぬと、警察は營業する上に對して、口出がましい事を言ふものであるなどあらぬ不平をこぼす様になるのである。

保安警察に對する行政警察に於ては、風俗警察を行つて、善良なる風俗を害する様な事が公然と行はれたり、公衆の風俗に有害なる影響を及ぼす様な行爲を防止するのである。

警察のこの使命をよく國民が了解するときはたゞ警察の力ばかりでは十分に其の目的を達する事が出来ないことを思ふのである。これは國民協同して、善良なる一村一町の風俗を亂さない様、他より進入する悪風俗を驅逐する様に努力すべきであると思ふのである。吾々の關する事でないなど無關心にすべき事でない。よく以上の理を考へなくてはならぬ。

警察 傳染病の豫防、撲滅の爲に、又醫藥の取締に就いて又、一般國民の健康力を全する爲に、飲食物の取締等に當る衛生警察に對しても、國民との協力の必要なる事は申すまでもない。お互の協力なくして傳染病の豫防は勿論撲滅など思ひもよらぬ事である。誠意を以て働いてくれる警察の處分を了解出来ないでは、小さくしてはその一身一家を滅し、大にしては爲に一郷に大迷惑をかける様になるのである。往々にして、不心得者のある爲に、悲惨事の生じた事實を紙上で見るのは残念な事である。



交通警察では、道路や交通の安全を保持し汽車、電車、自動車其の他の乗物に對して、定められた規則を遵奉する様取締つてくれている。思へは一步家を外にすれば如何ばかり警察の保護の力にすがつてゐるか、理解されるのである。

以上の事を約言すると、社會生活の安寧保持のために、直接間接、積極消極的に警察は努力してゐるものである事が理解される。と同時に、この警察の使命はとりもなほさず吾々一人々々の爲に盡して呉れてゐるものである事を思ひ、よく警察を理解し、更に進んで助力して行く様にして、社會生活の健全なる向上發達を期せねばならぬのである。

#### 四、消 防

いづれの市、町、村に於ても消防の準備されてないところは無い有様となつてゐる。何故に消防が必要であるか、何故各地に設けられてあるか、其の理由の説明は必要でない程明らかな事である。警察の監督の許に、防火作業を遺憾なく遂行せしむる爲に、係を分擔する様にしてゐる。消火に直接従事する者、罹災者の家具をとり出す者、延燃を防止する爲に破壊作用をする者、等皆必要な組別である。この各組別の人々を指揮し機敏に最善の處置をこらしめる様な小頭も必要であるし、更にこれ等小頭を總率する者も又自づと必要である。一糸亂れず全体が協力して始めて、消防の目的を達する事が出来るのである。毎年少くとも一回消防隊の點檢を行ふのも亦、不時の際に於ける仕事の圓滿なる進行を期する爲に外ならぬのである。先づ、消防手一同の服装より、消火用具の點檢、敏活なる活動の出来るや否、一々精密に點檢するのは、以上の理由より察せられること、思ふのである。

#### 五 消防に對する青年の心掛

消防の目的は如何、何故に設置せられたるやを理解するとき、青年たる者、進んで其の各部の仕事に従事すべきであると自ら感ぜねばならぬのである。火災は何時發生するや測り難いものである故、血氣熾なる青年は、其の時の如何を問はず第一に馳せ参すべきでなくてはならぬ。青年の一致協力、敏活なる行動によりて、災害の程度を低からしめ得る事は事實の證明するところ、社會奉仕として、第一任すべき青年の務である。年々歳々、火災によりて、一家の不幸を招き、更擴大しては、一村一町に大損害を與へる事實を見せつけらるゝ事は、残念な事である。最も火事の發生しやすき冬期、各自最善の注意を拂ふは勿論の事であるが、青年團は進んで、夜警の任に當り、一刻も早く見出し、敏捷に、防火に従事し得る様、平常より不時に具へる準備と、一般の協同一致の精神が必要である。

## 第 八 教 育

### 一、人 と 教 育

一人人間とは如何と問はれたらば何んと答へるであらうか。

何人でも一通りはかくく然りだと答へるであらう。即ち人間と云へば身体と精神とを具へた者だと云へるであらう。そして、ある目的をいだいて、それが實現へ努力する特長を持つてゐる者であると云へよう。

又或は、動物の一種であるが思考する腦力を有してゐる者だと云ふであらう。實に然りである。又或者は、道德と云ふ他の動物界に見出す事の出来ない世界に生を全うする者であると云ふであらう。

實に人間は、生命を有する者であると云ふ點は先づ否定出来ない事實であるが、さて其の生命の見方は二つの立場から見られる。其の一つは自然科学の見方で他の見方は、精神と身体とを結合的に見ようとする立場である。

自然科学の見方によると、人間のあらゆる行動を物理的化學的變化によるものであると見て、人間はいろくくの機械にくらべて複雑な、物理化學的機械にすぎないと云ふのである。果して、人間はこんなものであらうか。何人も賛成出来ない説明である。

第二の見方によると、精神と身体との二つが何等かの結合によつて結合したものが人間であると見るのであるがこの見方も



少し考へると吾々には不満である。何故精神と身体は結合したのか。二者の内いづれが主か、いづれが副か、それとも主副ない並行兩立の者か等、疑問が出て来る。そこで我々はこの二つの見方によらねばならぬ。

それは、この身体と精神とを統一する一層高い生命といふものを認めて、其の生命が身体と、精神とを支配するものであると考へなくてはならぬ。かく云ふと、いづれの動物にも生命があると云ふではないかと考へるであらう。然り生命はあるが人間の生命は人間の目的を意識し、目的をたて、發展するところの其のものである。かう云ふと他の動物と人間とは異なつて来る。この生命はどこまでも自ら目的を立て、これは達成し様と追求して止まない系一体である。こんなに人間を考へて来るような人間でも理想を持つてゐない者はない事になる。實にさうである。幼い時はたゞ自分でそれを認めないまで、理想がないのではない。理想を持つてそれに向つて行くから人間に發達といふ事が云へるのである。この發達の爲には内と外の二つの要素が必要である。内に要素と云ふのは先天的のものである。外の要素と云ふのは外面から加はる環境と教育とである。つまり、内に持つ父母の遺傳、性格と外より加はる氣候、食物、周囲の仲間父母兄弟や教育の力で發達するのである。

特に教育は外面から加はる内に於て、最も組織的に系統的に加はるものであるから人間の發達の上に重大な役割をなすものである事が考へらるゝのである。

## 二、教育と修養

前項に教育と云ふ言葉を使つたが其の教育と云ふ事は一体どんな作用を云ふのであるかをたしかめる必要がある。

人間は理想、目的に達せんとして常にそれを追求してゐる系一体であると云つておいたが教育と云ふ事は、教育される人は自分の力によつて文化を創造せんと働き、自分の要求する事柄を正しく満す目的の爲に働き、教へる人は其の對手の者をして其の教はる者の目的を達成させ様と努力するのである。この様に教育と云ふ事を解すると（こゝのところは少しむづかしい様で理解に困難であるかも知れないが——）

教育と云ふ事はたゞ、師が文化の内容を傳へる事だけではない事になる。たゞ教はる者は少しも努力しなくて教育は行はれるものではない。どこまでも、自分から目的を達する様に努力し、自分で文化を創造せんとする衷心の要求に燃えたつ事が必要である。かくて教師の教育努力の中には、過去の文化の内容を傳習する事が自づと含まれて居りかくしてこそ始めて教はる者をして、文化の創造に資する事が出来るのである。

よく修養せよ、自ら自らを教育せよといふことをきくが、一体修養せよと云ふことはどんなことを云ふのであらうか、立派な人間になれ。正しい行をする人格者になれ、高尚な品性の所有者となれと云ふ意味であらうと思ふが、かくて人間は何故に修養が必要であるかと云へば一言で、人間としての價値を高める爲だ、人間本性の衷心要求してゐる人生の目的を實現する爲だと答へざるを得ないであらう。かく考へると教育の目的も修養の目的も達するところは一つでなくてはならぬ。然かも兩者とも、自分の努力を無視しては絶対に不可能である事が理解出来ると同時に、この自分を自分で一步步々高い價値ある自分に進める者であると思ふと、全く愉快な事である。

## 三、義務教育

教育の意義が理解出来る、如何に、教育は人生に重大な關係を持つものであるかと云ふ事が了解出来ると同時に、國家發展の根本動力は教育にありと云ふ點に結論が達するであらう。教育の普及程度は其の國の文化發展程度を示すものであると思へば、其の國民をして一人にても教育なき者にしておく事は重大な問題であることになる。一個人にとつて考へて見ても、教育を受けないといふ事は、折角のこの自己を向上せしむる事が出来ない事になる。思へば、何等かの方法にてかくの如き者を救ひたいと思ふのである。文明國が、義務的に或る年間教育を受けざるべからずとなすに至つた理由は自づと理解するゝのである。我國が明治六年義務教育制度を布いて、世界の文明に後れざる様に定めたことはすでに周知の通りである。

## 四、學校の種類



義務教育制度樹立せらるゝと共に教育組織が成立した事は當然の行き方である。小學校六箇年の義務教育終了したる者には其の上普通中等教育を行ひ、更に其の上高等普通教育が行はれ、更に學術の深みを極める爲に大學教育が行はれてゐる。

大學教育になると普通教育と異なつて、専門の學術の研究になつて、各分科組織になつてゐる。工科、醫科、文科、法科、農科といふ様になつてゐるのである。

中等普通教育に於ても特殊の實業教育を行ふ爲に、工商農の學校があり、更に進んで高等専門の實業學校がある。師範教育の爲に師範學校、高等師範、更に文理科大學が出来てゐる。陸海軍の士官養成の爲めに、幼年學校、士官學校、兵學校、陸海軍大學がある。海員養成には商船學校、高等商船學校がある。官立學校の他私立の學校が各種各様に設けられて、學ぶべき道は組織せられ、高く深く究むべき機關に至れり盡せりと云ふべきで誠に聖代の賜と感謝の外はないのである。

### 五、青年學校

社會教育の分野であるが、學校の名稱を用ひ、青年大衆の教育機關として、昭和十年四月から實施されることになつた。

### 六、社會教育

社會教育とは、近頃新しい言葉であるが、學校教育と相對して、一般社會民衆を教育する教育施設をいふのである。其の目的とする所は學校教育と同様で知識を進め、徳性を涵養し、身体強健にして健全なる國民として善良なる公民として活動力ある人物を養成するにある。其の方法としては、(一)圖書館、博物館の如く特殊の機關に依るもの。(二)講話、講習に依るもの。(三)男女青少年團、戸主會、主婦會の如く團体的行動に依るもの。(四)青年カード、青年新聞、大分縣青年教本の如く圖書、印刷に依るもの。(五)活動寫眞、ラヂオ、蓄音器の如く機械裝置に依るもの等がある。今後社會改善運動は、斯教育施設を徹底充實せしむるより外に行くべき道はない。今日大體行政の取扱上社會教育の範圍に屬するものは、教化事業、圖書館、博物

館、生活改善、民衆娛樂と運動競技、男女青少年團、成人教育等が其の主なるものである。

### 七、町村文化の向上と町村民の覺悟

人生は目的を有する存在であること云つておいた、吾々は祖先の創造したる文化を遺傳的に傳承し歴史によりて繼承して來てゐる。一國には文化があると同様、一郷には一郷の文化がある。このいづれの文化も、國民なり町村民の文化創造の努力なくしては、向上發展は望めないものである。町村一郷の文化を向上せしむるの道は他なしと思ふ。博く學び、明らかに耕へ、篤く行ふの自己修養を忽にせず、進んで、公共の幸福増進に努力を捧げることは、とりもなほさず、自己の幸福なる生活を存するものであるこの理解に立つことが必要である。

## 第九 神社、宗教

### 一、神宮

神社、宗教に關することを一通考へるにあつて、皇太神宮の事を忘れてはならぬ。神宮に就いて述べべき事は多々あるがこゝには、次の各項目だけに就いて述べる。

1 神宮の御造替 2 神宮御遷宮 3 神宮御祭典 4 神宮參拜

1 御造替 神宮の御造替の式年の制をお定になつたのは、天武天皇の御代で、次代持統天皇の御造替が行はれ之を第一回として今日まで五十八回行はれてゐる。この御造替の式年の制と申すのは二十年目毎に御造替を終へて遷宮申上ぐる定め第一回より鎌倉時代までは其の制の通り實行されたが、南北朝から其の制が亂れ室町時代以後は御用度缺乏の爲百二十年間も中絶の有様であつた事は畏多い極みであつた。徳川時代からは式年の制が嚴守せられて今日に到つたのである。

2 御遷宮 御遷宮と申すうちに於ての式年遷宮に於ては、今度新に御造替になつた新殿に遷御し奉ることなか／＼重い儀







神社に祭られてある神とは、祖先の方々であつた人々が多い、實在の方々であつたのであるが、かくの如き方々の御徳を慕ひ尊び敬することよりして、人情は淳厚に、やさしい心情を有する國民が出来るのである。一郷の祖先を一郷の現代人氏子として祭祀する遠きを求むる心は發して愛郷心となるのである。遠く故郷を去らんとするとき何人も郷土の神社に詣で遙に祖先に自己の將來を告げざるを得ない程、自己の生活と密接に關係づけられてゐるのである。神社を忘れ神を忘れるときは、祖先を忘れ、父母を忘れたるときで、大地につく足場を失ふに至るのである。かくの如き者の行末は思ひ知るべきである。神と共に我在りとの信心こそ望ましいものである。

### 五、宗教の種類及び國家との關係

我々が靜に自分の生存といふ事に就いて考へて見ると其の生存するに必要な條件が種々ある事に思ひあたる。それ等の條件を大別すると二つになつて、其の一つは、自然的條件他の一つは精神的條件であつてこの二條件はその性質上その作用が相反するものがある。自然的條件といふのは、自然必然であつて、いやでも應でも必然の法則に従はねばならぬ約束であつて、生れた以上必ず死するのは自然必然の法則である。ところが一方精神的條件の方は自由と云ふ事を其の本質としてゐて、大自然の法則に對して叛逆を企て、も其の自由を貫徹しやうとする事である、死すべき運命を持つてゐる人間に對して自由の慾求は不死長壽を求めて止まないものである、この兩者の矛盾に對する痛感是我々の屢々感ずるところであるが、其の矛盾を解決すべき何等かの方法、力を求めざるを得ないのである、尋常一通りの方法にては敵はないので、これを神祕的方法によつて解決せんとする希求は實に宗教心其の者である。かく論じかく考へ、かく思考し反省するとき、何人にも宗教心なきものはないのである。世界文明國いづれの國を問はず宗教のない國はないのは當然でなくてはならぬ、古人はこの人生の矛盾より解脱するの道を求め、自ら覺り、之を以て世道人心を救はんと發願し教へを垂れたるところに宗教宗派が生じたのである。佛教、キリスト教皆これである、佛教にもこれより多くの宗派を生じキリスト教にも亦然りである。我國古來よりおはします神に仕へる道

神の御心に一体たらんとして自らの矛盾を解決せんとしたる神道も亦宗教の一種と見るべきである。正しき宗教に正しき理解を持つ人は立命安心を得る人であり、心修まり行爲に反影し、信念ある人格者となることを得るのである。今日に於ては、信念を持つて自己の職業に従事する人物を要求して止まないのである。國家に於て、正しき宗教心に燃え信念に生きる國民を要求する又當然でなくてはならぬ。歴史上宗教によりて國興り宗教によりて國亡び、國內に動亂を招來した事實はいくらもある

### 六、信仰の自由

憲法第二十八條に曰く

「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とありこの箇條を分解すると、

- 1 宗教選擇の自由を有してゐること
- 2 宗教改宗の自由を有してゐること
- 3 無宗教の自由
- 4 宗教の禮拜を家内に於ても公の場所に於ても之をなすことが自由なること
- 5 宗教の禮拜を強制せらるゝことなきこと

右の様になつて信教の自由を制限すべきものは安寧秩序を妨ぐるか又は臣民の義務に違反することである。國民たるもの本務を考へ、眞に信仰に生きんとする者のみ、眞に信仰の自由なりと思ふのである。

### 七、迷 信

人生の生存に對する二つの相反する條件を思ふとき神祕的方法によつて解脱せんとする心それは宗教心であると云つたが解脱の方法として、邪道に陥りてまでも解脱の方法をとらんとする者は、人間の弱點である。矛盾の和解者をさまざまに求め歩み種々の方法例へば祈禱、禁厭、呪咀等によつて、一時的の苦をのがれ様とするその心境はあまりに美しいものではない。多



くかゝる行爲を迷信に動くものであると云へるのである。

愈々科學の進んでゐる今日に、實證出來る科學の方則、科學の教を破つて一念心身をそれにゆだねるは迷信でなくてはならぬ。この迷信的行爲によりて一段と現實的の肉体苦を求めめる者が世上往々見受けるは、信仰の本質觀に未だ暗き者であり、求めて進むべき進路を迷へる者である。



修身公民講座

第三



## 第一 國民精神作興に關する詔書

大正三年六月二十八日、オーストリアの皇太子及妃殿下がボスニヤの首都サラエボの十字街頭に於てセルビヤの一青年の銃弾に仆れたのが導火線となつて、歐洲の天地は四年の久しきにわたつて戰雲のふところとなつた。我が國も之に加はつたが戰地を去ること遠く、僅に青島を攻め取つた位であつたので、歐米が産業上非常な苦しい立場となつたにひきかへ、我は大に産業が盛になり輸出額は倍加し、急に國富の増進を來たし、昨日までの債務國は今日は一躍、金親方氣分の債權國となつたといふ有様で、大正十年一月の正貨保有高は實に二十一億九千萬圓に達したのであつた。各種事業の勃興に連れ、船成金、鑛山成金、金物成金等々、俄成金の行列となつた。隨て國民の生活は向上し、射倖的氣分はいやが上にもつのり都鄙を通じて奢侈の風はすまなくまで吹きまくつた。加ふるに歐米に於ける思想の動搖は、我が國にも波及し所謂危險思想が流布されるやうになつた。戰後歐米の漸次秩序を回復するにつれ、我が國に於ては經濟上の大恐慌がおしよせ、早くも生活難を訴ふるに至つたが、成金時代の迷夢は覺めず、食ふ、着る、住ふに奢のかぎりをつくし、輸入超過の激増は誠に驚くべきものがあつた。民謠子は諷して曰く「支那の鰻で一杯やつて、口に小楊子メリケン渡り、獨逸の下駄で銀アラじや、日本魂もかげうすい」と。こゝに國民生活の上にて一大革新をせなければ、國運の前途が氣遣はれるやうになつたのである。

偶々大正十二年九月前古未曾有の大震災が關東一帯に起つた。死者十餘萬損害額實に百億圓を下らずと報ぜられた。一時は歐米人をして世界五大強國の一とまで羨まれた我が帝國は今しも二、三等國に墮落したかのやうに感ぜしめたのであつた。畏くも大正天皇は深く大御心を惱まされ、大正十二年十一月十日國民精神作興に關する詔書を下し給ひ吾等の誓ふべき所につき、御諭にあづかつたことは、かへすくも恐多いことである。我等は罪咎を畏みて最善の努力を致さなければならぬ。

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

陛下御自らお考へ遊ばすに、國をさかんならしめるには、日本魂をつよくしつかりするにある。この魂をきたひにきたひ



ふるひをこして、國の礎をうごかないやうにせなければならぬ。國の大は領土の廣き、人口の多きを以ていふべきではない。何としても國民精神に在る剛健なる精神を有する國民のなせる國家は大である。それは如何なる外來思想にも經濟上の不安にも決して動ぜざるからである。故につよいしつかりした國民精神を養はなければならぬ。

是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ御體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ

そこで、明治大帝は大御心を教育にお用ひ遊ばされ純美なる國柄を大本として、遠い昔にさかのぼり皇祖天照大神をはじめたてまつり御歴代の天皇のお遺し遊ばされた訓をお示になつて肝要な所を明に表はされた要するに教育に關する勅語を下し賜はつた大意を仰せられたものである。

後又臣民ニ誦シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誦ヲ垂レタマヘリ

その後又一般臣民に仰せになるには、はじめに働いて辛抱せよ、まことのすぢみちをふみ行つて、なまけぬやうにごおさとしになつた之は成申詔書をお下しになつたことである。教育勅語をいたゞいた當時は、明治維新後西洋の文物が盛に我が國にはいつて、西洋かぶれの人々がなかく多くも西洋、二も西洋といふ有様なので、我が國の至善至美なる國風まで輕するやうになり、新しがりやと國風を重する人々の間にいさかひのたえまなく教育の方針も定まらず、どつちに向いて行つてよいやら、國民は途方にくれる有様であつたので、教育勅語をお下しになりその向ふ所を明にせられ教育は非常に進歩したのである。教育の進歩はとりもなほささず國民精神の振作である。

更に成申詔書は、日露戦後の經營につきお示になつたもので、當時民心は奢侈に流れ腐敗墮落の有様であつた、そこで國産を奨め貿易を盛にし世界の氣勢に善處し文明の潮流に棹して進むべき大方針をお諭し遊ばされたのである。

是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謀ニ非サルナシ

明治大帝がかやうに遊ばされたことは、吾々のみ行くすぢみちを重ぜられて、國民精神をふるひおこすといふ大いなるは

かりごとであらせられたのである。

爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ

それから後國民の進むべき方向がきちんと定まつて、そのしるしがめき／＼とあらはれ、國はだん／＼とさかんにおもむいてきた。

朕即位以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

自分は位に即いてからこのかた、日に夜に氣をつけて常にあとをうけついであやまちなきを期してゐたが、はからずもこの大震災に出あつて心配でたまらぬ、と仰せられたのである。明治の歴史はあらゆる方面に國家興隆の事實が現はれてゐるそのもとはしつかりした國民精神にあつたのである。

未曾有の大災に當つては、御内帑金一千万金を御下賜になり、新宿御苑、高輪御所御燒跡、深川の御料地、濱離宮等の御苑、御料地を開放せられ、侍従を各地にお遣しになつて、おてあつい御慰問の御説をお傳になつた。

罪あらばわれを罪せよ天つ神

民はわが子ぞわがうみの子ぞ

とは明治大帝の御製であるが、その大御心そのまゝをうけつぎ遊して、このありがたき御いくしみのかす／＼は、誠に恐れ多い極みである。

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ前緒ヲ失墜セムコト恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツタヤ是實ニ上下協製振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニアルノミ

近ごろ學問はだん／＼ゆきわたり、人の知識は日に月に進むけれども、うはべばかりに氣をとられわがま、勝手なそぶりがあらはれ、かるはずみで調子はづれのふるまひをするものがだん／＼できて來た。只今この悪いならはしをためなほさ



なければ、折角うちたてられた明治大帝の御遺業をこはしてしまふやうなことになるはすまいかと心痛にたへぬ、そればかりでなくこのたびの大なんたいはひとときは大であつて、文化をもど／＼どほりにおこしたることや更に國力のたてなほしはすべて國民の力にまたねばならぬ、此を思ひ彼を思へば上に立つ者も下に在る者も國民こそつて力をあはせ精神と富力とをふるひおこすことに一段の力をつぎこむべき時である。この道は他ではない、明治大帝の下し賜はつた教育勅語と戊申詔書のみをしへをかたく守つて之を行にあらはしその成績を収めることである。

宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ

之からは吾々個人として日常ふみ行ふべき道德の要目をお諭になつてゐる。

今日までの教育も知識ばかりにかたよるくせがある。個人として守るべき點に知識のみを重んじて道德を輕んじてはいかぬ。知識の體験が通徳である。知るのみでは何等の効果はない行ふ所に智のありがたさがある、知ることばさまでむつかしいことではない、只之を行ふことが困難である。

教育勅語には「智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ」とのたまはせられてある「智徳ノ竝進ヲ努メ」と仰せになつたことも全く同じ御聖旨と拜察し奉る。

綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ

爲政者は國を治めるおきてを正しくとゞのへ世の中のならはしを正しくする。

浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ

上調子でわがまゝ勝手な行をうちのけて、正眞まことのかざりのないしつかりした心づよい魂に立ちかへらなければならぬ。

輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ

輕はずみで調子はづれの言動をためなほして萬事手あつく正しき道にすゝまねばならぬ。

人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ

人のふみゆくすじみちをわきまへて、仲よくすることに心がける。

公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ

吾々の日常生活に於てやゝもすればかげがちである公德を守ること心がけ、世の中のきまりをみださないやうに注意する。

責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ

自己の盡すべきやくめは身命を投げ出して之に當り、常に物ごとをしめきまりよくほごよくすることに心を用ひ、君には忠に親には孝をねたまも忘れぬやうに、爲すべきを爲し爲すべからざるを爲さぬ眞勇のうるはしき徳をあらはし、なまけ深い心を以てひろくすべてを愛し、共に助けあひ、手をひきあつて仲よいつきあひをなし生の歡を味はひたいものである世の中には小部落にさへ小せりあひのたえまがなく、豆腐屋まで二軒こさへ、宿屋から醫者まで別々にして共倒れになつた話さへある。學校や役場はまたしも小道一つ造るさへ小十年もかゝることは珍らしくない。二三月毎に役場のやどがへをしてみたり、船の中に浮役場を設けてみたり、部落民大舉して役場のうばひあひをやつて見たり、どこに「共存ノ誼ヲ篤クシ」の大御心を奉體してゐるのであらうか。宜しく捧讀百回して大御心に副ひ奉る覺悟がほしいものである。

入リテハ恭儉勤儉業ニ勵シ産ヲ治メ

主に一身一家のことについて仰せられたもので、何事にもていねいにつゝましましやかに、立ちまはりはずばしこく、仕事に精を出し、正しき金まうけによつて家産をどゞのへて行く。

出テ、ハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ

自分一己のそんごくにかたよらずに、わがこの力を世の爲人の爲につくす。

以テ國家ノ興隆ト民族ノ安樂社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ



かやうにして國のさかえになるやうに、日本民族のいやさかえにさかえるやうに世の中はますくしあはせよく、くらしむきのよいやうになることをくめんするがよい。

朕ハ臣民ノ協賛ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

おまへらのたすけてによつて、いよく國の礎を堅くして、天祖の大業をおしひろめて行きたいと思ふ。七千萬の民草は共に共に勉め勵みてつよくしつかりした國民精神を養ひ、以て國の榮をはかれよと仰せられたのである。

我が縣に於ては直に卷頭の告諭を發布し、次の詔書奉體の綱領を定め、綱領に基き實行要目を制定して、之が普及徹底を期したのであつた。ゆるみ易きは人の心、世路は安からず人の心はいやが上にもけはしい。若き人よお互は更生せなければならぬ。世のあらなみきたゝかはなければならぬ。大暴風雨に直面せる現代の世相、眼を開け、前を視よ右を……左を……何を物語るか、うち開けうち開け起て起て……この防矢の第一線に立つ者は爾若人より外にない重いかな使命、尊いかな使命。

◎社第二一九〇號

大正十二年十二月五日

大分縣内務部長

郡 市 長殿  
縣立學校 長殿

詔書奉體方ニ關スル件

今般國民精神ノ振作ニ關シ大詔煥發セラレ之カ奉體方ニ付告諭發布相成候處右ハ教化ノ根底ヲ皇國ノ大精神ニ需メ由テ以テ聖旨ヲ徹底セシメムトスルノ趣旨ニ有之其ノ方途ハ各般ニ涉リ一ニシテ足ラスト雖要ハ實質剛健ノ民風ヲ振興シ居常正義ニ仗リ事ニ當リテ專念邁進スルノ良性ヲ涵養シ以テ國民精神ノ振作ニ努メ勤敏ノ良風ト儉素ノ美俗トヲ馴致シテ國民能率ノ向上ヲ期スルニ存スルコトヲ示サレタル次第ニ有之候就テハ本縣ニ於ケル現下ノ時弊ニ顧ミ左記要目ヲ定メ此ノ際縣下一齊ニ官民一

致實行ヲ策シ度候間地方適切ノ措置ヲ講シ機ニ臨ミ變ニ應シ之カ實現ヲ計畫シ更始一新聖旨ノ貫徹ニ全幅ノ力ヲ傾倒致度特ニ公職ニ在ル者ハ勿論地方ノ各種團體幹部ハ率先以テ實踐躬行ノ範ヲ示シ挺身匪躬ノ節ヲ諭サシムル様指導御督勵相成度此段及通牒候也

聖旨奉體ノ綱領

大詔ニ恪遵シテ剛健實質ノ民風ヲ作興ス

- 一、正義、專念ノ良性ヲ涵養シ國民精神ノ振作ヲ期ス
- 二、勤敏、儉素ノ良習ヲ馴致シ國民能率ノ向上ヲ期ス

實 行 要 目

- 一、敬 神 崇 祖 神官神職ノ儀範活動
- 二、宗 教 團 体 教導者ノ儀範活動
- 三、教 育 (1)團體精神ノ振作更張 (2)補習教育ノ充實
- 四、青年團、處女會 (1)講演會、講習會組織的開催 (2)文庫(圖書館)ノ設置利用 (3)揭示場ノ設置、夜警、消防、道路修繕等ノ奉仕事業
- 五、各種組合團體 (1)協同一致、事業ノ改善促進 (2)産業組合ノ指導獎勵
- 六、生活改善 (1)體位ノ向上 (2)時間ノ勵行 (3)冠婚葬祭ノ冗費節約 (4)虛禮廢止

實 行 方 法

- 一、大正十二年十二月中適日ヲ選ヒ各市町村、學校及各種團體ハ詔書捧讀式ヲ舉ケ市町村長又ハ學校校長其ノ他適當ナル者ヨリ御趣旨ヲ講述シ左記方案ノ徹底實行ヲ圖ルコト
- 二、各市町村團體及學校ニ於テハ爾後毎年十一月又ハ十二月中適日ヲ選ヒ記念日トシ前項ニ準シ詔書ノ捧讀ヲ爲シ講話會ヲ



開催シテ過去ノ行程ヲ顧ミ更ニ進ンテ勵行ニ努ムルコト

記

- 一、神官神職ノ儀範 活動團體ヲ講明シ實踐躬行民衆ノ儀範ト爲リ挺身以テ國民精神ノ振張ヲ圖ルコト
- 二、教導者ノ儀範活動 時代ニ順應セル教化方法ヲ講シ信仰心ノ涵養ニ努ムルコト
- 三、團體精神ノ振作更張 公民的教材ノ取扱ニ留意シ之カ徹底ヲ期スルコト
- 四、補習教育ノ充實 左記方案ニ據ル
- 五、講演會、講習會ノ開催 定期又ハ繼續的ニ計畫ヲ立テ之ヲ勵行スルコト
- 六、文庫(圖書館)ノ設置利用 一市町村一文庫(圖書館)設置普及ノ方法ヲ講スルコト
- 七、揭示場ノ設置利用 一部落毎ニ適當ノ揭示場ヲ設置シ團員中ニ主任者ヲ定メ活用ニ努ムルコト
- 八、夜警消防 團員ハ市町村當時者ト合議ノ上進ンテ其ノ任ニ當ルコト
- 九、道路修繕 左記方案ニ據ル
- 一〇、協同一致、事業ノ改善促進 私利私慾ヲ去リ自己ノ主張ノミ拘泥セス常ニ團體本位ニ活動スル事
- 一一、産業組合ノ指導獎勵 左記方案ニ據ル
- 一二、體位ノ向上 衛生思想ノ普及ヲ圖リ地方ノ事情ニ適合スル事情ニ體育施設ヲ爲スコト
- 一三、時間勵行 各種會合ノ場合ハ勿論各自勤勞時間ヲ一定シ規律的ニ作業スル良習ヲ養フコト
- 一四、冠婚葬祭ノ冗費節約 冠婚葬祭等ハ儀禮ニ置キ冗費ノ節約ヲ圖ル事
- 一五、虚禮廢止 訪問贈答ハ虚ニ陥ラサル様注意スルコト

## 第二 青年の意氣

### 一、明治維新當時に於ける青年の活動

維新の大業をおたすけ申して、今日の聖代を生み出したる原動力は、問ふまでもなく青春の血に燃ゆる若き力の意義其のものであつた。即ち橋本景岳、吉田松陰を先頭に、つゞいて西郷、大久保、木戸、森、井上、伊藤、大隈等名ある青年は無論のこと、陰に潜める無名の青年に至るまで、興國的精神の發動にもとづけることは疑ふべくもない。時は流れて七十年、昭和青年の意氣や如何に、太平に生れて、太平に死す、之が吾等の名譽であらうか。「大正の青年と帝國の前途」の著者はいふ。大正時代の青年は、金持の若旦那氣分である曰く。

「賣家と漢様でかく三代目」と、これ初代勤儉にして家を興し、二代目之を繼續し、三代に到りて氣隨、放埒となり、徒に淫樂を事とし遊藝に耽りて家を滅すも尙之を悟らざるの心意氣を諷したるもの也。」

明治に興り、大正之に繼ぎ、三代昭和を迎ふ、而して現時都市農村の衰微、人心の荒怠を思ふ時、先代の艱難辛苦を打忘れ獨自らほしいまゝなるをえようか、吾等は三代目である。忘れてならぬ三代目である。

### 二、憲弊改革は青年の使命

著者は更にいふ。

然も試に太平洋の潮が、日本橋下の水と通すとて、國家安危の爲國防の一日も忽にすべからざるを心配したる林子平を起し來らば奈何、米國の謀を伐たんが爲に、風船に乗りて聖東に下らんことを理想したる佐久間象山を起し來らば如何。露國に頼りて英國の禍心を杜絶せんことを企てたる橋本景岳を起し來らば奈何、更に歐洲を巡遊して、家國興替の常なきを見、蘭波の事例を抜きて、我が朝野を警めたる木戸孝允を起し來らば奈何。西郷隆盛をして鴨綠江の鐵橋を渡らしめたことは如何。桐野利秋は滿洲駐屯軍の司令官たらしめば如何。吾人は實に彼等が今昔の感に勝へざるを知る也。吾人は實に彼等が帝國の運命の意想外に發展したるを祝福するを知るなり。吾人は實に彼等が帝國の前途に囑望するの多大なる可きを知るなり。然も我が金持若旦那たる大正の青年に取りては過去に創業の苦を嘗めず、現在に經營の勞に服せず、將來に發展の望を繋かず



徒に取るに任せて取り成るに任せて成すのみ即ち唯境遇が我を動かす意外には我より境遇を動かさず、是所謂公債が利子を産み、株券か配當を收むるを持つゝの類にあらずや。

吾人は固より大正の時代に進歩なしとはいはずされどこれ多くは情力の進歩のみ。別言すれば父祖の餘澤の進歩のみ。我が大正の青年が自ら經始して新生面を開發したる物夫れ幾許ぞ。吾人は決して皆無なりと放言せず、されど之を概観して、概説すれば大正青年の氣風は、寧ろ金持の若旦那氣質に類すといふの過言ならざるを信するものなり。

直にうつつして以て昭和青年の誠とすべきではあるまいか。靜に内省せよ。職に忠なりや。勤なりや。羽織ゴロの多きは奈何に洋服ゴロの多きは奈何に、空學問をなせる者の多きは奈何に、自稱有志の多きをみよ、運動やと稱ふる者の多きをみよ。彼等の多くは人の肩に頼りて餅菓を食ふの奴輩ではないか。自己の額に汗する尊さを知らぬ奴等ではないか。

更に儉なりや、節制ありや。彼の頭髮の長きをみよ、金剛腕巻のまぶしさをみよ、ダイヤ指輪をみよ、キンシヤ、オメシ、さてはバラソルのはでやかさは如何に、いやが上にも濃さをます淫蕩生活日に月につのりゆく遊藝氣分、かくして農村は減び行き、都市は行きつまる、改革の火蓋をきれ、烽火を掲げよ、改革の第一聲を放て、先驅たれ、之が昭和青年の使命である。

### 三、優良青年團を模範青年

どういふあるき方をしてゐる青年團が優良なるものであるか、一言にして盡せば模範的に活動してゐる青年の多い青年團がそれであると答へたい。言葉をかへていへば、純に潔き所謂純眞な心の所有者たる青年の多い青年團であるともいへる。それは心神がきよめられ、わるすれてゐないので良い種子を蒔けばよく生えるからである。教育修養の可能性を有する青年の多い團体を意味する。即ち青年團本來の使命たる健全なる國民、善良なる公民たる修養の實を收むることが出来るからである。これら優良なる青年の力によつてその町村の面目を一新しようとしてゐるものが我が縣内には少くない。よき家庭人の集りは、よい家庭生活ができ、よき町村民の集りはよい自治生活が生まれる、これらの國民によつて成立てる國家は、健全なる國家生活を營むことができる。吾々は常に純に潔き心神の所有者たる青年として生き行くことに努力したい。この心得さへあれば、

その行狀は圓滿となり、その熱誠は勉強となり、或は行に現れ、或は言論となりて筆や口に流露し、家族を化し、朋友を化しやがては郷閭を化するに至るであらう。かくの如き團員を有する青年團はやがて優良なる頂上に達することができる。

#### △有漢村青年團

昭和二年一月二十九日模範村として内務省より選奨を受けた岡山縣上房郡に有漢村といふ一小村がある。戸數僅に五百六十村民三千三百、村有基本財産が五十萬圓近くに達し、大正八年から村税戸數割無徴收となつたのである。聽いてさへ美しさに涎の流れる平和な村である。この村の青年團は軍人會と共同の養魚經營に失敗して四千圓以上の借金ができた、個人も團も同じこと、借金やにロクな奴はない、この村の青年もやくそになり退團して負債の責任を免れんと企てる者さへできるやうになつた。そこで大正二年十二月に團規を制定して團員の精神統一を圖り、一面戸主、主婦、考人、村會議員、有力者等に説いて青年を理解せしめ、團の事業に同情援護を誓はしめた。やゝ統一がついたので大正五年から總動員借金償還の方案を立て、平等に毎年一人につき一圓づゝの勤勞所得を出すことの議を決した。青年のこの強い決心は村當局を動かし青年の勤勞出金と同額三百圓を向ふ五ヶ年間村費補助を議決した、縣も指導宜しきを得なかつた責任もあるからとて、年額三百圓の縣費補助を交附することとなり一年二年三年汗と血と涙の持久戦を以て奮闘こゝに七ヶ年大正十四年四千圓を皆済した。物質上莫大の損失を受けたが精神上には得易からざる教訓を得、勤勉、忍耐、奮闘の良習慣は鍊成せられ、負債償却の餘威を以てひきつゞき努力したのでこゝに四千圓の共同貯金ができた。之を以て見事なる圖書館は自力によりて建設せられた。大正十年十一月文部大臣より優良青年團として選奨せられたのである。

我が敬愛せる縣下の青年諸君「やればできる」よい證左である。たいしたことではない。優良青年團の建設やがて優良村へこゝに平和な楽しい住み心地の良い理想郷が建設せられる。

#### 四、村改善と青年の使命

今や農村は行つまる、収入一に對し支出は三、四に當る。人の心は年と共にすさびにすさぶ。誰か之に活路を教ふるものぞ



青年汝の若き手によらなければならぬ。乃ち農村を活かすも、殺すも一青年の覺悟如何にある。管に農村ばかりではない、天下の興亡は汝の掌中にあるともいへよう。觀よ！丁抹の更生を。

丁抹は、沼や荒れはてた森林などを除けば、農耕に適する土地はいくらもない。そのうへ氣候は寒く、爲めに久しく開けなかつたが、中ごろ諸威等を併せ北歐洲にはぶりをきかせることができたが、近世一たびナポレオン一世に與して英國艦隊の爲に海上の勢力を失ひ一八一四年（昭和十一年）のキール條約に於て、諸威を分離せらるゝやうになつてから、貿易と農業とはお話にならぬみじめさである。あまつさへ一八六五年普魯西宰相ビスマークの術中にはまりシユレズヴィツク、ホルスタイン二州の割讓を餘儀なくされてから、國を擧げて破産にかたむき、國民自立の意氣を失ひ海外に移住逃亡を企つる者相つぐの悲境に陥つた。この難局を打ち開いて、よく祖國を滅亡の窮地から救ひ出したものは、農村よりもえ出でたる清新潑刺たる興國の氣象であつた彼等は小規模な集約農を以て、製乳養豚を行ひ、家畜の形質を改善し、得たる所の優品を以て閉鎖した市場を再開せしめた。殊に一八七五年頃から科學化したる農場經營と産業組合の運用に効果を收め、かくて最近五十年間に面目一新し此處に遊ぶ者をして「丁抹に於ては農業は一つの美術である」とまで嘆稱せしむるに至つた。

この興國的活動の中心となつた者は、實に教養ある無名の青年に外ならなかつたのである。

あゝ祖國を死地より救ふ、青年の意氣それ旺なるかなである吾等青年は現時の情勢に顧み、その努力點は如何に、定むべきであらうか。

### 一、獨立自恃の精神と進取的氣象を養ふ

依頼根性は奴隸根性である。獨立心なき者をいひ自恃心なき者をいふのである。吾々はやゝもすれば自活を求めず、徒に祖先の財寶のみを數へ、父祖の汗に生きようとする。従つて心身共にくらげのやうに波のまにまに世を渡り、進取的氣象に乏しく、勞働の美しさを知らず、本業に創造なく、常に不平不満とに終始し、多くは長者三代の俚言を立證するに至る輩が少くない。エマーソンはいふ。不平は自信力の缺乏より、不満は意志の病的より生まると、吾等は平素、自勞自活、獨立自恃の青年

として生きていものである。裸一貫より打つて出で、「頼むは明るい、このイガグリ頭一つだ、このドス黒い腕一つだ。今に見ろ、十年後二十年後の俺を、吃度々々今の貧乏生活を見事に卒業していき甲斐ある生活をして見せるいつまでも無産階級にうろつくものか」この位の氣概は欲しい、この位の意氣は有りたいものである之が若人らしい生活ではないか、幸にして父祖の遺産に恵まれてゐても、夢心にかけてはならぬ。直に握る鐵にゆるみが出る。「沃土の民は不材なり。富貴の子弟は不肖なり。逸樂すればなり」とはよくいつたものである。獨立自恃……進取的意氣……吾等の福運は之から開かれて行く。農村改善の第一歩は之からである。

### 二、心身を鍛練する

「百姓に學問はいらぬ」「百姓は誰でも出来る」。この言葉ほど農業者を馬鹿にした言葉はない。人のいふやうに果して今日の農民が苦境に立ち、農村が日に月に破滅への道を進むことが事實としたらその原因の一は確に如上の言葉が禍したものと思はれる。世のあらゆる仕事は何一つとして頭を働かさずに出来る仕事があるか。世間の父兄がよくいふ「なアに土を掘れ食ひそこなひはない……」土を掘りさへすれば食ひそこなひはないときめてゐた。しかし土を掘つて食へない時代が来た。農村の行つたりはそれである。農家經營、農業經濟、農家の副業、勞働の分配、生産増加等々頭がなくては何一つ解決はつかぬ。今後のお互は大に頭で働かねばならぬ。心身鍛練の一日も忽にすべからざる所以である。吾々は今日まで幾十冊かの本も讀んだ今も讀みつゝある。体操も習つた。山登もやつた。しかし眞に俺がやる意氣こんで鍛へたものではない、鍊つたものではない。生きるといふことはまるで交渉が少かつた。實をいふと其の力は白紙一枚すらとほすだけの力がないのである。試みに何にブツつかつて見ても一たまりもない。大に鍛練を加へなくてはならぬ百鍛千鍊すべきである。青年團といひ、青年學校といひ、さては成人教育といひ、要は青年の心身を鍛練して、あらゆる社會の風波をおしきつて、協同生活の眞善美の天地を見出しめようといふ施設であり機關である。随てお役目的ではためである。「俺がやる俺の爲だ」この覺悟がなくては、この施設も骨折損の疲れまうけに終るであらう。ギボンはいふ「人には二方面の教育がある。一は他人から享くるもの、一は自ら教育す



るもの」であると。吾等の今日は後者に属するのである。本講座の発行の如き、この決心ある青年の爲にできてゐるといつてよい。

畢竟農村の改善は、頭ある農民を作るより外に行くべき道はない。

### 三、職業と郷土に對する正しき理解をもつ

「今俺は何をしてゐる」「どこで」この氣分は仕事にたづきはる者の片時も忘てはならないことである。己が仕事に對する正しき理解は、その仕事に對し強い責任を感じせしめ、その仕事に専念ならしめる。世の中に責任感を有せざる者の仕事ほど危くおそろしいものはない、かういふ仕事では恥かしい、かういふことでは相すまぬ。この氣持は責任感の強い青年から常々きかされる言葉である従つて進歩あり改良あり、獨創が伴うことになる専念するから仕事の爲に、吾を忘れる、やがて研究となり熟練と爲り興味を生じ、努力加り、何くそ主義でやりとほすことができ、この仕事ならば、あの人ならではないふ自己獨得の手腕家となり得るものである。責任と専念は職業に對する二大眼目である。この心がけさへあれば、如何なる仕事に従事しても大は大きに、小は小なりに永久不滅の生命を有することとなる。

彼の自盡された神通艦長水城大佐の如きは實にこの尊い二大信念の持主であつたのである。

時は昭和二年八月二十四日、島根縣美保關沖に於ける海軍戰技訓練の際僚艦と衝突し之を沈没せしめ、多數の犠牲者を出した。責任感強き水城大佐は十二月二十六日午後五時東京市外和田堀内町字和泉一七〇〇自宅に於て、立派な武人の最期を遂げたのである。

大佐は事件以來、毎日謹慎して戶外へは一步も出ない、夫人はそれを心配して散歩をすゝめてゐた。自殺前夫人が裏所へ手を洗ひを行つたとき、鏡の前に立つてゐた。もしやといふ氣がしたから二階にかけ上つて見るとすでにおそろし見事に自害してゐられた。

けなげな夫人は大佐を抱き起し、

夫人「どうぞなんぞかおつしやつて下さい」と、聲をかぎりに呼びつづけた。至誠こもれる夫思ひの聲はおそろしいものである、大往生へと急ぎつゝありし大佐は目を見開いた。

そして

大佐「何にもない……」と

たゞ一言、がつくりうなだれてしまつた。夫人はなほも聲をつづけ

夫人「あなたは長い間御心配なさいましたが……安心して行かれませう……」

と呼んだが通じなかつた。急いで庭に遊んで居た三人の子供を呼びよせ、涙ととも最後のお別れをした。たゞ一通の遺書さへなかつた。

夫人春壽子との間に長男肇(中學四年一六)と二男順(中學二年一四)長女美和子(尋六一二)の三人のお子がある。

大佐は戰略に造詣深く、和歌にも堪能であつた。平素詠まれし和歌についてもその人格が偲ばれる。

その三つ四つを次へ。

□ぬばたまの氷る暗夜の吹雪ふる中に、いそしむ丈夫かしこ。

□みせばやな凍えむ夜に、砲によりわれ忘れてはげむつはもの。

□船中人一つ心と人間は、神と陛下ををろがむ心。

□誠とは耳にきこえず目に見えず、なつかしみつゝいそしむうちに。

□相共に心ゆるさず油断なく手に手をとつてつゝしまんと思ふ。

平素、この心がけをもたれるあゝ天なるかな命なるかな。

□あさまだき胸とどろきぬいとし子はわれに代りて怪我せるものか。

悲報を聞くと同時に全乗組員に、悲壯な最期を知らせた所鬼をひしくやうなますらをも感極まつて涙に咽んだ。平素いとし子としていつくしんだからである。



職分に生きる、この心ほど尊いものはない。吾々は筆を握るも、筆を持つも常に水城大佐の心を心として生きたいものである。

次に郷土に對する理解である。自分の村、自分の町、さては自分の都市の過去は、現在は、未來はどうしてきた。どうなつて行く位は心得ておきたいものと思ふ。田畑がいくら、山林原野がいくら、それに何人生活してゐる、一ケ年の税金、一ケ年の生産額、美風は如何に、弊風はどうする、今後お互はどうあらうか、足ごりはどうだ、よいかわるいか、どこをどう改めて行く位の理解はほしい。

若人よ吾等の今後は村是の示す方向に、新生路を定むべきである、めくらあるきは禁物であり、破滅である。郷土を理解して、常に明るい道への案内者となれ、第一線に立つて、かくして若人の手によつて、吾がこの郷土は年々に淨められ、榮えて行くであらう。

### 第三 愛郷愛國

#### 一、郷土と人生

故郷をはなれて、始めて、故郷のしたしさが味はれる。母國を遠ざかるにつれて母國のなつかしさがいよゝ加はる。郷土に働いてゐる間は何事も常に眼なれきゝなれてゐる爲に、こんなさみしいところ、こんななかつばいところはなないやうに思はれて、ものゝ一月でもよそに暮して見たいものと思ふことがあるが、さて兵營生活の一年でもしやうものなら早くも故郷がしのばれる。僅か數里を距てるどころですらそれである。況んや天涯萬里の孤客となつた場合には、そのなつかしさ、したしさが一段の深みを加へ、一通の手紙に對しても涙なしで讀むことはできぬ、眞に家書萬金に値するものである。嬉しい時にも悲しい時にも、常に頭を徂徠して慰めてくれたり、喜んでくれたりするのが故郷である。

郷土は私を生み私を育て、どんないたづらでもゆるしてくれた、いつくしみ深い第二の親なのである。辛苦して家を興した祖先墳墓の地であり、祖先より子孫へと永劫お護りくださる産土神社の太鼓の響も、み寺の鐘の音も、昔ながらのひびきが生きて、いひしれぬありがたさがわく「おまへのぢいの時代から教へてある」といはれる老先生も今に元氣でゐられる。あの辻堂で村一番のやかましやのおぢさんから眼玉のとびでるほど叱られ、共に泣面さげてあやまつた隣の太郎吉も、もう二人のおとうさんである。あの時の顔を思ひだすとさみだしたくなる。あの小川、あの一本松も、をさなゝじみの一つである。

明治天皇御製

池水に小舟うかべてあそびつる

昔こひしきふるさとの庭。

春秋の花に紅葉にこひしきは

昔すみたるみやこなりけり。

おもしろかりし村芝居、夜のふけゆくのもうち忘れて、うち興じたる盆踊、それからそれへと思出はつゞく、あゝ郷土は人生の慰安所か。

昭憲皇太后の御歌

故郷のをさな遊の友も皆

おもがはりせり年のへぬれば。

#### 二、愛郷心は愛國心の中心

故郷から見はなされても郷土はこひしい、迎へられゝば尙更である。おそろしい罪を犯した者が、まゝ郷土で捕へられる。彼等にさへ忘れられぬ故郷こひしの心があるからである。櫻島大爆發のまだ靜まるか靜まらない中に早くも島民は歸つて來た善きも悪しきも皆共に忘れられぬ隣保親和のなつかしきがある。



南洲翁はかういはれてゐる。「人若し吾が居所を識らんと欲せば長く住む麗城千石街」と果敢骨を故郷の山に埋められるに至つた。英國詩聖バイロンは郷國にいられず、最後の別を告げて曰ふ「余は異郷の灰となるも余の魂は尙故郷を愛するなり」と古英雄不識庵が、秋月清く霜軍營に満つるの夜半、故郷なつかしさにたへず、「さもあらばあれ家郷の遠征を憶ふを」と。昔の一貧兒カーネギーが他日鋼鐵王として大富豪となるや、その郷土に莫大の金員を寄附し、圖書館、公園及浴場等を完備せしめた。

郷土を慕ふの情は、郷土を愛するの情であり、愛郷心はやがて愛國心である。我國の如き家族的血族的國家に於ては、愛郷心即愛國心である、全く家族制度のもたらす美風である。我が國民の他の諸強國に比し優越せる愛國心を有することも、慕郷心の熾んなるに基くもの思はれる、この慕郷心愛國心のあまりにも旺盛なるが爲めに、殖民政策の思ふやうに運ばない短所を有することも亦争はれない事實であらう。今後には唯單に故郷に戀々するばかりが愛國心ではない大に他國に雄飛してカーネギーのやうに郷土の國に盡すことが眞の愛郷である、されは他に移住して活躍しようと思ふ者は、全家族うちつれて行くことが大切である。北海道、樺太等は移住者に對し土地農具等相當保護を加へてゐる、南米などもさうである。郷土の榮を冀ふ者は國家の隆昌を祈る者である、吾等若き者は、日にすさび行く郷土をこのまゝに見つることができようか、ふところ手であきれてゐる阿房があらうか、見す／＼溺れつゝある郷土を見殺にする痴者があらうか、商工業の如き他に模倣せらるゝ仕事は、かなり進んでゐるが、他に範をとることのできぬ農業の不進歩を見るがよい。畜産から養鶏の末に至るまで、お互の頭でお互の手で獨自改良せられたものがどこにある。外國種をからなければ、何一の進歩の文字の用ひ所がないと來ては今後の青年はしつかりせなくてはならぬ。

眞に郷土を愛する者は、眞に郷土を理解する者である即その長所短所を明にすることである、産業情態は如何に副業關係は……、生産額は……、消費情況は……、勞働狀態は……、一家一村の金融情態は……、これらすべての活動基本たる大衆その者の頭は如何に……、教育程度は……、教育施設は……。よく郷土の姿を凝視したものである。こゝに理想的郷土の建設が芽

生えるであらう。

### 三、眞の愛國心

愛國心は愛郷心の擴がりである、眞に國を愛する者は、眞に我が國家を理解する者である。

我國の一番上におはします方は申すももなく仁徳天皇の如き萬世一系の皇室である我國家即我が皇室である。一番下にあつて大切なものは町や村である、上に榮えたまふ皇室を載いてゐる以上、下には立派な美しい住心地のよい、力ある善い町や村を澤山造らなければならぬ、良い町や村を造るのはその住民の眞の愛國心の表はれで、お上に對しての御奉公である、これが平和の時に於ける勤王心である、この心はお國に對する吾々の職分であり義務であると覺悟せなければならぬ、聖上陛下におかせられては、世の常ならぬ大御心を以て我々國民を勞はり御恵み下さるのである。明治大帝は、町なり村なりを良くせよといふ思召を以て種々な掟や制度をお定め遊ばした次第であるから、これを思ふなら、お互は寢ても起きても常々大御心にそひたてまつるやうに各々が、その町や村を立派に仕立てあげなければならぬ、町や村の精神はやがて國家の精神である。自治制布かれて、こゝに五十年我が郷土大分縣の町や村はどうであらう。お互若き者は胸に手をあて、よく／＼考へて見たいものである、全國一萬二千の町村中九十四ヶ町村の優良村がある、島根縣の如きは一縣中八ヶ町村も優良村があるが、我が縣には、今日迄その筋のお目かねにかなひ自治の成績良好として認められたものが數前年たつた一つできた。如何にもなさないことである。愛郷心に燃ゆる青年諸子どうだ。何ともないか。我が縣はこれでよいか。我が町はこれでよいか。我が村はこれで満足するか。やがてほろびへの道へたどりつゝあるのではないか。愛國の精神を養ふもの、先づ地方に於てせなければならぬ、國の富を殖やすのも先づ地方が主でなければならぬ。我國の軍人が立派な名譽の戦死を遂げるのも、平生地方に於ての教や躰が基である。歟ふる腕はやがて銃持つ腕である。鎌とる手はやがて劍持つ手であることを忘れてはならぬ、腕のとりかへは絶對にできない。遠く海外に出で植民となり盛に開墾や商賣をするのも、地方に於て平生働く氣分が鍛へられてゐるからで



ある。勤王家の出た地方には忠君愛國の教訓が既に芽生えてゐたからである。孝子や貞婦の出るやうな村には、はいると何となく風の吹き方に温みがある、つまり人なり物なり立派なものが澤山出るほど國の爲に結構なことはない。それで愛國心を盛にするには先づ以て愛郷心を旺にする必要がある。愛郷心が集まれば自然に愛國心となる。また愛郷心より起つてその地方が良くなれば、これが即ち國家に對する何よりの御奉公である。地方の富は即ち國の富である。地方に働く人が一人でも殖えればそれだけ國家は富強になる次第である。國の實力といつても、つまり地方の實力の積つて出来たのである。俺ぬくべし一人が何であるか、かういふことを考へてはならぬ。一人怠れば、國の富に於て力に於て、八千萬分の一のマイナスとなるわけである。吾々は常々ブルジョア主義で進まなければならぬ、それゆゑに先づ地方でそのしつかりした魂を作りたいものである、地方で働く習慣をこしらへたいものである。

今から二百餘年前八代將軍吉宗の時に、室鳩巢先生といふ學者がゐられた。將軍の命を受けて「六諭衍義」と云ふ書物を拵へて、將軍家からの諭を一層能く人に分るやうにせられた。その中に「郷里を和睦す」と題して、地方の事を書いてある。その一節に次のやうなことが記してある。

凡そ都鄙を論ぜず、同じ郷村に住ひする人は先祖以來常にゆき通ひ、互に親しく馴れぬれば、其の筋目最も忘るべからず例へば他國に出で、我が故郷の人に逢へば、いとなつかしく、親族の思ひをなすべし、是れにて同じ郷村の人々は、常に疎略にすべからざることを知るべし。いかなれば今の世の人は、一旦に怒りまたは僅なる怒より日頃のよしみを忘るゝにや、最もなげかはしきことなり。

誠に平易なことではあるが、それが行ひがたいことである。

次に吉丸文學士の自治の歌といふがある。愛郷の精神があふれてゐる。

山は霞に遠くして、岡に鎮守の森青し。

平和の天地はあたゝかに、無名の英雄はぐゝみて

過去の歴史は幾千歳、今の吾等に傳へたり。

過去の遺徳を受嗣ぎて、更に子孫の世を思ひ

隣保互に團結し、わが村わが町わが都市を

おのが力に治めつゝ、自治の上諭にそひまつれ。

前に祖先の歴史あり、後に子孫の未來あり

我等の郷土を愛するは、日本を愛する心なり。

自治の上諭を身にしめて、國家の富強をいざ計れ。

次に恩師波多野先生の郷土禮讚の一節はかうである。

君聞かずや福翁の言、言意方にして平。

行は傲ふ柳子の温、心は則る伯夷の情。

又見すや鬼中佐の人を訓ふるを、簡にして明。

乃ち云ふ人間の事、成功は一の誠に在りと。

噫此の二偉人、牛城と扇城となり。

神秀山河を歴す、共に文武の英となる。

吾人已に土を同じうす、操行豈輕すべけんや。

俯しては慕ふ二傑の迹。仰いでほ鑑む山水の精。

孜々として勉めて息むなくんば、必達せん萬里の程。

兩豊十二郡、到る處偉象盛つ。

飛狐蒼萃の色、沈蛇澎湃の聲。



## 四、優良村とはなんな郷土

夫婦喧嘩のたえまのない家は榮えないと同様に、年中小言の多い村、小せりあひや訴訟紛議でごたく／＼してゐる村は百年経つても繁昌する時節はこぬ、こんな村には善い精神や、良い産物ができないからである、米や青蕨、蕪等の一等にはいるやうな家は、その家庭を調べて見ると必ず祖先や親を大切に、夫婦仲よく一家睦しいとのことである。家でも村でも、ごたく／＼してゐる處に良い物のできる例はない。前に述べた八十九ヶ町村の優良村即ち模範村は第一税金滞納者が数十年に亘つてたつた一人としてないことである。第二犯罪人のないこと、第三多くの基本金を有すること、その他離縁の數など少く、名譽の戦死者や、孝子貞婦などが多い。村の爲に盡力してくれた篤志家をば大切に、老人をいたはり、子供を可愛がり牛馬に至るまで家内同様に愛する青年や娘たちがきび／＼した態度で、朝早くから働き。野良姿着を自慢する風さへ見える、羽織がけをノラクラ生活の標本のやうに考へ恥づかしがる面持がある修養や産業に關する講習講話は、月を定めて年中行事の重なるもの、一つにしてある、學校の先生と村長さんとは、父と母との關係のやうにお寺の住持さんや、お宮の神主さんがよく村方の爲に盡力してくれる。村へはいれば道しるべがあり、五町おき位に切れた鼻緒を立てる爲に、小箱に七島層などの用意までしてある。部落々々に傘や提灯の準備もあつて誰にでも貸してくれる。お宮やお寺、お墓等はいつ參詣しても木の葉一つ落ちて居ない。多くは男女青年や學校兒童によつて掃除されてゐる。閑地などは見つけてもない。桐や柿や栗などが工合よく植込まれてゐる。本業と副業の關係が如何にも、都合よく研究せられ、養蠶製蕨、養鶏まで年中の勞力が均整である。

不具者の外は學校に出さない子供は一人もゐない行届いてゐることは、盲啞者の入學には、村費から幾分の補助をしてゐる青年學校の如き働かざる者への教育が特別盛であつて、はいらない者は青年仲間顔出しができぬときへいはれてゐる。地主は特に小作人の便利を圖つて、いろ／＼農事改良などに盡力する。たまには小作人の子供を上級の實業學校に入れてやる篤志の地主もある。これらは村の爲に良い人物を作る爲である。植林は特に心を用ふる所で、村民一同總動員で植えつける、基本林の下刈は毎年青年團の奉仕作業である。學校と相隣して公會堂がある。その一棟は青年文庫である。各部落にも青年の修養道

場を有してゐる。學校の備品中には、活動寫眞機や幻燈機械が備へつけられ、學校の先生がかはる／＼説明役となつて、村民一般に新しい知識と娛樂を供給してくれる。

特に目立つ事は、農業獨創の獎勵の爲に、年々秋期に品評會を開くことである。牛馬の飼育であれ、米麥作の改良であれ、青蕨でも蕪でも、男女青年の手藝品は勿論大根でも蕨菜でも苟も獨創研究の成績明なる所者には村制定の「メタル」と特別賞を授與する。随つて特別賞を得た者は、家門永劫の譽であるから、男女青年の研究心の旺盛なることは眞に驚くべきものがある。

道路の立派なることは、村民の愛護の念の深いこと、男女青年團に於て、定期に道普請をしてゐるからである。

女子青年の修養が行き届いてゐる爲に、臺所の改善となり今や進んで常食の料理改良に手をそめつゝある。

男女青年の修養會と相待つて、父の會母の會等の壯年期の社會教育が近時組織的に行はれることとなり、壯年がよく青年を理解するやうになつてきた爲、すべての村治に於て圓滿に理想的に發達することとなつた優良村とは一言にして盡せば、協同一致、共存共榮の實現に外ならぬ。

## 第四 家。祭祀

## 一、家庭

人間はひとりでに生きるといふことはできぬ。どうしても共同生活、集團生活の恵に浴せなくてはならぬ其の第一歩は家庭生活である。「人は家庭を作る」之が人類繁榮の出發點であつて人としての成立はこゝでせなくてはならぬ。いかに世が移りかはらうと、知識が進まうと、私共は家庭をよそにすることはできぬ。家庭はせちがらい人生の慰安所であり、人生の歡樂郷である。波風多き世の中の避難港であり安全地帯であるどうしたならば、かういふ楽しい家庭生活ができようか、この問題をよく考へて圓滿な楽しい家庭を作ることに努めたいものである。



## 二、家は社會の基礎

健全なる國家は、健全なる家庭を基礎とせなければならぬ。家庭は社會國家の最要因子である、家庭生活の健全なる發達によつて、その國家の偉大をなし、家庭生活のみだれによつて、その國家の亡びた例は古のローマが最も明に物語つてゐる。故に家庭を良くするといふことは國家社會を良くするといふことである。お互は家庭の圓滿なる發達を以て、單に家の繁榮のみと考へてはならぬ、つまり家のあつまりである社會國家の興隆を意味するものであることを思ひ、立派な家庭の建設に努力すべきである。

## 三、我國の家族制度

我國の精華は家族制度にある。我が國家の組織は家を單位として成立して居る。之が我國の特長である。外國は個人を單位としてゐる。我が國とはその成立を異にしてゐる所をよくわきまへたいものである。さりながら世界各國何れも家族制度の時代は經來つたものであるが、それがだん／＼にこはれて來て個人制度になつたものである、所が近時個人制度の弊害に目がきめて、家族制度にかへらうといふ傾向があるのにひきかへ、特色ある我が家族制度がだん／＼こはれようとする兆が見えることは誠になげかしいことで、どこでも維持せなければならぬ論者の中には今日の世の中は家庭などいふそんなのんきな生活のできる時代ではない。男も女も共働きの世界であるから、家庭にゐつく閑人は少い、家族制度などいふ昔の遺物にかちりつく必要はないといふのである。かういふ議論は家庭をよそに、はねまはる婦人などのふえることもたしかに一原因をなしてゐる。

前にも述べたやうに、世の中がせちがらくなればなるほど圓滿なる家庭生活を要望するものであるから家族制度は十分に發達せしめなければならぬ。人間の安息所休養所はこゝばかりであつて、人間自然の要求である。彼の犯罪者の大部分が家庭生活に恵まれぬ者に多いことをみても、今後社會政策上如何に大切であるか、窺はれる。我が國家の組織よりみるも、家を基とし

て家族制度のおしひろめられたものであるから、吾等の家は之を縦の共同生活よりみれば、祖孫相承け悠久の祖先より久遠の子孫に及ぶのである。横の共同生活よりみれば家長を中心とせる血族的連鎖である、この意味よりして吾等は祖先の延長にして不滅の生命であるから家長の命に違ひ家業を重んじ益々家名を揚げるやうに努めることは當然の義務であつて自己保障であり國家防衛である。彼の晉公の母君が諷されたやうに、

久方の月の桂も折るばかり、家の風をば吹かせてしかな

吾々にはこの心掛が肝要である。家庭さへ健實であればすべての道徳はこゝから芽生えてくる、即ち吾等の祖先を崇ぶことは大にしては忠となり小にしては孝となる、忠孝一本の道自ら昭かに、父祖家門に對する孝道は忠節の大義と一致し家を愛するの純情は國を愛するの至誠に合致するのであるからして、家族制度を良きに進めることは國を隆んらしめる所以である。

## 四、戸主と家族

家の成立は法律上からいふと、戸主と家族とである。戸主は家長であつて一家の中心をなし、その家を代表するものである。その家に住居する戸主の配偶者、父、母、兄弟、伯叔父母等は戸主に治められるもので之を家族とよぶのである。我が國家組織は一大家族である。おそれおほいことではあるが大宗家たる皇室は我等の大父にあたらせられ、生みの父は小父である。

先帝陛下が「義ハ則君臣ニシテ情ハ猶父子ノ如ク」と宣まはせられたやうに、親に孝なる者は君に忠なる者で、かういふうるはしい國體は全く萬邦無比である。

## 五、戸主並に家族の務（親子兄弟姉妹）

戸主は民法上の定めによれば家族を扶養し、監護するの義務を有すると共に、家族を統督支配する権利がある。即ち家族の居所を指定し、家族の婚姻、養子縁組等に同意を與へ、その他家督を相續する人を指定し又は廢除する権利がある。この戸主の權利義務を總稱して家督といふのである。戸主たる身分は、家督相續分家等によつて之を得、死亡、隱居、又は外國に歸化



する等によつて失はれる。

家族は戸主の命に服従する義務があると共に、その扶養を受け、又自ら財産を所有することができ、若し家族にして戸主の命に従はず家庭の平和をかきみだすやうな者がある場合は、戸主はその家族を離籍、或は扶養義務を負はないことができるのである。

我が家族制度の大本は、親子に始まる。親が子を愛し子が親を敬することは、人間の至善至美なる純情であつて、我が國民道德の根源である親子には實親子と養親子とある。實親子は自然の血統に基く者、養親子は法律によつて親子關係の生じたものである。實子に嫡出子、私生子、庶子の別がある。

嫡出子は實親子で婚姻によつて生れた子をいひ當然その家の相続人である。私生子は婚姻しないで生れた子で法律上父を有しないものである、私生子を父が自分の子であると認めるときは、庶子となる。庶子は父母が婚姻すれば嫡出子の身分を取得する。養子は一家の斷絶を防ぎ、祖先の祭を絶やさないために設けられた制度である。養子は縁組により養親の家に入り嫡出子たる身分を取得する。而してその縁組を取消すことを離縁といふ。

親はその子を養育し教育して心身の健全なる發達をはかり、適當の職業を與へて獨立の生計のできるまでに指導し監護することが大切な務である。もしその子の行が正しくなかつたならば懲戒することができ、之を親權といひ親たるもの、權利であり義務である。父母のない場合は後見を置くのである。

「世の中にさらぬ別のなくもがな千代も祈る人の子のため。」

子たるものはこの心掛にて親に事へ、常々父母の心身を安じおまへがあるから安心であるといふ感謝の言葉をかけられるやうな子になりたいものである。吾々はどうかすると自分獨りで成長したかのやうな気分になりやすいもので、時折親に心配をかけやすい、よく／＼今日までの親の辛苦を偲ばなければならぬ。毎日親のこゝ／＼顔を拜することができさへすれば、自分の親に對する務はそこ／＼にできてゐるものと思つてよい。

元日や何はなくとも親二人。

千兩萬兩のお金があんの、わしにや子だから親だから。

兄弟姉妹は、父母を同じうし、同じ母の乳房に育てられ、父母の膝下に成長したものであるから、恰も同じ根幹に繁茂した枝葉の如く、又兩手の如く、五指の如く相合し相扶けて互に親しむべきは申すまでもないことで、些々たる感情に走り、或は財産上の問題等のために、互に反目するが如き醜態をさらすことは、祖先父母に對し不孝之より大なるものはない。

## 六、一家の和合

家の繁榮をこひねがふならば、戸主と家族とは一心同體の氣分で暮さなくてはならぬ。家族は戸主を思ひ戸主は家族を思ふ互に不平をいはず自己の務めまへに一意専心精出して感謝の生活をするに在る。家の不和は常にのらくら者から起る。一人の／＼らくら者があれば家名を汚し家の平和を紊るのである。一人の忠臣孝子は家門永劫の譽であることは申すまでもない、即ち一人の禍福榮辱は家全体に及ぶものであることを覺悟せなければならぬ。

菜根譚と云ふ書物の中にかういふことがある。「家庭に個の眞佛あり。日用に種の眞道あり。人能く誠心和氣、愉色婉言、父母兄弟の間をして形骸兩ながらも釋け、意氣交々流れしめば調息觀心に勝ること萬信なり。」

成佛は息を調へ心を觀じ、いろ／＼の工夫を積まねばできぬやうに考へられてゐるが、外にもその方法はある。吾々の家庭に眞の佛が顯はれてゐる。ふだんの行に一つの眞の道が行はれてゐる。外ではない一家和合して、まごころをつくしあひにこゝろ／＼した顔、やさしい言葉で親に事へ兄弟仲よく心と形と／＼けあつたならば、それがそのまゝ佛であり、眞の人の道であるといふことである。誠に味ふべきことではないか。

## 七、祭 記

天子父母に對し奉る忠孝の念を以て、祖先を祭その高德を仰ぎ、感恩報謝の誠をさへげける事は家を思ふの至情である。死に



事へまつること生に事へまつるが如しとは全くこの心掛である。大祭日祝日等には神棚及家の内外を掃除し國旗を掲げ家内一同禮拜せなければならぬ。産土神社に對しても同様である。又祖先の靈に對しても家例によつて年忌供養を營むことは申すまでもない。

### 八、明治天皇御製

わが國は神のするなり神まつる昔のてぶりわするなよゆめ。  
眞木柱立ちさかゆるも動きなき家のあるじのあればなりけり。  
親も子もしたしみかはし家のうち、にぎはへるこそ世はたのしけれ。  
たらちねの親につかへてまめなるが人のまことの始なりけり。  
ひとり立つ、身になりぬともおほしたてし、親のめぐみをわすれざらなむ。

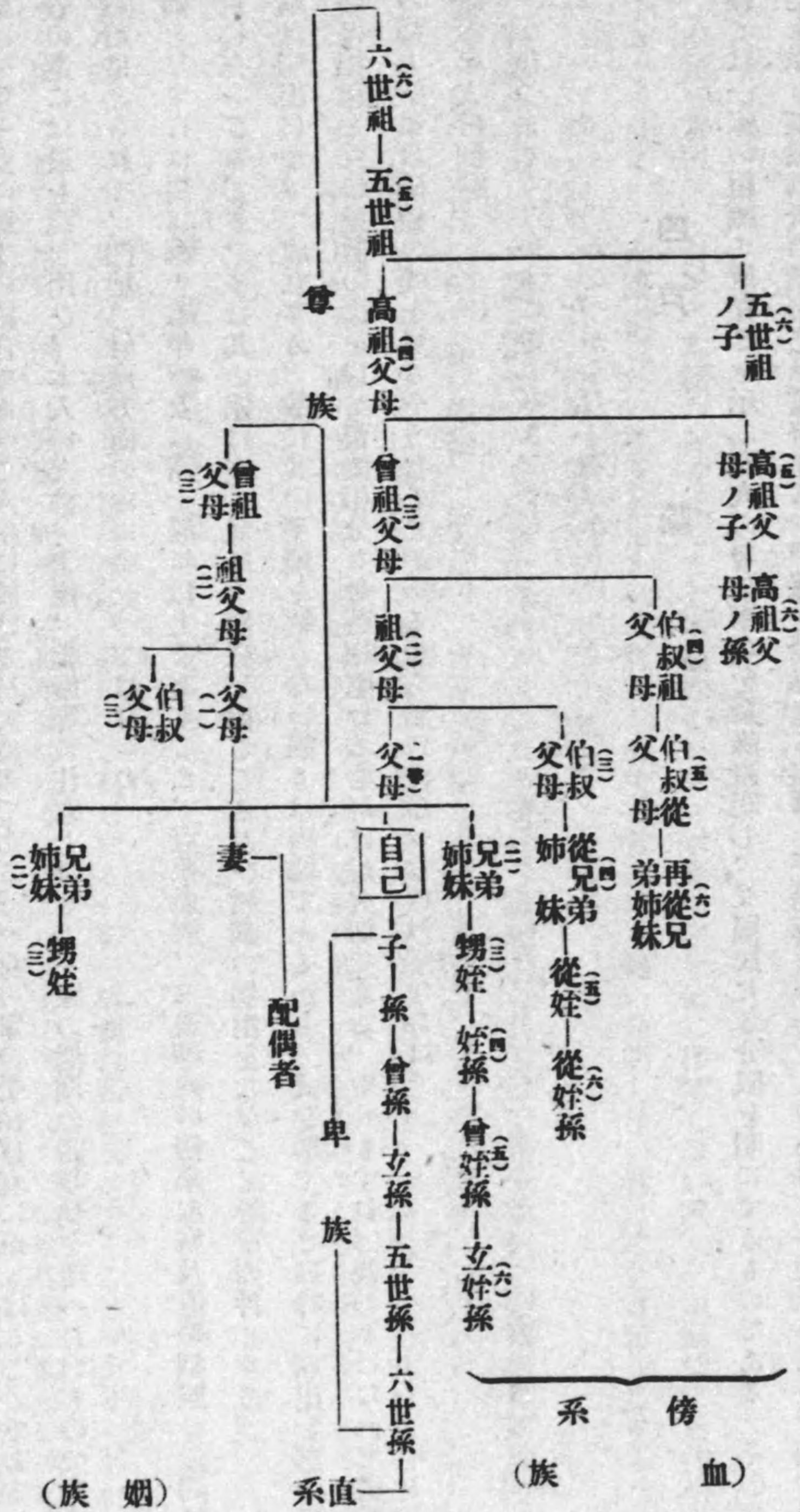
### 第五 親族。戸籍。相續

#### 一、親族の意味

普通吾々は親類々々といつてゐるが民法の上ではきまりがある即ち六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいふのであると定められてある。

血族とは、血統のつながりをいふので父母。祖父母。子。孫の如く一直線につながるものは直系血族で、兄弟。伯叔父母の如く直系より分れてゐるものは傍系血族と稱へてゐる。

姻族とは、婚姻關係によつて生じたもので、夫婦の一方と其の配偶者の血族の關係をいふのである。親等は、自己(配偶者)を起點として親族間の世數を算へてきめるのである。親族及親等表は次の通りである。



### 二、親族の交際

祖先の祭祀や、吉凶禍福等にかげきんじて、共に喜び共に悲しむことは親族間の禮儀であつて、我國の美風である。親族には自ら長幼尊卑の別があり、親疎があるから、其秩序を失はぬやう心がけなければならぬ。世には貧乏なるが故に近親者をも遠ざけたり、富めるが故に有力者なるが故に遠縁者にもわけてなれしくするものである。かやうなことは、あさましきふ



るまひで、つゝしむべきことである。親しき仲にも禮儀を重じ、秩序を守り温情を以て交り非禮輕蔑の態度を示してはならぬ己が貧しきをうつたへて救をもとめ意の如くならざるを憤り仲ちがひとなることも尠くないから、金品の貸借には特に注意すべきである。冠婚葬祭その他親族間の交際上には誠意を旨とし、くだらぬみえをはらぬやう相互に戒しめなければならぬ。

### 三、婚 姻

婚姻は一男一女の終生の結合であつて人生に於ける一大盛事である。一身一家の榮枯盛衰にかゝはることであるから、その配偶者の選には最も意を用ひ、本人の人物、才能、健康等に注意し併せて一家の周囲の諸事情を考へたいものである。徒に舊來の陋習にとられて、門地、財産方面のみにあせつてはならぬ。

婚姻をなすには男は満十七年。女は満十五年以上であること、直系血族、三親等内の傍系血族及直系姻族との間に於ける等の近親に在らざること、子は其の家に在る父母の同意を得ること及び婚姻の届出をなすこと等を要件とする。

婚姻は届出によつて成立する。故に其の手續を終らない限りは内縁であるから、式を擧ぐると同時に届出を怠つてはならぬ夫婦は相和し互に愛敬の念を以て苦樂相分ち憂苦相慰むる心がけが大切である。やゝもすれば親しきになれて禮節を失ひ性行をみだし終には破鏡の嘆を見るやうなことがあるから常に注意せなければならぬ。

昭憲皇太后御歌

むつまじくなかすに遊ぶみさごすら

おのづからなる道はありけり。

### 四、戸 籍

戸籍とは一家の組織と所在とを示し個人の身分事項を登録證明し、又國民たる分限を明にするものである。その事務は市町村長之を掌り區裁判所の判事之を監督する。戸籍を登録せる帳簿を戸籍簿といふ。この公簿は事變以外之を戸籍役場以外には

持出すことは出来ない。併し必要に應じて之を閲覧し又はその謄本若は抄本の交付を要する場合は、手数料を納めて之を請求することがある。

(一)本籍。寄留。吾々の本籍の在るところを本籍地といふ。本籍は之を他に移轉しない限り、本籍地に居住せざとも移動することはない。本籍地以外に住所を定め又は居所を有する者或は本籍の分明しない者は之を寄留者とする。この事務はやはり戸籍と同じく市町村長等の管掌するところである。

(二)戸籍の手續。戸籍に關して、その届出づべき主なる事項は、出生(十日以内)。養子縁組。婚姻後見開始。後見終了。隠居、死亡(七日以内)。家督相続(一箇月内)。分家。轉籍。寄留(十四日以内)。等である。

これらの届出を正しくすることは國民として大切なことであるから、常に法規を守り、期限におくれぬやう手續をせなければならぬ。出生届のおくれた爲に入學の期が延びたり、徴兵適齡に際し、とんだまちがひを發見するやうなことは珍しくないことである。

### 五 家 督 相 續

家督相続とは戸主が死亡又は隠居した場合等に、前戸主の有したる一切の權利義務をうけつぐことである。しかしその一つにかぎり與へられたる權利、例へば親權、勳等、終身年金等はうけつぐべきものではない。家督相続の順序は次の通りである

- 1、法定の推定家督相続人 民法の規定により當然相続人となるべきもので被相続人の直系卑族たるものである。その順位は  
長男<sup>(一)</sup>…(孫男<sup>(二)</sup>…孫女<sup>(三)</sup>)…次男<sup>(四)</sup>…(孫男<sup>(五)</sup>…孫女<sup>(六)</sup>)…三男<sup>(七)</sup>…である。
- 2、指定家督相続人 法定の家督相続人なきとき戸主の指定する家督相続人である。
- 3、選家家督相続人 推定家督相続人又は指定家督相続人なきときは、戸主の父又は母或は親族會で戸主の配偶者、又は兄弟姉妹の中から之を選定する。



- 4、遺産相続 遺産相続とは死亡せる家族の特有財産に属したる一切の権利義務をうけつぐことをいふのである。遺産相続人が数人ある時は、各自の相続分は相均しい。但し被相続人の遺言によつて定められたる時は別である。又庶子及び私生子の相続分は嫡出子の二分の一である。
- 5、遺言 遺言とは遺言者が死後に効力を生ぜしめる目的を以て、家督相続人又は後見人の指定。或は財産の相続分の指定。遺贈。寄附行為等に關し、法律にきめてある方式により豫め之をおくことをいふので、その方式に従はないものはやくに立たぬ。
- 6、家督相続と家族制度 遺言相続即ち財産相続はよその國にもあるが、家督相続は、我國特有の制度であつて、我が家族制度の一特色である。その趣旨とするところは、戸主權をうけつぎ、家を末ながく、つゞかせる爲である故に彼の系譜、祭具及び墳墓の所有權等はすべて家督相続の特權に屬するのである。

## 第六 職 業

### 一、職業と人生

吾々の生活には大凡二つの方法がある。即ちその一は自己の汗によつて生きることに、今一つは人の汗によつて生きることにある。人と生れたからには人の汗に生きたくない、自己の汗にて獨立獨歩の生活が人生に意義を爲すと思はれる。こゝに職業の必要がおこるのである。我國には昔から日夜營々として職業にいそしみ、野良着姿で自活せる青年をいやしみ父祖の遺産に生き何の仕事もせずいうくとして閑日月を送る所謂「おたからむすこ」をありがたがる風がある。吾等若き者はよほど考へなければならぬことである。

世の中に生きんとし生ける者、一つとしてその務のないものはない。おの／＼そのもちまへ／＼を盡してこそ世に進歩があ

り、向上がある。萬物に長たる人にして、その務をうち忘れ、何の業務にも服せず、人の汗に生きる者があるならば、たどひ身には錦をまどひ、口には美食に飽くとも、その心事の醜さは乞食生活と何等違ふところはなないのである。

職業は人間生活の根元であり、人としての本分である。之によつて生活の資を得るばかりか、一面社會國家に對する義務を果すことになるから貴賤貧富を論ぜず、男女老幼を問はず肉體を働かすと精神を勞するとの別なく何れも與へられたる業務に従事して、自勞自活の道を立てることが生甲斐ある人間といふのである。

一定の職業なきのらくら者は、一身一家を破滅に導き、ひいては禍を社會國家に及ぼし、やがてはその性情が遺傳して罪の子孫を遺すことにもなる。世に職業なき者ほどあはれむべく、おそろしいものはない。多くの無分別者はこの中から生れるからである。青年時代に於てはよくやる、「まあ若い中に二、三年働いてきよう」など、都市やその他へ定まれる目的なしに所謂自由勞働に出かけ研究盛、働き盛を棒にふり、一生フラ／＼で過す者が少くない。一考再考したい問題である。

### 二、職業の選擇

職業選擇の原則は、個人的にも亦社會的にも己が才能を遺憾なく現はし、その作業能率を最高度に上げさせることに在る。その選擇に當り、己が才幹、能力を考へず身體をも顧みないで人がやるから俺もやるの筆法で足下も見す天上ばかりに眼をつけたならば、思ひがけなき泥田に頭を突きこむことになる。青年時代は希望に満ち、虚榮心に驅られ、幾千萬中只一人の成功者に眼のくれる時であるから、尙更である。教育者としての適者が必しも實業家としての適者ではない。軍人としての成功者が又必しも學者として成功せぬからである。己が才能を第一に健康、嗜好、財産、境遇等を顧み、父母教師その他先輩等の意見を聽き熟考して決めなければならぬ。一旦定めたる職業に對しては常に専心に精密に、規律正しく勤勉に、研究的に創造的に發達進歩を期せなくてはならぬ。妄に職を轉するが如きことは、心の變り易き青年期に於ては、くれ／＼も戒むべきことである。



### 三、農業と商工業

古來「農業は商工業の母」といはれ、衣食住の原料品を供給するので、農産物の豊凶は直に經濟界に變動を來たす恐がある故に農業と商工業とは極めて密接なる關係を有してゐる。

工業は從來の家庭的手工業より次第に機械工業と爲り、年を逐うて大規模の工場へと進み、隨て商業の大發展となり、漸次盛況に向ひつゝあるのである。今日諸列強にして商工業の振はざる國は一ヶ國としてない。而して商工業は國民の知識の發達と物資の豊富、資産の充實に俟たねばならぬから、國民の一大覺悟を要する。

業務は正確で信用がなければならぬ。只金ばかりに眼がくれて、一時をごまかすやうなことがあつてはならぬ。歐洲大戰の當時、日本品は東洋は勿論歐洲邊までも輸出された。然るに粗製品が多かつた爲めに、戦争がやむと同時に輸出不振となつた眼前の慾に迷つて同業者に迷惑をかけるばかりではない、實に國富の進展を妨げる非國民といはなければならぬ。古谷外務書記官の論文によれば

關西の某商人が英人の注文に應じて發送した莫大小製中には製造をごまかして伸縮せないものや縫方の非常に粗末で商品として賣買のできないものが多かつた。

露國に輸出した鉛筆の中には兩端のみ心があつて中部は空虚な詐偽品であつた。一外人は酷評を下して兩端に心を入れることをよう忘れなかつたと批評したさうである。

濠洲南洋方面に發送した懐中電燈用乾電池は、六箇月の有効保證附でありながら、その三分の一は不良であつた。

珊瑚ひき鍋、藥罐の類は使用前よりエナメル剥けたもの、孔があつて水の漏つたものが少くない。鮭の罐詰の見本がよかつたので、更に百箱の注文があつたのに、この度は品質が極めて不良で腐敗酸酵で生じたガスを抜くために孔を穿ちハンダ附にしたのもあつた。編屑を注文したのに、竹屑、針金屑の混入したのも少くなかつた。

桑港のわが商人が東京に活動人形千餘ダースを注文したが、製造の際用ひた糊の不良なためか面部、手部、胸部に微を生じ一見腐敗の状態を呈し、且つ碎け易くて發賣に堪へなかつた。玩具品は開戦後各國に輸出せられ需要の多い品であつたが、どこからも粗製の非難を受けた。

かく信用がおちた結果は、日本製品から「日本製」の商標を剥ぎ取り、外國製と混して發賣する必要を生じ甚だしきは露國の如きは「日本品販賣せず」の看板を店頭に掲げる者さへあると稱せられる。

### 四、職業の尊重

職業尊重の信念がうすければ善い仕事ができようはずはない。如上の不正品は仕事の生産ではなくして、金を詐取する爲め的手段に外ならぬ。何れの職業に従事しても、その職業に對し至上主義で進みたいものである。自らいやしめて、その能率のあがらう道理はない農業者の中にはやゝもすれば自ら低しとし「子供は百姓にはせぬ」など、誇りがちに物語り、その業務を等閑にし、甚だしきは他に業を求めんとするものさへあることは如何にもが／＼しきことである。

仕事の不成績は、正しき理解なく知識なく、隨て豫期する生産をあげることができないのに基づくのである。元來農業は生産の調節を圖る事が殆どできない仕事であるから商工業に比して割のわるい仕事である、しかし經營が合理的であれば相當の利益もあるし、更にその堅實なる點に於ては何れの職業も及ぶものではない。

今後一層頭を以て耕作し、頭を以て經營することが大切である。特に青年の奮起を要すべき時代である。

明治天皇御製

花になり實になるみれば草も木もなべて務のある世なりけり。

世の中はたかきいやしきほど／＼に身をつくすこそつとめなりけれ

## 第七 一家の生計



## 一、一家の収入

吾々が生計を立てるといふことは、一家の収入と支出とがどういふ割合になつてゐるかを調べ、支出が収入にこえないやうに吟味することである。凡そ収入には實物収入と金銭収入とがある。吾等農家の収入は米、藁、筵等殆ど全部が實物収入であつて、貯金利子の如き、一部分金銭収入もあるが極めて少額である。

## 二、生計費

一家の生計に要する費用を生計費といふのである。今農家について其の主なるものをあげて見ると、収入としては米、麥、藁、炭、貯金利子及雑収入等で支出としては諸税、保険費、頼母子講費、肥料費、種子費、蠶種費、用水費、電燈費、新聞圖書費、通信費、醫療費、被服費、農具費、住宅費、交際費、教育費、食糧費、薪炭費及雜費等である。これらきまつた費用の外に更に不時の費用を要するものであるから、常に収入を考へて支出を制することが最も大切な生計の立て方である。こゝに豫算生活の必要がおこる。お互は毎日忙しい仕事に従事し、夜はぐつたりつかれきつてしまふから、委しい記帳はなかくむつかしいとしても、前に述べた費目は其の出納の概要を記すことは生計上極めて大切である。

吾々の今日までの生活は、ゆきあたりばつたりであり、ゆけしこゆけ主義である。一口にいへば合理的生活ではなく、習慣を基としたる生活である。之にはまちがひが多い、このまちがひだらけの生活を改めて合理的ならしめる所に豫算生活の必要がある。ともかく之までは多くの家庭に於て、數を他所にしたる生活をしてゐたことは事實である。

お互農業者の生計費といふものがどういふ状態にあるかを考へて見るに、實物収入の多い農家に於ては、之を調査することが頗る困難であつて、こゝに述べることも極めて、大ざつばなものである。

大正十三年末に發表してある農務局の調査によると自作、自作兼小作。小作の各農業者の一人一ヶ月當の平均生計費は十一圓七十錢である、而して一戸當平均人員に六人九分となつてゐるが、六人と見て一戸一ヶ月の生計費は八百四十圓見當である

収入方面はと見ると全國農家一戸當五反歩未満の耕作者が三割五分、五反以上一町歩未満の者が三割三步となつてゐる、約七割は一町歩未満の耕作者である。

我國の農業者は少くも一町歩以上は耕作せねば食へぬといはれてゐるが、今かりに一町歩を耕作するとして、どの位の收穫がある。大正十五年の大分縣の反當平均米作の收穫高は一石六斗九升二合であるから、十六石九斗である。外に麥の收穫が十石内外位であらう。時價に見積つて米が四百七十八圓、麥が百二十五圓とすれば収入合計六百三圓である。支出の八百四十圓に對し二百四十圓あまりの不足である。之は極めてあらつばいめのこと算用であるけれども、今日お互農業者の生計難である一場面の現はれである。

今後に於ける生計費は増す一方であつて、決して減るといふ見込は立たない。試に當然支出せねばならぬ公費について見ても、大正五年度に於ける縣内市町村費の合計は二百四十一萬圓であつたものが昭和三年度に於ては九百九萬圓に上り、縣費に見るも百七十六萬圓から五百九十五萬圓に上つてゐる。更に國費に於ても五億九千萬圓より十五億三千萬圓に達してゐる。何れも三倍以上に上つてゐる。お互の生計費に於ても大正五年と今日とはおそらく三倍以上に増加してゐることは見やすき理である。懐工合はどうかといふと三倍どころか二倍の収入にも達しない。生活難の聲は當然起らざるを得ぬ、這間に處して吾々は如何に活路を索めるか大問題である。

## 三、節約と貯蓄

この大問題を解くには萬人異口同音に働け辛抱せよと叫ぶのである。むだづかひをやめて、出来るだけ儉素を守り、餘を貯めよといふに歸するやうである。之は何人も異論のないところである。しかし私は特に青年諸子に考へてほしいことは、お互今日の生活程度は之でよいか、文化人としての生活ぶりであるかどうかといふ點にある。三度の食事にしても麥飯に味噌汁、團子汁や、胡瓜揉に、茄子や南瓜の煮物位で魚類とてこともまつり以外に年に何回か、鹽鱈位であらう。着物にした處で娘な



どは多少のはでやかさはあるにしても都會人に比べては問題でない、住家に至つては何十年來殆ど改良せられた處を見出さぬ近時識者の中には口を開けば都會生活のはなやかさが農村生活にくひこむことを歎く者が多いが、都會人士のすることを何故に農村民がしてゐるいといふのであるか。私は今回の農村生活は諸列強のそれに比し極めて低く着物も食物も住家も大に改良を加へて、うんと向上せしむる必要あることを思ふものである。今までのやうなみじめな生活ではためである。隨て離村賦土の青年も殖えるのである。節約貯蓄の要は、いたづらにまづい物を食へ、ぼろにまかれといふ意味ではなくて、分相應のくらしを立てよといふにある。食物も着物も更に住家も時代々々に進歩して行く、それに順應する生活がお互生活の目標でなくてはならぬ。お互の家庭のみが、どりのこされては身をはかみ世を呪ふことにもなる。故に吾々青年はうんと働いて大に収入を増し相當のくらしをたて、生の歡に浴しつゝ、節約もし貯蓄もし異常の失費に備へ生活の安定を圖ることに努力せなければならぬ。生活に安定がなければ安心して仕事に従事することができないばかりでなく、一度災難に出くはすと再び起つことができず、妻子眷屬共に路頭に迷ふことにもなる。

身分不相應な生活をなすことを奢侈といふのである。徒にあるにまかせて消費し貯ふることを知らざる生活を奢侈といふのである。お互の日常生活には貧富共に分度がある。衣食住に於てその度をこえた生活状態が奢侈である。今日の消費者階級中にはあるにまかせて、その分度を無視し全く放縱生活に墮し思想悪化の誘因を爲す者の少くないことは誠に遺憾千萬である。申すも畏き極であるが若き聖天子今上天皇陛下の御日常が如何に質素にわたらせ給ふかは、しばしば拜承してゐた所であるが、昨年十一月二十一日愛知縣下に行幸中、國產御獎勵の思召を以て、縣下陶器類を多數御買上げになられたので、小幡知事が御禮言上の爲階行社に伺候し拜謁を仰付けられた際、陛下には「日常の生活品はなるべく國産品を用ひてゐる、これも國産品である。」とて御愛用の時計を御示になつた。

謹みて拜見すると十二圓五十錢のニツケル製であつたので非常に恐懼して御前を退つたことである。私共は、陛下の大御心を心として、日常生活の標準を定めたならば、眞に質實儉素の生活を營み得ると思ふものである。

私の平素敬愛してゐる一青年に新聞教君がある。今から、六、七年前獨立獨歩の生活に入る爲、臺灣の警察官を志願し、見事選抜試験に合格し、渡臺以來こゝに六年有餘、教習所を出ると僅の俸給の中から殆どその半額を貯金し今日に及んだものである。昭和三年九月九日の便に「今日五日後漸く無盡が終り千圓といふ金が自分の手に這入りました、二ヶ年半來の希望が達せられ先生の農村青年に寄せられし歌の中の汗の千兩を貯めることが出来ました。社會的にはそれは小さな金には相違ありませんが裸一貫の自分に取りては實に汗の結晶で屋々汗の賜であることを尊く感じます。この金が將來必ずや自己の生活の安定となり保證となり愉快なることゝ存じてゐます。夫となり父となり行く家庭生活に於て不滅の燈ともなることゝ存じます」とある。實に痛快極まる覺悟である。しかも彼はその間修養を怠らず、昭和二年春には普通文官試験に合格し、更に部長試験には九十有名中より選ばれて首席を以て合格した。更に幾千の警官の登龍門たる警察官練習所甲種生の選抜試験に見事合格した。彼の前途は實に洋々たるものがある。今日、安月給取の青年の多くは頭といはず、腕巻といはず、白靴から赤靴まで洋服のはでやかさは更にもいはず風采ばかりは如何にも堂々たるもので色をあさり、酒に溺れ煙草から玉突まで遊ぶ方の研究には遺憾はないが、彼等には向上心もなければ進歩もない。何回受験しても常に落第ばかりである。彼等の言に「どうも近來健康がすぐれぬから」とは永年の通癖である。酒杯を捨てよ、煙草を吸ふを止めよ、圓本小説を放り出せ、頭を切れ、自己を見出せ自己の醜い生活からさめよ。爾を闇路に導くも爾を魔道に誘ふも、爾自らである事を覺らなくてはならぬ視よ小學校卒業したまゝで今日の地歩を創造しつゝある青年新聞君があるではないか。彼は享樂氣分のただよふ中に、酒色を斥け、煙草を遠け如何なる誘惑にも毅然として動かさず、自己の進むべき道に進みつゝある。例を遠くに索むるまでもない。彼は宇佐郡・安心院の出身である。眞に勤儉力行の好模範ではないか。

明治天皇御製

ともすればうき立ちやすき世の人の心の塵をいかで拂はん

#### 四、保 險



吾々の生活には、いつ思ひがけぬ災難が突發するかは、測り知ることはできぬ。この危険に對して經濟的に救済の保障を與へ、その損害を軽くするために多數の加入者が連帶してその損失を負擔する互助共済の經濟組織が保險なのである。

保險の種類には、生命保險、火災保險、海上保險、運送保險、徴兵保險等がある。政府の管掌する簡易生命保險は保險料の低額なると加入手續の簡易なることによつて多くの人が容易に之に入ることが出来る便益がある。之と殆ど同一趣旨である掛置年金の制度が此頃設けられた。掛金を年一回とか、二回とか拂込むと、相當年齢に達してから、一生涯毎年きまつた金を政府から受取ることが出来る仕組である。例へば十八歳の男子が年額十八圓十錢宛掛けて置けば五十歳に達してから毎年百二十圓宛受取ることができるのである。詳しいことは郵便局で訊ねればわかる。

保險にせよ、掛置年金の制度にせよ、人々の生活に安定を與へることは申すまでもないが、政府以外の會社經營のものは、その信用程度を十分に吟味して加入せないと、とんでもないめにあはされることがある。

### 五、生活の安定

衣食足つて禮節を知る。恒産なき者は恒心なしとは古い言葉ではあるが、味ふべきことである。吾々は常に思をこゝに致し一家生活の安定を保つことに心せなければならぬ。家庭に小言のたえまなきことも大抵生活問題が中心になつてゐることが多い。一家睦じくニコ／＼顔の生活は、一家不安なき生活状態からめばえて来る。人生の悲しみは家計の不如意から起ることが多い。大正十三年以降自殺者がふえ殊に家族心中が激増し、一ヶ年百五十件以上に達することであるが、多くは生活困難が原因してゐる。更に犯罪數の如き驚くべきふえかたである。昭和元年に於ては強盜四百二十二件、窃盜五萬九千餘件、詐欺一萬餘件であつたものが昭和十年には強盜一萬九千九百件、窃盜六十一萬七千四百五十二件、詐欺二十五萬三千三百三十七件といふ激増であるが、好んで罪を犯す者は少い。食ふに困つてやる者が大部分である。

吾々はましがひだらけの生活を改めて、合理的の生活を營むことに努め、常に一家生計の基を敷に置き、日常生活の向上を

圖る進歩と共に一層生計費の節約に注意し一錢を蓄ふることは、一錢だけ國富を増加する所以を理解し以て生活の安定を期したいものである。家富みて國榮ゆとは吾々の日常生活に於て、しばらくも忘れてならぬことである。

## 第八 保險と衛生

### 一、保健と人生

吾々人間の最も尊い部分は聖い魂である。こはいふまでもないが、その魂の働はその殿堂ともいふべき身体に由る外はない。身體の強健は精神を健全ならしめる所以であつて、日々活動の資源であり人生幸福の母である人生を明るく渡るも、闇にさまよふも、吾々の健否如何に在る、病弱者の多くは人を呪ひ世を呪ふも亦止むを得ざることである。ルソーは「身體は強健なるほど吾人に服従し、強健ならざるほど吾人は身體に支配さる」といつてゐる。

### 二、保健衛生と公衆衛生

1、疾病の豫防 病氣の發生するには二つの原因がある。一は病氣を起す直接の原因で、他の一つはその病氣に罹り易き素因即ち身體の状態である。コレラ菌や肺病菌でも體中に入つたからとて、十人が十人、感染するものではなく、罹り易い状態にあるものが發病するのである。傳染病以外の病氣に就いても同じ理であつて感冒性諸病の如きは身體のある部分が強く冷されること病原因であるが、皮膚が強い寒さに對する抵抗力の強い者は病狀を發しなすむ。随つて病氣の豫防方法は第一に病因を防ぐこと第二に素因を除き身體を健全なる防禦状態に進めることの二つである。

#### 第一の途は

1、水質改良 吾々の體の三分の二は水であつて、いはば一水囊である。市街地で計算すると一人一日五斗以上を要するといはれてゐる。不良水のしみこむ恐ある水は絶対に用ひてはならぬ。赤痢、チブス等の病原物の混入する場合も多いからである。



水質の改良を行つた處では一般に死亡率が著しく減少し健康長壽者が多いことを立證してゐる。クレチニズムスと云ふ白痴の一種は水質の不良なる地方に多いといはれてゐる。悪疫の流行時には不良水が最も多く病毒を傳ふる恐があるから注意すべきである。井戸が浅いか或は流水を使ふ地方では濾過器を用ふるか煮沸して用ふるがよい。

2、清潔の保持 農村に於ては仕事の關係もあるが不潔に陥り易いから、清潔の保持に力め特に青年は暇あれば箒を持つ習慣をつけたいものである。

3、飲食物に注意し暴食を慎み、酒類 煙草類は用ひぬやうにしたい。

4、其他住宅の改良下水の排除傳染性病者の處置等に注意し更に精神の過勞、又は房事過度は青年時代には病原になり易いから出来るだけ制慾攝生して豫防に注意したいものである。

### 第二の豫防

第二の途は身体を強健にし、病因に對する抵抗力を増進することである。先づ

- 1 第一の健康法としては朝夕新鮮なる空氣中に於て十分間体操及呼吸運動を爲し特に呼吸器を強くし、營養を進め且つ天候の變化に對する抵抗力を養ひ次に日々全身を冷水で摩擦し皮膚を鍛錬強固にすることが最良の方法である、皮膚の冷水摩擦は夏季より始め毎朝タオルを冷水に浸し、皮膚の赤色になるまで全身をこするのである。寒中に厚着して爐邊に親しむが如きは青年としては不衛生的である。日常の生活を規則正しく起床は五時か六時に定め、夜は十、十一時頃に臥することにし、仕事は精神的なると身体的なるとを問はず八、九時間を限度とし残りの時間は運動、修養休養に充つことにしたい。
- 2、公衆衛生 以上は主として個人衛生であるがお互共同生活者にありては、一人の不節制者の爲に、傳染病を發生せしめ公衆の迷惑をかけるが如きことがあつてはならぬ。吾々にはやゝともすればこの心得の缺一村若は一部落を全滅に歸せしむるが如き大事をひき起すことがある。されば個人衛生と公衆衛生とは密接の關係を有し二にして一なるべきものであるから十分の注意を要すべきものである。

### 三、傳染病の豫防

傳染病として最も吾人を苦しめてゐるものは、赤痢、腸チブス、及コレラである。共に急性の消化器系傳染病である。近年はその流行も少くなつたが、一、二十年前までは、赤痢の如き一年間に全國十數萬人の患者を出しコレラも以前は一朝病毒が侵して來ると殆ど全國にひろがり一、二十萬人の患者を發生したことをへある。近年公衆衛生の發達と共にその數に於て著しく減少したが今なほこの害を蒙ることは少なくないから、互に相戒めて病毒の根絶に努めなければならぬ。

これら傳染病の病原は、それ／＼の細菌であるコレラ菌は我々の毛髮一本の横断面即ち切口の直徑に並べて見ると約二百個位並ぶ程小さい。故に蚊蠅の肢などに都合よく附着する場合には數十萬個を算し得る程である。この細菌は適當の溫度營養物及び水分があると盛に繁殖する。例へばコレラ菌の如きは二十七分間に二倍になる。假に三十分間毎に二倍、一時間に四倍に殖えるすれば、六時間に四千倍、十二時間に千六百萬倍、二十四時間に二百五十六萬倍になる計算であつて、その強大なる繁殖力は實に意想外である。發病の素因については、個人の素質、最も多きは腸胃の異狀又は弱點を有する場合が感染し易いと考へられる。その他この三病の流行は土地の狀況が大關係を持つてゐる。第一、水質の不良、下水の排除不全、不潔なる土地は流行し易い。之に反して水質良く土地高燥清潔なれば、流行に至らずして終熄するものである。

傳染の機會は飲食物である。飲食物を病毒に汚染せしむる原因には種々あるが、最も注意を要すべきは飲用及び使用の水にある。水は用ふる量が多いために、病毒混入の恐ある不良水が世間に多いからである。又魚や野菜等に病毒が附着して居て直接に又間接に吾々の飲食物に病毒を混入することがある。その他蚊蠅の類が病毒を食器上に運び行くこともあり、不潔物を扱ひたる婢僕又は家人の手を介して水、食物、飲食器具を汚染せしむることもある。病原菌は赤痢では大便中に、チブスでは大小便中に又コレラでは吐瀉物中に無限大の多量に排泄せらるゝから若し疑はしき患者ある家にては早く患者を隔離し、日々注意して排泄物を嚴重に消毒しなければならぬ。吾々の知る處では、本病をかくし會葬飲食等によつて一死亡患者より忽に數十人に



働かせしめた例が少くないから十分に注意すべきである。

豫防法としては、水に注意する、住宅内外の清潔に努めることが大切である。一面平素消化器の攝生に注意し、殊に夏秋の季節には不消化の食物、前日の調理にかゝる食物、不熟の果物等を選び、魚類、野菜類等は、調理前十分に洗ふことである。而して煮るか焼くとかして生のまま食せざるやう注意し、蚊蚋等の多い處では蓋をして防ぐがよい。水質不良の家に於ては生水は絶対に飲用せざることにしたいものである。不幸にして自家に疑はしき症候を發したる者ありたるときは、速に醫師の診斷を受け、かりにもかくしてはならぬ。かくしたるに、家族に傳染し、延いては附近部落に傳はりたる例は多い。故に直に傳染病院なり又は相當の設備ある避病舎に入れて治療の安全を圖らねばならぬ。早く初期に於て十分の手数を盡したならば七八割は治癒の望みがあるといはれてゐる。即ち患者の幸福利益と家族の安全を圖る上に於て大切なるのみならず、近隣に對して又廣く云へば其の地方の民衆に對する公德上入院隔離せしむることは是非とも斷行せねばならぬ。

全治後と云へども當分病菌を排泄するものであるから、醫師より注意の有無にかゝらず、赤痢、コレラの時は十日以上、チフスの時は三十日以上、排泄物を別にし之に十倍の石灰乳(生石灰一分を水九分に混ぜ乳状としたるもの)を排泄物の四分の一以上又防疫用石炭酸(二十倍の)なれば同量以上を注加して能くかきまはし、翌朝まで放置して便所等に棄つるやうにせねばならぬ。尙患者のねまき肌着類は別に消毒的洗濯を行ふ等總べて患者に準じて取扱ひ本人自らも他との交通を遠慮すべきである。右の外パラチフス痘瘡、發疹チフス、猩紅熱デフテリア、流行性腦脊髄膜炎、ペストを傳染病としてある。コレラや赤痢と同じ注意を以て扱はねばならぬ。結核病、癩病、トラホーム、花柳病等も恐るべき悪性の傳染病である。

結核療養所を設け、古物の消毒を行ひ、唾壺を備付、檢診を爲し、湯屋、理髮屋に於て手拭の貸借を禁じ患者用の洗面器を異にする等はこれら病毒の傳染を防ぐためである。

花柳病は青年に特に、戒むべき病症であつて、多く不潔の交接より傳染する。一度本病に冒さるれば容易に治癒せない。近時姪賣婦が農村にまでくひ入り、病毒を青年に傳播し延いては、農村處女の風儀を紊す傾きあることは如何にもがくしき

ことである。相共に行狀を慎しみ注意したいものである。

國家の衛生施設に對する事務を分ちて、醫藥行政及保健行政の二つとする。前者に於ては、醫師、藥劑師產婆、看護婦、按摩、鍼灸術業者等の資格に關することより藥種商、製藥業者、賣藥業者の免許に關すること等について取締をなすのである。後者に於ては水道、下水道、汚物掃除、傳染病豫防、種痘、飲食物の取締、未成年者の喫煙、及び飲酒の禁止、墓地、火葬場の取締等の外、衛生に關する展覽會、講話會等を催しポスターを頒つ等種々の社會施設を爲すのである。

#### 四、體育施設

吾等は衛生に注意して健康の保全を圖ると共に、進んでは體育施設を完備し運動を盛にし、以て身心を鍛ひ、國民体位の向上を圖り、旺盛なる活力と剛健なる土氣を養ふことが大切である。本縣聯合青年團が年々體育大會を開き、各種の運動競技を獎勵する所以も亦全くこゝに存するのである。我が國民中には運動嫌の者が多くその運動精神をよそにして運動競技の末を批難する者の多いことは、甚だ遺憾とする處であつて、その方法は漸次良きに改め、老も若きも相携へて運動を盛にし年長するも若き老人として社會國家のためにわかくしく働きたいものである。

### 第九 産業組合

#### 一、産業組合

小さい力でも集むれば、大きい仕事ができるといふことは、見易きことである。差業組合はこの理により小資本の者を以て組織し、共存共榮の精神に基き、物質上及び精神上の團結の力に依り組合員の産業及經濟の發達を圖り、各自の生活狀態を改善するために設くる公益團體である。

#### 二、産業組合の種類



産業組合には其の設立の目的によつて次の四種である。

- (一)信用組合 組合員に必要な資金を貸付け又は貯金の便宜を得させるもの。
  - (二)販賣組合 組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却すること。
  - (三)購買組合 産業又は経済に必要な物を買入れ之に加工若くは加工せずして又は生産して組合員に賣却すること。
  - (四)利用組合 組合員をして産業又は経済に必要な設備を利用せしむること。尤も利用組合では、電気設備、水道、浴場種畜、乾糶装置などは公益上、公衆衛生上或は産業上組合員外にも利用させることが勅令を以て定められてゐる。
- 尙産業組合は農業倉庫業の經營をなすこともできるのである。

要するに産業組合は組合員に資金を低利に供給し、貯金の便利を與へ、或は生産物を整正統一して廣く有利に販賣し、其の原料又は日用品其他經濟上必要な物を有利に供給し或は工場倉庫を設備し、又は産業に必要な機械、器具を利用せしめて生産費の低減及び品質の改良を圖り、又住宅電燈の如き經濟に必要な設備を利用せしめて生活の改善を圖る等諸種の事業を行ふのである。しかし之が事業のよくなる否とは組合員が各信用德義を重んじ勤儉力行以て其の業に従ふか否かにある。今日全國一萬二千有餘を算する各種の組合が其の成績が思はしからぬといふ事はつまり各組合員に信用德義の缺けてゐるに基づくものである。この點はお互青年は最も注意しておかねばならぬ。尙組織に依り區別すれば次の三種となる。

- 一、無限責任組合 組合財産を以て其の債務を支拂ふことができぬ場合に於て、組合員全員が連帶無限の責任を負ふ組合である。
- 二、有限責任組合 組合員全員が其の出資額を限度として責任を負ふものである。
- 三、保證責任組合 組合財産を以て其の債務の支拂ができぬ場合一組合員の全員が其の出資額の外以定の金額を限度として責任を負ふものである。

### 三、産業組合の要素

産業組合には (一)共同の目的を以て集る人即ち組合員 (二)事業の經營に要する資金 (三)事業の管理に當る機關 (四)これらの關係を規定せる定款を要するのである。

#### (一) 組合員

- (イ)組合員の資格。出資一口以上を有する者であれば何人でも組合員たることができる。
- (ロ)加入及脱退

(甲)加入、無限責任組合に加入するには總組合員の同意を要する。

有限責任組合及保證責任組合に加入するには組合の承諾を要する。

#### (乙)脱退

##### (一)任意の脱退

- 1 豫告脱退 組合員は一定の期間内に豫告して事業年度の終に脱退することができる。豫告期間は普通六ヶ月である。

- 2 讓渡脱退 組合員は組合の承諾を得て持分の全部を讓渡したるとき脱退することができる。

##### (二)法定脱退

組合員の意思によることなく一定の事故の發生により法律上組合を脱退するといふのである。法定脱退には組合員の資格の喪失、死亡、破産、禁治産及び除名の五種がある。

#### (ハ)組合員の權利義務

##### 甲、組合員の權利

- (一)持分に對する權利。持分とは組合財産に對し、組合員の有する權利義務をいふので、持分の拂戻及び組合員が解散したるとき餘財の分配を受くる權利である。



(二) 剰餘金に對する權利。剰餘金とは毎事業年度の終に於て、總益金より總損金を差引きたる殘額をいふので、組合員は定款及び總會の決議に基きて、その配當を受くるの權利を有する。

(三) 總會に對する權利。總會の議決權、總會開會の請求權及び決議取消の請求權等である。

#### 乙、組合員の義務

(一) 出資に關する義務。出資は組合員の組合に對する義務であつて、組合員は必らず出資一同以上(三十口を超えない定)を有し法令及定款に従ひ之を拂込まねばならぬ。

(二) 損失分擔に關する義務。組合に損失ありたるときは、その組織の區別によりて夫々損失を分擔するの義務がある。

(三) 新加入者の義務。新に組合に加入したる者は加入前に生じたる組合の債務についても責任を負擔する。同時に加入前に於ける組合財産に對する利益を享有するのである。

(四) 脱退者の義務。無限責任組合及び保證責任組合の組合員は組合を脱退したる後でも二ケ年間は尙其の責任を負擔する義務がある、これ組合債權者を保護せんが爲である。

#### (二) 産業組合の資金

1 出資金 組合員は定款に従ひ出資の拂込をせねばならぬ。この拂込みたる出資金は組合の資金である。されば組合に於ては組合員をしてなるべく早く出資金の拂込みを終らしむることが大切である。

2 積立金 積立金とは準備金及びその他定款に於て定めたる各種の積立金をいふのである。準備金は法律の規定により一定の金額を積立ておき組合に損失ありたる時、それに充つべきものである。準備金の額は、出資總額以上に定め、これを定款に規定せねばならぬ。

3 借入金 出資金又は其の他の資金を以て、事業をするのに不足の場合は、産業組合中央金庫又は信用組合聯合會より資金の融通を仰ぎ、其の不足を補ふ要がある。尙日本勸業銀行及び農工銀行等よりも借入上、特別の便利がある。さりながら漫然に借入金を爲すは組合の基礎を危くするものであるから毎年總會に於てその年度に於ける借入額の最高限度を議決する定めである。

4、貯金 貯金は信用組合の資金中最も重要なものである、されば組合員及び家族團體等の貯金を奨励し、更に之を組合員の資金に供給し、組合事業の發達を圖るべきである。

#### (三) 産業組合の機關

組合の意思を決定し、權利義務を行使せしめるため、總會、理事及び監事の三機關を規定してある。

總會は組合の意思を決定する機關であるから意思機關と稱し、理事は法律、定款若は總會の決議により與へられたる權限内に於て業務を執行する機關であるから執行機關と稱へる、監事は以上兩者の間に立つて法律の規定により執行機關の行爲を監査する機關である。

以上は法律上の機關であるが、この外信用組合に於ける信用評定委員、販賣組合に於ける物品検査員其他事務員等の如き補助機關を置くことができる。

#### (四) 産業組合の定款

法人たる組合は如何なる目的を有し、如何なる組織方法によつて活動し、如何なる場合に解散するかの如き重要な事項は豫め組合の設立者に於て議定し置くことを要する、この議定書を定款と名づける。

定款に記載すべき事項は 一、目的 二、名稱 三、組織 四、區域 五、事務所 六、出資一口の金額及び其の拂込方法 七、第一回の拂込金額 八、剰餘金處分及び損失分擔に關する規定 九、準備金の額及び其の積立の方法 一〇、組合員たる資格 一一、組合員の加入及び脱退等 二十一項目に及んでゐる。

#### 四、産業組合の聯絡

#### (一) 産業組合聯合會



各個人相集りて産業組合を設立すると同一の趣旨により各産業組合相集りて更に大なる團結を作り、その團結の力によつて産業組合の効果を一層發揮するものは産業組合聯合會である。この聯合會にも信用、販賣、購買、利用の種類があるが目的は産業組合と同様であつて設置區域は普通道府縣内を以て單位とする。

(二) 産業組合中央會

産業組合や産業組合聯合會の普及發達と聯絡を圖る目的を以て全國を通じて、一個の産業組合中央會がある。

五、農村と産業組合

産業組合は地方農村の金融を助け、其の生産を保護し貯蓄を奨勵するに重要な機關であるから今後の農村の經濟狀態に於ては特に其の必要を感じる、低利無擔保で、資金を融通し、肥料、種子、農具等の購入若は副業による生産品も有利に賣りつけることができる。

六、組合員の心得

組合員の信條としては、徳義第一でなければならぬ、すべてが信用を基として成立してゐる團體であるから、組合員にして徳義を重ぜず借りた金をも期限通りに返さぬやうのことがあれば早速運轉が止まることになる。今日事業不振の組合、更に解散の止むなきに立到れる組合は、多くは徳義を重ぜぬ所謂責任感なき當事者及び組合員の齎らした罪果といつてよい。設けることはさまでむつかしいことではないが、之を維持し眞の目的を達するといふことが至難事である。大に注意と警戒を要するのである。



修身公民講座

第四



## 第一 昭和元年十二月二十八日踐祚後朝見ノ儀ニ 於テ賜ハリタル勅語

### 一、大正天皇の崩御と今上天皇陛下の御踐祚

大正天皇は天性至仁至慈にわたらせ給ひ、明治四十五年七月三十日明治大帝の遺烈をついで大統をうけさせられ、御父君陛下の大御心を心として政治をみそなはせたまひ、萬民悅服御聖徳をたゞへまつりてゐたが、大正十一年久しきにわたる御いたづきの爲に大政を親らせさせたまふことがかなはせられず、皇太子裕仁親王を攝政に命ぜられ、専ら御保養につとめさせられた。國民は天地神明に祈願しわけても、皇后陛下にはひねもすよすがらの御みどり一日とて安き日とてはなく、只々御本復の目をのみ待ち奉りてゐた。その後の御容體とかくにすぐれさせたまはず、今日は明日はと楽しみまつりしかひもなく、八千萬國民の赤誠も、神明の加護も遂に空しく、大正十五年十二月二十五日午前一時二十五分おかくれ遊ばした。誠に誠にうたてくかなしきかぎりである。

皇太子殿下には先帝おかくれあそばすと同時に皇室典範第十條に、

天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク とあるによつて御涙の中に御踐祚あそばしたのである。踐祚といひ即位といふは同一の義であるが後世に至つて二つに分れて即位の儀禮は後に行はれることになつたのである。

今上天皇陛下には大正十五年十二月二十五日御踐祚あそばされ、即位の儀禮は昭和三年十一月十日に行はれたもので、踐祚はその事實についていひ、即位はその御儀式について申すことゝなつたのである。

### 二、朝見ノ儀

天皇として文武官を召させられ初めて臣民に莅ませられる御儀式であつて極めておごそかに行はせられるとのことである。



勅語の第一段には

### 三、謹 解

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ奉修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

天皇陛下には、皇祖並に御先祖方のたふさきけだきお力により、萬世一系の御位をおうけつぎあそばし、大日本帝國をお治めになられる大權をおすべになることとなつて、茲に踐祚の式を舉げさせられた帝國憲法、皇室典範等の舊章にしたがはれ、御先祖の御徳をのべ修め御先祖方の遺されたる帝業をむなしく失ふことのないやうに致したい、この御旨を仰になつたものである。

我が國民道徳の大本は、御先祖を大切にすることにあり。皇室躬からお手本をお示し下さることは、我等國民として、最も深く考へなければならぬことである。神武天皇が國內をお定めになられたる後、靈時を鳥見山に立て皇祖天神を祀つて大孝を申べさせ給ひ、其後御歴代の天皇も、皇祖皇宗を尊ばれてお祭の禮を厚うせられ、わけても明治天皇は都を東京に奠めさせらるゝに際し皇城内に新に賢所皇靈殿、及び神殿をしつらへたまひ、年々の祝祭日には、お祭をおごそかに、とり行はせられるのである、今上陛下が御踐祚後初めて勅語に於て第一に、皇祖皇宗の御威靈に頼りとのらせられ、先徳をのべさせたまふ旨を仰せられたことは誠にありがたい極みである。吾等國民は、大御心を心として毎朝必ず皇祖並に明治神宮、を遙拜し、産土神社、自己各の先祖に禮拜し、更に父母長上に對し挨拶を怠らないやうに實修致したいものである。

口そゞぎ、手あらひ神を先づ拜む、朝の心を一日忘るな

勅語の第二段には

惟フニ皇祖考聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ輝カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセ

リ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ適チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス速ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ衝ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯就業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

皇祖考明治天皇は、すぐれてかしこくおはしまし、文武兩道をかねそなへたまひ、天津日嗣の帝業を延べ弘め、國內に在りては文教を盛にし臣民の智徳を進め、海外に對しては武功を輝かして帝國の地位を向上せしめたまひ、明治二十二年の紀元節にはいつまでも輝きわたる所のおきての大本たる大日本帝國憲法を御發布あそばされ、世界に比びなき我が國體をして一層その基をかたくせられたのである。

皇考大正天皇は帝王としての正しき御心の御修養に勉めさせられ、明治天皇の明をつがせられんと御心高く持したまうたのであつたが、御踐祚後内外事しげく、深く大御心を悩ませられたため、大正九年の頃から御病氣ならせられ大政をみそなはすことができないやうになられたので、今上陛下には大正十年十一月廿五日攝政の任におつきあそばした然るに大正十五年十二月半頃より御惱がだん／＼と進ませられ、十二月二十五日おかくれになられた。誠にかなしき極みであるたゞ皇位は一日も之を空しくすることができず、よろずの政治は一日も之を廢することはできぬ。かなしみいたみをいだきながら茲に御踐祚あそばしたわけである。しかも

陛下は極めて御謙遜なる御言葉で以て自分は徳寡く識薄き爲に、皇祖考及び皇考の御遺業をうけついで或はその重きやくめをせをて行くことができるかどうかと深く心配にたへぬと仰になられたことは、おそれおほいことである。

勅語の第三段には

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ヲ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

近來世のありさまは、段々どうつりかはり萬事いりこんできたため思想問題の如き個人を主とするもの社會を主とするもの



の等境遇によつて其趣く所舍つる所を異にする者があり經濟問題の如きも資本家本位に立つもの、勞働者本位に立つもの等立場々々によりて利害を同じうせざる者を生じ爲に人心時に一致せざる事があり産業も亦動もすれば不利に陥る虞があるがよろしく境遇や立場を離れて眼を國家の大局に注ぎ國を擧げて一體となつて共存共榮の目的の下にいると工夫し國の大本を養つて、しつかりと動かないやうにし以て、民族のかぎりなき繁榮を圖りたい。かくして國運の隆昌、人民の幸福を旨としたる明治維新の大いなるはかりごとをあらはすやうにつとむべきであるとの仰せと拜察する。近時歐米の思想にかぶれ我が民族の特長たる節操、義烈、犠牲的精神等漸次うすらぎ、近くは相當思慮ある青年學生にして國体の尊嚴を忘れたるかの如き不心得者あることは、かへすくも遺憾至極である。幸に我が大分縣には、かくの如き無節操漢の出ないことは一に青年思想の健實さを物語るものではあるが、將來一段と眞面目なる態度を持し青年相互に相警めて時弊に陥らぬやう細心の注意をはらひたいものである。

勅語の第四段には

今や世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ覽ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

今日世の形勢は萬國の事象が彼此いりくんであるが其の間に疏通の道が開かれ又新ならんとするの機運に出會つてゐる現代の文化は盛なる地位に進めるの觀があるが尙改め伸ばすの時期に達してゐる、而してこの會通更張には一定の主義方針が必要である。我國の國是即ち政治の大方針は日に進むこと日に新にすることにあり。但しその進むといふはものし、むしや的であつてはならぬ、又その新にするといふもたゞにうちこはしめものであるであつてはならぬ。博く内外の歴史を觀審に利害得失のあとに顧みて進むには順序を追ひ新にするにもその中正を失はないやうに心を用ひなければならぬ。

日に進み日に新にすることは、明治維新以來國是であつてかの五箇條の御誓文は全くこの大精神をあらはされたものと拜察いたすのである。前段にのせられた明治維新の宏謨を顯揚せんと仰せたまはつたのも、此大御心を拜しまつるので

ある。我等若き者は常に日進日新の國是を念頭に刻みて、若き時代を最も有意義に最も有効に送ることが願ふ大切な心掛である。この時代に於てフタクに日を送り他日悔を遺すやうなことがあつてはならぬ。若き時代は夢のまで日進日新の修養こそ將來偉大を成す昭和青年の目標であつて、若き聖太子の大御心に副ひ奉る所以と信ずる。

いとされし風の如くに若き日の

心かるくもびさりしかな

勅語の第五段には

夫レ浮華ヲ斥ケ實實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセント是朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ不顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ不承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎勵シ億兆臣民ト共ニ天壤無窮ノ實祚ヲ扶翼セヨ

うきくしたる気分や、はでやかなる暮し方をやめて、まじめに質素を旨とし、徒に他にものまねをすることをよして自ら工夫創造することに勉めなければならぬ、そして日に進むの機運に乗じ、日に新にするの方針を以て更張の時期を開き人心まじく別れるやふの事なく、同心一体となり、民衆の風俗うちやはらぎて争ふことなく、親疎の差別をなさずして一様平等に之を取扱ふの仁政を敷き、且外國人に對しては四海同胞の親しみを以て、交を厚くすることは、平素切に望む所であつて大に明らけき明治天皇のみをしへを一層明にし、更に明治天皇の宏謨をおうけつぎあそばした先帝の御志を繼せ給ふ所以もこゝに存するのである。

局に當る者は陛下の大御心のおはします所を體得して明治天皇及び先帝へお仕へ申した誠心もて陛下を御輔け申し、陛下の御事を勧め願ひ、億兆臣民と共に天壤無窮の實祚をお助け申せよとの仰せである。

本段の最初にのせられたる



「浮華ヲ斥ケ、質實ヲ尙ヒ」との大御言葉は我等若き者は特に注意したいと思ふ。何事にもめあたらしく、どうかすればうはつてうしに走り質の善悪を吟味する暇なく外面美にふみまよひやすい時代であるから、つよくまじめに生きる覚悟が大切である。剛健質實は浮華の悪魔を追拂ふ金棒であると信ずる。

「模倣ヲ戒メ創造ヲ励メ」の十大文字は、我等若き者は寢食の間も忘れてはならないことと思ふ我が國民の最大缺陷はこの大御言葉に盡されてゐるやうに拜察致すのである。

米國ニューヨーク發行のカーレント、ヒストリー誌上に次のやうな記事がある。

「日本人は西洋人の眼から言ふと個人として能率が乏しく、物を學ぶに遲鈍であり獨創考案の才なく何事も手を取つて導かねば出来ない人間である。其癖自惚心が非常に強く特に近年はそれが著しくなつて云々」と無論あたつてゐない批評もあるが「獨創考案の才なく何事も手を取つて導かねば出来ない人間である」とは今後の吾々は心に考へねばならぬことと思ふ。何れの職業にしても模倣ばかりでは進歩向上は望まれない。自己の力により研究創造する所に改良ができ發達がともなふものである。今日農村の疲弊、都市の行きつまりも、その産業に對し經營に對し工夫創造の足らざりしことが多きにあることが考へられる。彼を思ひ此を思ふとき「模倣ヲ戒メ創造ヲ励メ」の御勅語は誠に深く心根に徹しありがたく尊い極みである。

## 第二 國際聯盟離脱に關する 詔書

我國は、昭和八年三月二十七日、國際聯盟離脱の通告を爲すに方り、畏くも大詔を渙發せられ、帝國の嚮ふ所を明にせられたことは、誠に感激の極みである。本縣に於ては御詔書の奉體方に關し、次の訓令及び通牒を發せられた。吾等國民たる者は協力一致して之が實行に努め、御聖旨に副ひ奉るやう、日夕努力致さねばならぬ。

### 一、非常時國民運動ニ關スル訓令

#### 大分縣訓令第十號

警 察 署 市 役 所 町 村 役 場

公私立中等學校 小 學 校 實業補習學校

公私立青年訓練所

謹ミテ惟フニ我カ帝國ハ、今時國際聯盟ヲ離脱シタルニ際シ茲ニ昭和八年三月二十七日、畏クモ優渥ナル、大詔ヲ渙發セラレ、帝國不動ノ國策ヲ樹立シ世界ノ平和ヲ永遠ニ確保スヘキヲ昭示シタマフ。聖慮深遠誠ニ恐懼感激ノ極ニシテ、實ニ我カ外交史上ニ一新紀元ヲ畫シタルモノト謂フヘシ。

今ヤ我國内外ノ事態ハ極メテ重大ニ國歩頗ル艱難ニシテ方ニ舉國振張ノ秋ナリ。上下一体、聖旨ヲ奉體シテ國難ニ當リ、特ニ關係ヲ指導教化ニ有スル者ハ卒先躬行其ノ範ヲ示シ、大ニ綱紀ヲ張り、嚴ニ荒怠ヲ戒メ、固陋ノ偏見ニ囚ハレス、矯激ノ思想ニ惑ハス、質實剛健以テ之ヲ念トシ、堅忍持久以テ之ヲ行ヒ、宜シク自力更生ノ意氣ヲ以テ、國民精神ヲ振作スヘシ而シテ「文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協贊邁往以テ此ノ世局ニ處シ」ト宜ハセラレタル、聖意ヲ奉體シ、牢固タル國民信念ニ因リ、全身全靈ヲ傾倒シテ、時難ノ匡救ニ善處スルヲ要ス。當事者能ク如上ノ趣旨ヲ體シ居常非常時ニ處スルノ覺悟ヲ以テ、共働共勵難局ノ打開ヲ策シ同心協力其ノ目的ノ達成ニ努メ、進ミテ國運ノ進展ニ貢獻シ以テ聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ。

昭和八年六月十六日

大分縣知事 田 口 易 之

### 二、非常時國民運動ニ關スル通牒

社第一、一二七號

昭和八年六月十六日







- (三) 時局ニ關スル訓話
- 1、非常時ニ於ケル各種團體ノ使命ヲ体得セシメ、各々本務ノ遂行ヲ強調シ、統後ノ責任ヲ完ウセシムルコト。
  - 2、國際關係ヲ明ニシ世界ニ於ケル日本ノ地位ヲ諒得セシムルコト。
  - 3、時局座談會ヲ開催スルコト
- (四) 体育ノ獎勵
- 1、國民保健体操ノ家座化ニ努ムルコト
  - 2、機會ヲ利用シ集團ゲーム、体操、遊戯等ヲ行フコト
  - 3、衛生講話會及映寫會ヲ行フコト

月二十	月 一 十				月	
廿五日	廿九日	廿三日	廿二日	十日	三日	十七日
大正天皇祭	帝國議會召集	新嘗祭	令旨奉戴記念日	國民精神作興詔書下賜	明治節。体育日	神嘗祭
國旗	(明治二十三年第一回。昭和十一年五月第六十九議會)	國旗	(大正九年)青年記念日	(大正十二年)	國旗。拜賀式。賀詞	國旗。
					教育勅語下賜	國旗。
					(明治二十三年)	

十	月九	月七	月六	月五	月 四		月 三		月 二					
十三日	廿三日 (四)日	三十日	一日	十日	廿七日	十七日	三日	廿七日	二十一日 (二)日	十四日	十日	六日	十七日	十一日
戊申詔書下賜	秋季皇靈祭	明治天皇崩御	青年訓練所創設記念日	時の記念日	海軍記念日	天長節	神武天皇祭	詔書下賜	春季皇靈祭	五ヶ條國是宣布	陸軍記念日	地久節。母の日	新年祭	紀元節 憲法發布
(明治四十一年)	國旗	(明治四十五年)	(大正十五年)記念講話	記念講話	國旗(明治三十八年日本海々戰)	國旗。拜賀式。賀詞	國旗	(昭和八年)國際聯盟離脫ニ關シテ。	國旗	(明治元年)	國旗。奉天占領(明治三十八年)記念講話	國旗。母の日。婦人會。女子青年團の會合。賀詞(同前以下略)		國旗。拜賀式。賀詞(憲法發布明治二十二年)



- 4、各種團體ニ於テ適當、方法ヲ講シ身體検査ヲ行フコト
- 5、衣食住ノ改善ヲ圖ルコト

## (五) 團體的行動ノ訓練

- 1、戸主、主婦、男女青壯年ヲシテ拜賀式等ニ參列シセムルコト
- 2、時間勵行、會場ノ出入、着席及聽講ノ態度等集會作法ヲ訓練スルコト
- 3、會場ニ於テハ脱帽、禁煙セシムルコト
- 4、各種團體ニ於テ短期間ノ宿泊講座ヲ開キ起居寢食ヲ共ニスルコト

## (六) 公共的運動ニ對スル協力ノ獎勵

- 1、公民自治ニ關スル講演會ヲ開催スルコト
- 2、誓約、申合等ヲ設ケ法規ノ嚴守ニ努ムルコト
- 3、託兒所、乳兒保護及授産事業等ノ社會事業ニ協力スルコト

## (七) 風紀ノ肅正並生活ノ緊張ニ關スル協同的行動ノ獎勵

- 1、公衆作法ノ講話會及講習會ヲ開催スルコト
- 2、豫算生活ノ普及徹底ヲ期スルコト
- 3、實生活ノ弊習ヲ調査シ之カ改善ヲ圖ルコト
- 4、各種協同組合ヲ獎勵スルコト
- 5、國産品ノ愛用ヲ奨ムルコト

## (八) 困苦缺乏ニ耐フル訓練

各種團體並家庭ニ於テ適宜ノ方法ヲ講シ勤勞尊重ノ習慣ヲ養フコト

## (九) 警備並防空ノ訓練

- 1、大衆會合ノ機會ヲ利用シ、壯年團員、青年團員等ヲシテ非常警備ノ訓練ヲ爲サシムルコト
- 2、燈火管制ノ完全ヲ期スルコト
- 3、國防及新兵器等ニ關スル講演會ヲ開催スルコト

## (十) 銃後ノ活動ニ關スル訓練

- 1、軍人家族ノ慰問弔慰及勞力援助ヲ爲スコト
- 2、出征軍人ノ送迎、慰問ニ努ムルコト

## 國民日行

## 1、挨拶

朝起きたならば、家族の人たちにお目にかゝつた處で「お早うございます。」と挨拶する。  
顔を洗ひ口すゞぎ容姿をととのへてから。

## 2、遙拜。禮拜。

○皇大神宮。「皇大神宮のおほまへを、謹み畏み遙にをろがみたてまつる。」と稱へ二拍手最敬禮。

○明治神宮皇居。「明治神宮皇居のおほまへを、謹み畏み遙にをろがみたてまつる。」二拍手最敬禮。

○産土神社。「産土神社のおほまへを、謹み畏み遙にをろがみたてまつる。」二拍手最敬禮。

○祖先御靈。「謹みて祖先のみめぐみに感謝し奉る。」と稱へ、合掌禮拜する。

## 3、濕布摩擦、國民保健体操(五分鐘)

我が國民は何一つ家庭運動を持たぬ、金、名譽だ、権力だ、着物だど、かなり、やかましい家庭は多いが大切な健康には無頓着であつて、体操や運動も學校かぎりであるから短命である。今日家庭改善の第一歩はどうしても家族の健康より出發せ



なくてはならぬ。

#### 4、食 事。

母親から「おあがりなさい。」の挨拶があつたならば、一同父母に向つて「いただきます。」と挨拶して箸をとる。すんだならば「御馳走になりました。」と挨拶して退座する。

#### 5、仕 事。

自己に與へられたる仕事に對し、全身全靈をつぎこんで懸命に働く。享樂主義であり遊山氣分であつてはならぬ。全く生活の遊戯化となる、かくして思想界にますます悪化の暗影を投ずることにもなる。

#### 6、就 寝。

○口すゝぎ歯を磨く。齒磨粉を用ひ、きれいにする。朝は粉は用ひない。

○祖先御靈、謹みて祖先のみめぐみに感謝し奉る。「合掌禮拜。」

○父母長上家族に對し「おやすみなさい。」と挨拶して床に入る。今日お互の家庭には、この日行を持たぬものが多い。所謂神なき家、佛なき家、先祖なき家である。やがて國家なく天皇なき國民に墮して行く。忠といひ孝といひ、何れの道徳もその修養は行である。行をよそにして、道徳的修養はできるものではない、聲をからして、思想善導國民精神の涵養を叫んで見た處で、家庭に於て、この日行を持たないかぎり、全くの空論に終るのである。この日行を基として、國民精神の作興を期しなければならぬ。

### 第三 青年の抱負

#### 一、偉人の青年時代

福澤先生は、我が大分縣の産んだ偉人で、明治文化のさきがけをなし、外國文明を我國にとり入れた大恩人である。あま

り豊でない家庭に育てられたが、人一倍子供思ひの母親は「人が何といはうと、自分さへ高く潔い心を持つてゐればいゝのだ」と力つよくおしへられてゐた。子供たちはこのたふといお母様のみをしへを心から重じて、只一心に自分の心を磨くことを忘れなかつた。他日先生の主義である「獨立自尊」はこの「自分さへといふ」たふとい教訓から芽ばえしたものだと思はれる。十歳ばかりの頃、お母様と中津町をあるいてゐた時、日の暮方顔冠で顔をかくし酒徳利を片手にした男を見つけ「お母様あの男は一體何者でせう」あれは貧乏なお士ですよ「貧乏な士は誰でもあつしてお酒やお米を買ひに行くのですか。なぜ恥づかしいのだそんなことが恥づかしいやうで、立派な士といへやうか、如何に今日貧乏な士だといつても、明日は天下の大名になるかも知れないのだ……」

お母様は諭吉の孝心と器用とに涙を流して喜ばれた。その後器用な手つきで下駄の内職をしてお母様を助けた。だん／＼技がうまくなるにつけ刀劍の細工までするやうになつた。他の子供たちのやうに、あまりとびまはりはせなかつた。

二宮先生は、金次郎の昔十四歳の時、父親が御佛の前で「御先祖のお骨折で買求めた田畑を病のためとは申しながら人手に渡しましたことをおゆるし下さい。」と存にお詫してゐるのを次の間から聞いて、「之から俺が奮發してお父様を安し申さねばならぬ。」と大決心をしたのであつた。

偉人の青年時代に共通の點は、多くは貧乏で物質的には恵まれてゐないのが、心が練でねぢけた氣分がなく、感激性に富み特に母親の感化の極めて大きいことが窺はれる。感激性はよほどの、のろまでないかぎり誰にももちあはせてゐるが、多くの青年は一時的である。

大空にやけつゝをどるうつくしき花火に似たり若き心は

十中七、八までは大抵之である。だから涙を流しても心をくひしばつても、腕を扼しても更に効果はない。その感激を永久に持続し得る所に偉人の面影がしのばれる。よしんば偉人たらずも何か一仕事成し得る性根魂はその感激の持続性によつてうらなふことができる。



## 二、青年の特色

骨や筋肉の發育、心臓の活動が一段と旺となり、腦が發達し、その他感覺諸器能に著しい變化が起る。それが精神上の變化と爲り、想像力は旺盛となり情熱がもえしきるやうになる。男女の特性があらはれ所謂第二の誕生をなす時である。身體の諸機關が著しい變化を來たすと共に、精神も亦動物性から人間性に生れかはる時であるから、眞に人を作る教育は之から出發せなければならぬといはれてゐる。要するに青年は前途洋々たる希望に充ち、はちぎれさうな元氣の持主であつて自己改造の時期であり、建設への道程である、光明と暗黒との迷路へ立てるの時であり、善惡兩道の分岐路へさまよへる時である。吾等若き者は常に自ら省みるどころがなくてはならぬ。その第一は自己の才力を頼み一人えらがりきめこむ時である、あれが何だ、あれ位のことには誰にもできる、かういふ氣分にはまり易い。第二他人の忠告、助言を省みない。自分免許でやつて行かうとする。そこで他人の煽動にのりやすく、うはつてうしになり易い他人の忠告助言に耳を傾ける青年は必ずや將來爲す有るの士である。第三獨立を愛し自主を好む。無論よいことであるが他人の誤解を招き易く、孤立の境地に、つばなされることになり、何事も出来ないことになる。えらいといはれる青年ほど仲間の者からさらはれる者が多いのは獨立心を愛するあまりに融和性をかくが爲めである法意せなければならぬ。

## 三、生産事業の第一線に立つは青年

かのデンマークが國をあげて破産のありさまに陥り、國民はたまたま海外に逃げ去るといふあはれさ。この境地をうちひらいて、祖國を滅亡のごんごから救ひあげた者は、實に無名の青年に外ならなかつたのである。彼等は小規模な集約農を以て、製乳養豚に向ひ家畜の形質を改善し、殊に一八七五年頃から科學化したる農場經營と産業組合の運用に好果を收め最近五十年間に面目全く一新し、バター、ベーコン、卵の如きその優品は歐洲市場に於て一頭地をぬくのありさまとなつたのである。

今日農家の困難は、普通一般の不景氣どころではなく、眞に瀕死の危篤状態である。之を救ふには吾等若人の手によらなければならぬ。近時我が下毛郡鶴居村が新生の意氣極めて旺なるものあるは、青年の力與りて大なるものあることを認めねばならぬ。即ち青年農事小組合の農耕上の改善研究が村内一般農業者の農事改良の先驅をなし、遂に村内有志を動かし既に八千圓の寄附金となり社団法人社會教育後援會が生れ、更に篤志家中山氏が三千金を投じて村青年の爲に研究農園を設立するに至りしが如き、青年が生産事業の第一線に立ち、その活躍ぶりめざましく打てば鳴るを證するものであつて青年の爲に萬丈を氣を吐き、大旗幟をひるがへしたものである。農村の衰運何ぞ憂ふるに足らんやである。

## 四、協力一致と團體美

一家の幸福、一村の繁榮、一國の興隆もその基く所は、その家族その村民及びその國民の協力一致の賜である。模範家庭と羨まれ、優良町村とたゞへられる所のもは一言にして盡せば協力一致所謂「をりあひがよい」家庭であり町村である。吾等青年は青年團体員の一員として常にこの修練に心掛、をりあひのよい青年團体としての修練に勉めたい。其青年が家庭人としてはをりあひのよい家庭を作り、町村民としてはをりあひのよい自治町村ができあがる。何事をなすにも正しき目標の下に力を協せ、心を一にして進むことか大切である。青年時代には争闘心に富み反抗心が強いから、やゝもすれば一、二之等青年の爲に折角の事業がかきみだされることが多いから、各々自己を反省し個人的立場と社會協同の福利を害するやうのことがあつてはならぬ。今日社會生活のかどである吾等青年は、一致團結が根本問題である。團結せよ。協力せよ。一致せよ。青年運動の第一はただ協同あるのみであり、團結あるのみである。この協同の精神を缺いたならば、吾等はいつまでも、弱き者として世人より輕ぜられ己の抱負を實現する時代は來ないであらう。弱き者よ團結せよ、弱き者よ協同せよ、而して進むべき道を進め。必や他日天下國家を動かすであらう。

武夫の大和心をより合せ末一筋の大繩にせよ。

(野村望東尼)



### 五、青年の眞に生き行く道

「協力一致して團體美を發揮する」と。いふ事は易いが行ふことは、なか／＼骨のをれることである。縣下の各種團體に於て優良なるもの、少いものを見てわかる。吾等は我が團體に於て眞に熱心にやらうとする人が多勢あれば、これにこしたことはないが、自己一人でもよい。眞にその爲に盡せばいつかはできる。始めて事をなすに當りては、笑つたり、嘲つたり甚しきはさまたげたりするやうがある。それを少しも氣にかけず、堅く信じて動いてはならぬ、機を見、時を考へ、一人でも共鳴者を作ることが大切である。中途挫折するやうなことがあつてはならぬ、斷じて行へば鬼神も動くものである。

自分の精神が純であり、名利を求むるやうなことがなく、世の人のためであるならばいつかは人にもわかり、漸次一般の贊同をうるであらう。かの鶴居村湯屋青年農事小組は組合員僅に七名で創立當初はかなり、かれこれ非難されたものであつたが、水火をも辭せざる組合員の覺悟を以て進んだものである。果してその成績が年一年と現はれ、模範組合として縣農會より表彰せられるまでになつた。吾等健實な青年は官動的政治運動などにくみせず煽動家の口車に乗せられず、何事にも、まじめに、若き手を人の爲に。人に迷惑をかけぬ。といふ覺悟を以て働きたいと思ふ。

青年期は第二の誕生期である、一瞬一はすみの時期である、而して偉大なる潜勢力あることを思ふと共に重大なる責務あることを心せなければならぬ。若き靈の偉大性は萬人平等の神の授けたまひしものなることを感謝し、常に修養によりて高潔なる理想に向つて行進せなければならぬ。

吾等は、日々の禮拜によりて君國並に祖先父母の御恩に感謝し、本務に對しては、進取的創造的研究意氣によりて今日一日最上の努力を致し以て自己人格の向上修練に勉めたいものである。種子のまゝ若芽のまゝ之を墓場に持込ではならぬ。急ぐまい、五年やつて見よう。あせるまい。十年やつて見よう。他を羨むまい。俺一人でやるの決心を以て自己の信ずる最高最善の良果を結ぶべく奮闘努力することが、現代青年の生き行く道である。

○祈りても、しるしなきこそしるしなれ、いのる心に、誠なければ。

○誠あれば、地の下にて泣く虫の、聲も雲井にとどくなりけり。

○つぎはぎの、のらぎに光る若人のかたき心ぞ大和魂。

○したひまつる、心願にあつまりて、うちつけらるゝ地の上かな。

## 第四 經濟の原理

### 一、經濟の基礎概念

人々が生存し其の存在の意義を完ふする爲には精神的に智能を涵養し徳性を琢磨する必要があると共に物質的にも亦其の生活上の必要を満たす工夫をしなければならぬ、凡そ吾人には千差萬別の慾望があり大別して之を精神的慾望、物質的慾望の二者とすることが出来るが其何れを満足せしむるためにも必ず吾々は外界の物資を必要とするのである。飢へて食を求め寒天に暖衣を希ふ物質的慾望は勿論のこと或は讀書、勉學、觀劇其他一切の精神的慾望も外界の物資なくしては吾々は到底之を満足することが出来ないのである。即ち吾人は外界の物資を獲得利用することなくしては決して其の生存を完ふすることが出来ない故に人々はこの必要のために常に諸般の活動をなすのである。かくて人々が其の各種慾望を満足し其の生存を完ふするため外界の物資を獲得利用する行爲を經濟的行爲と稱し此等諸般の經濟的行爲及び之に基いて發生する諸種の設備制度等社會的諸現象を包括して經濟現象又は經濟といふのである。約言すれば經濟とは「人々が外界の物資をえて營む秩序ある生活狀態を指稱するに他ならぬ」のである。而して上述の意義における經濟的諸現象を觀察し、之を記述し分類し其の間に存する理法を研究するものが即ち經濟學の職分とする所である。

由來經濟と云ふ言葉は古くから色々の意義に用ひられ殊に徳川時代に於ては經濟國民の意に用ひられて政治學、倫理學、社會學及び上述の意義に於ける經濟學等の研究對象一切を含む極めて廣い意味に用ひられ、現代に於ても或は「儉約」の意に用ひられて「あの人はとても、經濟がもてる」などといつたり又「富」の意に用ひて「經濟が豊富だから」等と語つたり或は「もつと經



「経済的にやれ」等と云つて「最小の勞力を用ひて最大の効果を收むる」の意に用ひる等色々な意義に用ひられるのであるが、吾々が經濟學の對象として研究せんとする意味に於ての「經濟」の意義は即ち常に上に説明した内容のものであることに留意しなければならぬ。經濟學は其の研究上生産、消費、交易、分配の四大部門に別つのを通常とする、以下順次にその概要を述べることにする。

## 二、生産

### 一、生産の意義

人は其の有する無数の慾望を満足せしむるがために無数の財貨を生産しなければならない。

こゝに云ふ財貨とは吾人の慾望に満足せしむる力即ち効用ある外界の物資を云ふのであるがこれに經濟財及自由財の別がある、空氣水等の如く存在量無限で之をうるのに何等の報酬や勞力を要しないものは之を自由財といひ、その存在量に限があつて從て之をうるためには必ず多少の勞力報酬を要するものを經濟財と云ふのである。而して經濟學に關係のあるものは勿論經濟財のみで自由財は其の研究の範圍外である。之を要するに經濟學上生産と云ふのは即ち吾人が天然の物躰をして其の効用を生ぜしめ又は其の効用を増加せしむるの意である。

### 二、生産の方法

然らば人は如何にして生産を爲しうるかを見るに其の方法に四種の別がある。

- (一)自然物の占有は其の一である例へば探礦、狩獵、漁撈等の如くそれ等は何れも皆自然物たる魚鳥獸礦物等を採取し占取することによつて之等のものを財貨とするのである。
- (二)自然力の利用例へば農業、林業、牧畜業等は動植物の自然の生長力繁殖力を利用することによつて新に財貨を生産するものであることは詳しく説明するまでもないことである。

(三)以上二種の生産に依つて獲得した原料を用ひ或は之を變形し或は之を結合することに依つて新な財貨を生産する工業は又極めて重要な生産の方法である。

(四)以上三種の方法に依つて産出せられた財貨を其の消費者に接近せしむる商業及運送業も又財の効用を増加せしめるものであつて農工業等と等しく生産と云はなければならない。例へば甲地では米の缺乏に苦しんで乙地では過多な米の處分に困惑して居ると云ふ様な場合商人が仲介となつて乙地の米を甲地の消費者に接近せしめ其の需要に應ぜしむるが如き、其の米の効用を増加せしむる點においては農工業等と全くその趣を一にするのである。

### 三、生産の要素

生産は自然、人力、資本の結合に依つて初めて行はれるものである。故にこの三者を生産の要素と云ふのである。

(一)自然。自然とは自然物や自然力の總稱であつて生産に當り(イ)所を與へ(ロ)材料を供し(ハ)動力を與へる。(風力、水力、火力等)もしこの自然がなかつたら人は終に何事も出来ないことは明である就中自然の中最も重要なものは土地であることは云ふまでもない。

(二)勞力。生産に用ひられる一切の精神的及び肉體的の人力を總稱して勞力と云ふ、それが生産に必要なことは又詳説を要しない。而して勞力が生産のために活動する過程を勞働といふ、勞働の能率は多少は引ひて生産上の得喪に影響することは勿論であるが其の勞働能率の多少は(イ)先づ國民若くは個人に個有な智力体力によつて違ひ(ロ)國家の制度、勞働に對する社會的氣風、教育程度等に依つて影響を受けるものである、又熟練に依つて之を増進することが出来るのは勿論であり一方勞働時間間の過多過少は大いに勞働能率を減殺するのである。吾人は其日常經濟生活に於て常にこれ等諸點に留意し以て勞働能率を大ならしめ一國生産の増大を圖らなければならないのである。

### 四、資本

過古に於て生産せられたもので更に再び生産の用に供せられるのを資本といふ、即ち資本と普通の財貨との差別は性質の上



にあるのではなく専ら用途の上にあるのであつて例へばペンは銀行用としては資本であるが學校用としては單なる普通の財貨に過ぎない。資本には固定資本と流動資本の別がある、たゞ一回の使用で資本たる性質を失ふものは後者で例へば工場で焚く石炭、綿糸を製造する棉の如きはこれである。

一回に限らず幾回も生産の目的に使用することの出来るものを固定資本と云ひ諸種の機械貨幣等はその好例である。併しこの區別は嚴格に立てることは出来ない。例へば牛は耕牛として固定資本であるが養牛としては屠殺すると流動資本となる様に同じもので時によつて流動資本となり又固定資本となることがある。

### 五、企業

營利の目的で自己の計算と危険との下に自然と勢力と資本を適當に結合し生産を行ふことを企業と云ふ左に之を分説すると

(イ)企業は營利の目的即ち利潤をうる目的で之を行ふものである。

(ロ)自己の計算とは自己の創意によつて行ふ意で換言すれば注文によらないことである、例へば酒屋が酒を醸るに當つて何千石醸るかは全く酒屋の創意によるのであつて決して買手の注文を受けて醸るのではない。

(ハ)自己の危険とは總ての責任を自己で負ふことを意味するのであつて例へば(ロ)の例に於て酒が腐つたり又代價が下落して大損をしても其の全責任は之を企業者が負擔すると云ふ意味である、以上の條件を備へた生産形式が即ち企業である、そして經營の任に當るものを企業者と云ふのである。現代は企業時代の生産はほとんどすべて自己の生活に直接必要とする物の生産を目的とせず廣く社會に生産物を賣却し以て利潤を得るを目的とするのである。

### 二、交易

多數企業家の間に分業的に生産せられた種々の財貨が相互に交換せられて社會的に有無相通する現象を交易といふ。

交易の行はれる所を市場と云ひ交易の爲に授受せられる財貨を商品と云ふのである、現代は實に交易經濟の時代であり財貨

は主として交易のために生産せられ商品として賣買せらるゝものが大多數である。原始時代は自足經濟と云つて全く無交易の時代であり人々は自己の生活に必要なものは皆自分で生産して居たが文明の進むと共に各人々の長所に従つて分業が行はれる様になり次第にそれが盛になつて遂に今日の様な分業時代交易時代となつたのである。交易のために商品を賣買運搬し財貨を生産者から取つて需要者に渡す仲介の任に當る業務を商業と云ふ。

### 三、分配

#### (一)分配の意義

分配とは企業に依つて生産せられた財貨若くは其價格が生産に預つた各要素の所有者即ち労働者、資本主、地主及企業者間に分配せらるゝことをいふ。而して其れ等生産各要素の所有者や企業家がうる所をその所得と云ふのである、所得を各生産要素の種別に應じて區別すること。

(イ)勞賃即ち労働者の所得。(ロ)利子即ち資本主の所得。(ハ)地代即ち地主の所得。(ニ)利潤即ち企業家の所得。四者に分たれるのである。併し一人で企業家であり兼ねて生産各要素の所有者である場合が少なくないから一人が二種以上の所得を併せうるものが少なくない例へば自作農業者などはこの四種所得を一纏にして取得するのが例である。

#### (二)間接生産者の所得

學者、教育家、軍人警察官吏、醫者、宗教家等は直接には生産にあづかる者でないが之等の人々も又間接的には生産に與るものである。即ち之等の人々の恩恵に與る事に依つてのみ社會一般の人々は其の生産に安んじて従ひ又その生産能率を高める事が出来るのである。かゝる人々の所得は直接に生産に與る者の所得から派生して來るもので之を派生的所得と言ひかゝる分配を派生的分配と呼ぶのである。

#### (三)分配の方法



現在生産は企業家の管理の下に行はれるから分配も亦企業家の手で行はれる又分配は生産せられた財貨に依て直接に行はれることは少く(尤も小作米を米で納める様な例もあるが)大抵は貨幣價格に換算して行はれるのが常である。故に企業家や各生産要素の所有者は一旦貨幣所得として得たもので各々の必要とする財貨を更に市場で購買しなければならぬので有る。

#### (四)分配の公平

分配は各生産要素間に公平に行はねばならぬ、さもなければ同種所得を得る者の階段と異種の所得を得る者の階級との間の利害衝突が起て維濟生活上に不安を來す虞がある、社會問題、と言ふものはその意義は廣汎であるがこの利害衝突に關して起るものか最も多い、そして現今諸國の實狀は益々この問題を困難ならしめる傾向があるが之を紛糾せしめるのは得策でない國家は其の緩和の爲に適當な施設をしなければならぬ又之を社會政策と言ふのである。

#### 四、消 費

##### (一)消費の意義

消費とは人が其の慾望を達する爲に貨財の効用の全部又は一部分を消滅させるのを言ふ。一般に財貨が効用を失ふのは自然と人爲との兩原因によるが或は、雨、風、火等の爲に或は人の暴行過失等の爲に財貨が効用を失ふのは少しも人の經濟上の慾望を満たすのに關しない事であるから此處に言ふ消費ではない、消費には生産的消費と享樂的消費との別がある、前者は例へば絹織物を生産する爲に糸糸を消費するが如く更に生産を得んが爲の消費で後者は例へば衣、食、住等享樂上の慾望を満たしんが爲の消費である、こゝに論ずる消費は専ら享樂的消費に屬するものである。

##### (二)消費と生産との關係

消費と生産との密接な關係がある、生産の行はれるのは畢竟消費する爲で又よく消費が行はれるのは生産がある爲である。其の關係は宛も活きんが爲にに食ひ食はんが爲のための活きると相似てゐる、そして食ふのは即ち消費であるから生活せんが爲に

消費せんが爲に生産するものと言つてもよい、要するに生産も消費も共に生活の根本問題に繋るものである。

##### (三)生産と消費との調和

生産と消費とは相俟て、互に調和のある發達をなさねばならぬ。消費が徒に多くて生産が之に伴はなければ新に資本が成立する餘地なく經濟衰へ國富が減する様になる、之に反し生産ばかり大いに膨脹して消費が之に伴はなかつたら所謂過剰生産になつて財貨は停滯し金融は閉塞し物價は暴落し經濟界は大動搖を惹起する様になる之を恐慌と云ふ、之を要するに生産と消費は常によくその調和を保つことに依つてのみ圓滿なる經濟の發達を望む事が出来るのである。

## 第五 地方自治制度

### 一、地方自治制度の意義

政治は國家直接に行ふもの、外地方の公共團體に依りて行ふ部分が甚だ多い前者を官治行政といひ後者を自治行政といふ、自治制度はこの自治行政に關する規則にして自治行政を行ふ團體の組織運用等を定めたものである。自治とは團體自らの自由意思により自己の負擔に於て必要なる事務を處理するの意にして特に地方自治といふ所以は自治行政を行ふ團體は何れも國家の領土の一部を以て自己の地域とする地域團體たるを以てある。現今我國に於て自治行政を行ふ團體として法律により認められたるものは北海道、府縣、府縣組合、市、町、村、市町村組合、大都市内の區等であつて之れを通常自治團體といふ。

### 二、自治制度の沿革

我國に於ても自治の精神は建國以來存在し自治團體は時代毎に其の性質に幾變遷をなしたといへ繼續して存在し殊に明治維新前に於ては我國の地方行政組織は所謂封建制度にして極端なる地方分權的のものであつた、従つて相當の自治要素を具へて居たのである、而しながら現行の地方自治制度は維新前の制度と甚だ趣を異にするを以て本講座に於ては自治制度の沿革と



して専ら明治維新後の分に付申し述ぶることとする。

徳川幕府の藩籍奉還と共に人心一新策として明治四年七月慶應置縣を行ひ從來の封建制度は郡縣制度（最初三府三百二縣、明治四年十一月三府七十二縣、明治二十二年十一月三府四十三縣）となり郡町村を廢して區を劃し、庄屋、名主、年寄の稱を廢して（明治五年四月）之に代へるに官選の戸長、副戸長を置いて舊來の自治的制度を根柢より破壊し完全なる官治的中央集權制を確立した是は永い間續いた幕府（武家）政治を打破し王政復古の新政に向ふ爲には己むを得ないことであつた。而し公議輿論を尊重する明治維新の政治の大方針を定むるため明治元年三月十四日既に五ヶ條の御誓文（一）廣く會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ（二）上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ（三）官武一途庶民ニ至ルマテ各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス（四）舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ（五）知識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スシヘ）の發布あり。明治七年一月十八日副島、後藤、板垣、江藤諸氏の民選議員建設の建白ありてより民論全國に亘つて喧しくなるに及んで政府は立憲政治を行ふには先づ地方自治の確立を急とすの意見に傾き次第に權力は地方に分たれ自治の制度が漸次實現するに至つた。

明治十一年七月二十二日に郡區町村編制法、府縣會規則及地方税の三新法が公布せられた此の三法は我國現今の地方制度の最初の根本法にして之以前の郡の如きは單なる地理的名稱たるに過ぎざりしも漸く行政區劃として認められ各郡區町村には何れも郡長、區長、戸長を置くことになつた、而して戸長の任命は多くは人民の選舉に依りて町村には町村會を置くことを事實上許された、而し町村會に關する規定は法律に明文なかりしを以て明治十三年四月區町村會法を發布し區町村の公共事務及其の經費の支出徵收方法を議するため區町村會を設けることを明にし漸く現代的な地方制度の根本が確立するに至つた、然しながら之等の法規は未だ不完全なる點多々ありたるを以て種々調査研究の結果漸く成案を得て市制及町村制は明治二十一年四月十七日法律として公布され翌二十二年四月一日以降漸次之を舊來の區町村に施行することになつたのである、市町村の内容實質は次第に自治的要素を具へ鞏固なる團體となりたるも區域は舊來のまゝとなした市制町村制にも第一條に於て市（町村）は從來の區域に依ると規定し其の主旨を明かにす然れども近時交通連絡の異數の進歩發達自治行政の圓滑を期する爲め等の理由によ

り市町村合併の傾向を招來し殊に大都市及其の隣接町村に於て甚しきを見る又府縣制郡制は明治二十三年五月發布せられたるも明治三十二年三月全部に亘る大改正あり市制及町村制も四十四年四月全部改正を爲された、更に時代の進運に連れ自治制の發達を期する目的のために何れも數次の改正を加へられ殊に郡制は大正十年四月郡制廢止法の發布となり大正十二年四月より愈々廢止され自治團體としての存立を失ひ單なる行政區畫となりたるが更に大正十五年七月一日より郡役所（郡長制度）まで廢止となり郡は遂に郡區町村編制法發布以前の郡と同じく單に地理的名稱たるに過ぎざることとなり今日に至つた。

大正十四年五月衆議院議員選舉法の大改正が行はれ所謂普通選舉制度が施行せらるゝに及び府縣制、市制及町村制等の地方自治制度も翌年六月より右の改正を加へられ實質的に重大なる變化を來したのである而して此の普通選舉制度とは選舉權者たるの資格條件としての納稅資格を撤廢するの制度であつて選舉權者たるの積極條件としては帝國臣民たる男子にして年齢二十五年以上の者たることを以て足ることとなつた。昭和四年三月を以て閉會したる第五十六帝國議會に於て前記三つの地方自治制度は自治權の擴充を圖り自治團體の健實なる發達を遂げしむる目的を以て幾多の改正が加へられた其の主なる改正點は（一）府縣會議員、市町村會議員、府縣參事會員及參事會員に對し必要適切なる限度に於て議案の發案權を認めたること（二）府縣に新に條例制定權を付與したること（三）地方自治體に對して國家の行ふ行政監督權を緩和し自治權の確立を保障する爲原案執行權に對し相當制限を加へたること（四）地方自治事務に關する許可權の從來各主務大臣に屬したるものを原則として府縣知事の權限に移したること（五）市參事會の構成に市長助役の如き執行機關を加へざることをなしたること（六）市町村吏員に對する國政事務の委任は將來は必ず法律勅令を以て規定することとなしたること等の諸點である。以上述べたる通り我國地方自治制度は維新直後暫くの間根柢より破壊せられたるも次第に其の精神を回復し明治二十一年市制町村制の發布後頓に發達を來し改正の度重なるに連れ愈々自治權は擴張され遂に今日の如く鞏固なる自治團體に發達するに至つたのである。

### 三、自治制度に必要な精神

自治制度は今や制度として相當に完備した然しながら法律制度は自治團體の進歩發達の上より見る時は必ずしも第一要件で



はない如何に制度は缺點なき迄に完備するも自治團體を構成する住民の精神が改まらなければ到底其の目的を達する事は出来ない、吾々は互に自己のこと考へ我が家の繁榮を圖る事を知らない者は少ないが其の屬する町村の事を考へる者は必ずしも多くはない而しながら多數集まつて自治團體即ち町村を構成してゐる以上は自己の繁榮幸福を望むならば自己の屬する町村の事を考へ其の發展を心懸ける必要がある故に自治團體に屬する各員は充分自治の精神を自覺して團體の爲に盡す心懸けが最も大切である。然らば自治の精神とは如何なるものか市町村の一員として心懸くべき事は多々あるも市制及町村制發布に當つての上諭並理由書の主旨を体し公共心、共同一致、相互愛、獨立自榮の四つの事柄を重じ實行するにあると思ふ。

(一)公共心 公共の爲に盡す心即ち私情を去つて自己及自家以外の利害を考ふる事であつて共存共榮の言葉と同様の事柄である共存共榮とは自己の屬する團體即ち町村に盡し他人と共に利益を分かち幸福を進むるの義にして公共心は私を捨て、他人を思ふ即ち町村なる團體を思ひ其の團體に屬する人々の幸福を進むることなれば其の結果は同じく自己の幸福ともなり結局共存共榮と同一の結果に歸着する市町村制第二條に「官の監督を受け法令の範圍内に於て其の公共事務を處理す」と明記してある、苟も茲に公共事務といふからには公共心がなければならぬ。現代の社會生活は極めて複雑にして社會の力を借らざる吾々の生活は到底考ふることは出来ぬ而して吾々の日常生活に最も密接な關係ある否吾々住民の公共の利益を圖るを存立目的とする鞏固な社會は町村なる自治團體なれば町村が進歩發達することは即ち住民の利益が増し幸福なる所以にして公共心の必要は此處に存するのである。凡そ國家の一員として愛國心の必要なることを知らざる者はない、一朝國家に事ある時生命を賭しても活動することを少しも意としないのは我國の國民性である、而しながら愛國心は戰時又は事變に際してのみ必要なるものではなく平時と雖も必要なるものであつて此の平時の愛國心こそ市町村住民として市町村を思ふ公共心であると謂ふべきである。

(二)共同一致 各人が思ひ／＼の行動をするより相互に力を合せて行動することが如何に大切なる事であるかは申すまでもないことである社會が段々と進歩發達するに従ひ凡ての機關が複雑になる、複雑になればなる程個人だけでは出来ないことが多くなつてくる市町村の仕事には特に然りである、而して町村は大勢の住民の集合体であつて各人の町村住民としての目的も

亦同一である従つて町村の目的を達成し其の向上進歩を圖るは團體員たる者の共同責任であるから共同一致の心懸が極めて必要となつて来る、而して特に注意を要するは共同なる精神は自己以外にも其の團體の事を考へ向上進歩を圖り得る者のあることを頭に置くことが必要である。

(三)相互愛 我が家族制度に於ては家族互に扶養を爲すことを要し家族にあらざるも近隣の者は昔より向三軒兩隣といひ親族に準じて隣保相扶の道徳は我國の美風である此の精神を取入れて我が自治制度は出来て居るのであるから自治團體に屬する者は互に相愛することを心掛けねばならぬ。

御勅語にも「義ハ君臣ニシテ情ハ父子ナリ」と仰せられてある此の有難き御言葉より推すときは我帝國の國民は全く兄弟同様の關係にある況んや同一自治團體に屬する住民間に於てをや。

(四)獨立自榮 相互に他人を頼まず自分の事は自分で處理する覺悟をいふのである、此の精神こそ即ち市町村自治團體そのもの、名前制度に最も相應はしい精神にして自治體の基本心であると考へるのである何となれば地方自治制度の意義に述べたる如く自己の自由意思に依り自己の負擔に於て自己に必要な事業を營むことを目的とするのが自治團體であるからである。「天ハ自ら助クル者ヲ助ク」と古語にあるが誠に名言であつて殊に多數人の團體生活にあつて「他人ニ頼ル」と云ふことは最も慎しまねばならぬ團體生活は人生になくはならぬものであつて色々の長所はあるが兎角相互に依頼心を起し易きものである。従つて團體生活を爲す場合各人が他人に依る考へを起すことがあるならば團體生活は破滅するの外ないものであるに反して獨立自榮の精神を以て同一目的に當るときは其の効果の上には疑ないものである。

#### 四、公共團體の性質及種類

##### (一)性質

公共事務を處理するが爲に存立する法人にして國家の行政組織の一部分を爲すものである、従つて國家の行政機關として其の目的事務を遂行するの義務を有し國家以外に獨立するものではない其事務は假令團體の固有事務にても國家の法令に據り之



を處理するものである而して公共団体は國家が共同利益に關する事務を自營せしむるため其存立を認めたるものである。

(二)公共団体の種類

(イ)地方団体 一定の地域に基いて存立する公共団体にして其の地域は団体の行政權の範圍を示すものにして其の性質は國家に類似するものである。其の行政權は地域内の住民に對してのみならず地域内に在る總べての者に及ぶ、例へば道、府、縣市、町、村、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内の獨立區等の如き之である。

(ロ)公共組合 一定の人を以て構成せらるる公共団体を云ふ、固より其の設立に際しては一定の地域を限るを常とするも、其の地域は団体を定むるの標準たるのみ、団体の領域を受くるものではない。例へば水利組合、商業會議所、農會、耕地整理組合、森林組合、重要物産同業組合、畜産組合、水産組合、酒造組合等の如き之に屬する。

(ハ)營造物法人 特定の目的の爲提供せられたる公共の財産によりて其の目的を遂行する公の団体である。普通に營造物と稱せらるるは國家又は公共団体の事業として經營せらるるものを云ふ之に對して獨立の法人格を認めたものは殆ない、現今の制度にては神社が之に屬する唯一のもの云ふことが出来る。

五、市町村及其の機關

(一)市町村は自治団体の代表的の団体であつて國家の下にあつて一定の地域と其の内に於ける住民とを以て構成要素とする団体である、而して市町村は公法人として財産權の主体となり自己の機關に依つて其の意思を造成し自己の費用負擔に於て各種の事業を營むものである。人間が社會生活を營む上に於て造る団体は種々の形態がある即ち家あり親族あり又府縣市町村、府縣組合、市町村組合、町村組合等の如き地域的の団体あり或は水利組合、水害豫防組合、耕地整理組合等の土地的公共組合より重要物産同業組合、酒造組合、水産組合、商業會議所、農會等の如き職業的產業組合あり、更に男女青年團、戶主會の一種社交的團體に至るまでを算へるときは其の數は極めて多數に上る然れども多くの團體は其の目的が特定し従つて活動範圍も狭

いが府縣市町村は其の目的は廣範にして人間生活の全般に關係するので府縣市町村の行ふべき事務を列擧することは困難であるが市制、町村制の第二條は「市町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ市町村ニ屬スル事務ヲ處理ス」と規定し大体の市町村の取扱ふ事務の範圍を定む、即ち市町村の事務は固有事務と委任事務の二つに分つことが出来る。

(イ)市町村の固有事務の範圍は廣く市町村の公共事務である。市町村の公共事務は直接に市町村自身の利益に關する事務及市町村住民の公共の利益に關する事務の兩者を包含す前者は市町村自身の構成に關する事務(境界變更、廢置分合に關すること機關を選舉すること等)及其の財政に關する事務(後述する)を稱し後者は市町村の存立目的たる内容であつて各種の事業を經營し公の設備を設くるのである。

(ロ)市町村の委任事務は各種の法律命令に依り市町村團體に委任せられたる事務にして其の委任のあつた上は市町村は自己の事務として之を處理する權利義務のあることは固有事務と何等異なることがない。而して市町村の固有事務にも委任事務にも市町村の必らず爲さねばならぬ事務即ち必要事務と爲すと爲さぬとは市町村の自由に屬する事務即ち隨意事務とある、尤も委任事務は性質上多くは必要事務なるも高等小學校の設立の如き隨意事務の例あり、必要事務は小學校の設置、市町村道の管理、國稅府縣稅の徵收の如き其の一例である。

(二)市町村の機關 市町村は法人であつて自然人即ち肉體と意思とを有する人間と異なるから自らの意思なく自ら色々の事務の執行に當ることは出来ない、此處に於て市町村は其の意思を造成する機關を必要とし又之を執行する機關を有するのである、前者を議決機關後者を執行と謂ふ。

(イ)議決機關

組織 議決機關は市にありては市會と市參事會との二つにして町村は町村會である、例外として特別の事情ある町村に於ては府縣知事は其町村をして町村會を設けず選舉權を有する町村公民の總會を以て之に充てしむる事が出来る市町村會は市町村



住民の代議會にして住民中選舉權ある町村公民の選舉に依りて成る一定数の議員を以て組織せらる。

市町村會議員の数は各市町村に依つて同一でない町村は最少十二人、市は三十人を基にして人口の増加に伴ひ一定の率で其の数を増加する、東京市の如きは市會議員數百四十四人（昭和八年）を以て定數とす、而して議長は町村會に在りては町村長（故障ある時は代理者）市會に在りては市會議員中より選舉するのである、市參事會に在りては從來名譽職參事會員の外市長、助役を加へて之が構成員となしたる關係上議長は市長なりしも今般の地方制度の改正より市參事會に名譽職參事會員のみを以て組織する事となりたるを以て議長も其の中から互選する事になつた。而して議員は選舉に依つて其の地位を得るのである之が近代的自治制度の特色である然らば選舉は如何にして行はるゝか以下少しく申述ぶることとする。

選舉は原則として一市町村一選舉區の大選舉區制であつて市に限り選舉區を設けて二以上に分つことが例外として認められて居る、然らば如何なる資格を有する者が選舉權を有し又議員たるには如何なる資格を必要とするか即ち選舉權者被選舉權者たるの資格如何現行市制町村制に於ては選舉權被選舉權を有する者は市町村公民たることを前提としてをる換言すれば市町村公民は例外を除くの外原則として選舉權被選舉權を有するを以て結局市町村公民とは何ぞやといふ事に歸着す。

市町村公民に就ては市制第九條町村制第七條に於て「帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來(市)町村民タル者ハ其ノ(市)町村公民トス」と規定す即ち市町村公民たるには帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子たること及二年以來市町村の住民たることの二つの條件を以て足るのである。

例外としては(一)禁治産者(民法第七條心神喪失の情況に在る者にして裁判所より禁治産の宣告を受けたる者)及準禁治産者(民法第十一條心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及浪費者にして裁判所より準禁治産の宣告を受けたる者)(二)破産者(破産法第百二十六條債務者が支拂を爲す事能はずして裁判所より破産の宣告を受けたる者)にして復權(破産法第三百六十七條破産者が辨濟其他の方法に依り破産債權者に對する債務の全部の免責を得て破産裁判所より復權の決定を受くる事)を得ざる者(三)貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者(生活の爲め救助又は扶助する事を要するを以て病氣をして一時診療

を受くる場合、親から學費を貰ふ場合、老後に隱居して子供から生活費を貰いで貰ふ場合の如きは本號に該當せず)(四)一定の住居(生活の本據たる住所たる事に加へて何等かの形の生活の設備ある事を意味す)を有せざる者(五)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者(六)刑法の皇室に對する罪、外人に關する罪、放火及失火の罪、通貨偽造の罪、文書偽造の罪、有價證券偽造の罪、偽證の罪、誣告の罪、瀆職の罪、窃盜及強盜の罪、詐欺恐喝の罪、横領の罪、贓物に關する罪、等の犯罪を犯し六年未滿懲役の刑に處せられ其の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後其の刑期の二倍に相當する期間を経過するに至る迄の者(七)六年未滿の禁錮刑(例へば内亂罪の如し)に處せられ又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯し六年未滿の懲役の刑に處せられ其の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者の七種類の者は縱令公民たる二つの條件に該當するも公民たる資格なきものとしてある。

市町村任民にして以上述べた積極的及消極的條件を具へる時は市町村公民としてその市町村に於ける市町村會議員たること及議員を選ぶことも出来るのである、只例外として市町村公民として公民權停止中の者(市制第十條第二項町村制第八條第二項)又は陸海軍軍人にして現役中の者、戰時若は事變に際し召集中の者及志願に依り國民軍に編入せられたる者(市制第十一條町村制第九條)は選舉權を有せず又在職の檢察、警察官吏及收稅官吏は其間議員たる事が出來ず選舉事務に關係ある官吏及市町村の有給吏員(選舉事務に關係ある者とは單に選舉の準備事務たる名簿調製の事務に従事するに止まると否とに拘らず苟しくも府縣の官吏吏員にして法律命令又は處務規定等の定むる所に依り選舉の事務に従事すべきもの又は市町村長の命を受け實際選舉事務に従事するものは一切包含するものなり)はその關係區域内に於ては議員たることを禁じてある尙市町村の有給の吏員教員其の他の職員は選舉せらるゝことは出來るがその市町村の市町村會議員と相兼ぬることは出來ないことになつてゐる。(市制第十八條町村制第十九條)

選舉を爲すに當りては二つの重大なる原則がある即ち一は平等の原則他の一は自由の原則である平等の原則とは選舉權即ち投票權に力の差のないこと一人一票主義を採用してをる點である如何なる人でも投票權は一票を有するのみであつてその一票



にも力の差が少しもない大正十年以前にありては市町村會議員の選挙は原則として所謂等級選挙の方法に依り選挙権者を市に在りては三級町村に在りては二級に區別し納税額の多少に依り選挙人の権利に差等を附してをつたのである此の制度に依ると極端な富者は自分で自分に投票すると必ず議員たり得たのである、然るに今日の選挙は全く各人平等で町村は大正十年四月市は大正十一年四月の改正にして等級選挙を廢したのみならず大正十五年の議會に於て衆議院議員選挙法が所謂普通選挙制度に改正されたる結果地方自治制度に於ても選挙制度は此の主旨に改正せられ選挙人被選挙人の資格として納税の條件と謂ふものは全くなくなつたのである。

自由の原則とは議員たらんとすること及投票を爲すに際しては全く自己の自由意思の判断に依つて決することの出来る制度を謂ふのである即ち投票は無記名投票主義を採用し投票は誰が行つたか分らぬやうにして投票者の意思を壓迫するやうな賄賂脅迫その他不當の勢力の加はることを豫防するに努め又投票を得若し得しめん爲議員候補者に對し當選を辭せしむる爲積極的或は消極的に又物質的或は精神的方法に依り自由を妨ぐる所爲ありたる者に對してはその重きは五年迄の懲役四千圓迄の罰金を課し得る事になつてをるのである斯くの如く投票の方法に依り或は刑罰に依りて自由を保持する方法を講じてをる（自由を妨ぐる所爲に對する罰則は衆議院議員選挙法第一百一條乃至第三百三十八條に於て詳細に規定せられ本規定は市制第四十條町村制第三十七條に依り市會又は町村會の選挙に關し準用せらる）

#### 職務権限

1 議決を爲すの權 市町村會は市町村會に關する事件及法律勅令に依りその權限に屬する事件を議決す市町村に關する事件は原則として總べてその議決を終る事を要する是が同じ議決機關であつても帝國議會又は府縣會と異なる所である議決すべき事項を一々列挙するも意味を爲さない事であるが最も重要な議決權は三つである即ち條例規則の制定改廢を爲す自治立法權豫算決算、課税その他の收入及借入金の決定及財産管理に關する監督權並に訴訟及和解に關する議決權である。

2 爭議の決定を爲すの權 選挙名簿、選挙又は當選の効力、市町村會議員の被選挙權の有無等法律の指定せる事件に付ては市町村會が之を決定する議決の一種なるも常に争あることを前提とす。

3 選挙を爲すの權 市町村會は法律勅令に依りその權限に屬する選挙を行ふ市町村長其他重なる市町村吏員、市名譽職參事會員、市會議長等は市町村會の選挙すべき所に屬す。

4 市町村行政を監督するの權（市制第四十五條、町村制第四十二條）

5 意見書提出の權 市町村會一般には外に對して行動するの權を有しないが市町村の公益に關する事件に付ては市町村會の名を以て意見書を市町村長又は監督官廳に提出し及行政廳の諮問に應じて意見書を提出する權能を有するのである。

#### 市參事會

市參事會は市に特別なる議決機關であつて市長助役及名譽職參事會員（昭和四年三月未起の議會に於ける地方制度の改正により市參事會は名譽職參事會員のみを以て組織することに改正せらる）を以て組織し市會の補助機關である従つてその權限の如きも市會に比して遙かに狭小であつて市會の權限に屬する事件にして委任を受けたるもの及法令に依り特に市參事會の權限に屬する事件（其の主なるものは市會成立せず會議を開くこと能はず議決すべき事件は議決せず又は臨時急施を要するに因り市會に代つて議決すること、市長より市會に提出する議案に付市長に意見を述べること、爭議の決定を爲すこと、豫算の範圍内にて一時借入金を爲すこと等である）を取扱ふのみに過ぎない。

#### (ロ)執行機關

市町村の執行機關として市町村長、市町村助役、市町村收入役、市町村書記等がある、其の外市にありては市參與市町村を通じて市町村、副收入役、區長及其の代理者等の執行機關を置くことが出来る。

市長及市助役は有給（昭和四年三月迄の議會にて市長も名譽職と爲し得る如く改正さる）町村長及助役は名譽職たるを原則として共に任期は四年である。

之等各種の執行機關の職務權限を述べるとは之を略し執行機關の代理者たる市町村長の職務權限に付略述せん。市町村長は市町村の機關たる地位と國の機關たる地位とを兼ね具へ府縣又は其の他の公法人の事務に付ても特に市町村長に委任せら